

## 第 3 部 震災応急・復旧対策計画



# 第1章 応急活動体制

災害が発生した場合、市及び防災機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、被災住民の救助その他の防災業務の遂行にあたり、災害救助法の適用、さらに自衛隊の派遣要請等、応急対策に万全を期す。

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 活動の要点 | <p>① 迅速な初動態勢の確立</p> <p>② 連絡体制の確保</p> <p>③ 役割分担の確認</p> |
|-------|-------------------------------------------------------|

## 第1節 市災害対策本部の組織及び運営

市長は、市の地域に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、法令及び本計画の定めるところにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、昭島市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、昭島市災害対策本部条例（昭和38年昭島市条例第13号）、同施行規則（昭和38年昭島市規則第8号）等の定めるところによる。

### 1 市本部の設置

市本部 指令情報班

#### (1) 市本部の設置基準

市長は、以下の状況となったとき、災害対策活動の推進を図るため市本部を設置する。

- ① 市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき
- ② 市の地域において震度5弱以上の地震が発生したとき
- ③ その他市長が市本部を設置する必要があると認めたとき

#### (2) 設置場所

市本部は、市役所本庁舎に設置する。

#### (3) 市本部設置の手續

- ア 市本部を構成する部長相当職にあるものは、市本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理担当部長に市本部の設置を要請する。
- イ 危機管理担当部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認めた場合は副市長に報告の上、市本部の設置を市長に具申する。

#### (4) 市本部設置の通知

- ア 指令情報部長（危機管理担当部長）は、次に掲げる者のうち必要と認めた者に直ちに通知する。
  - （ア）市副本部長及び本部員
  - （イ）都知事（以下「知事」という。）
  - （ウ）昭島消防署長

- (エ) 昭島警察署長
- (オ) 関係防災機関の長
- (カ) 隣接市長
- (キ) その他必要と認められる者

イ 企画対策部長（企画部長）は、直ちに市本部設置の旨を報道機関に発表する。

ウ 各部長は、所属職員に対して市本部設置を周知徹底する。

#### (5) 市本部標示の掲出

市本部が設置されたときは、市役所本庁舎正面又は適当な場所に「昭島市災害対策本部」の標示を掲示する。

#### (6) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、市内の災害状況から必要と判断した場合は、現地災害対策本部を設置することができる。現地対策本部の責任者は、市副本部長及び本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する。

#### (7) 本部の廃止

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、市本部及び現地災害対策本部を廃止する。

市本部廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。

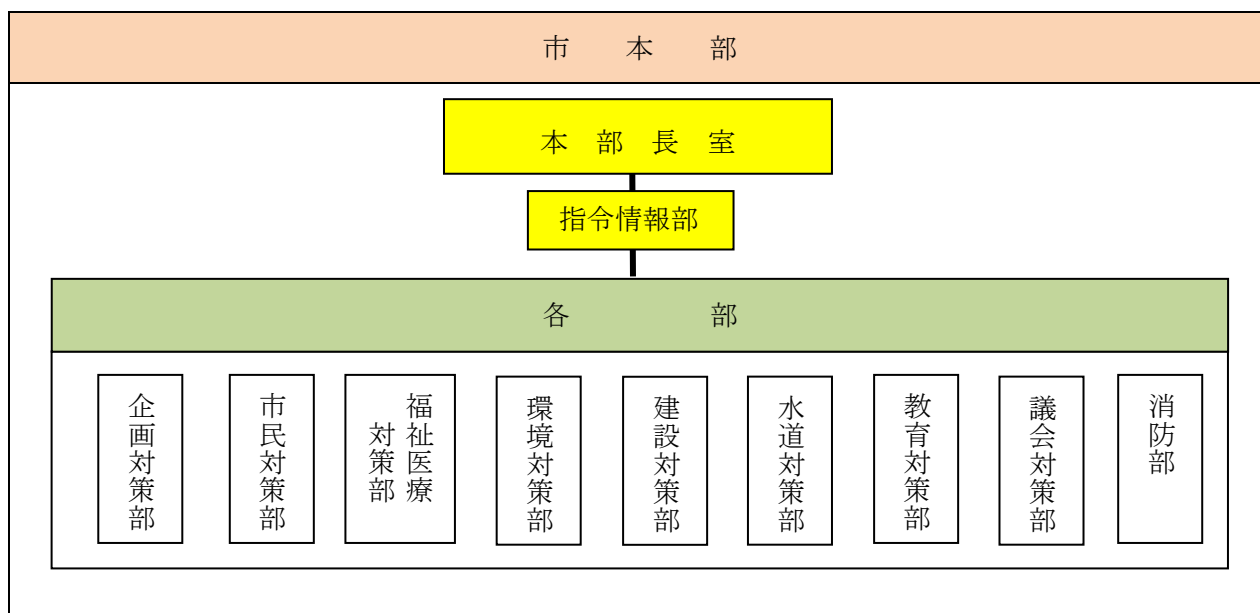
## 2 市本部の組織

市本部

指令情報班

#### (1) 市本部の構成

市本部は、次のとおり本部長室及び部（班）をもって構成する。



#### (2) 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

#### (3) 本部長の代理

本部長に事故があるときは、次の順位でその職務を代行する。

第1 副市長

- 第2 教育長  
 第3 危機管理担当部長  
 第4 総務部長  
 第5 昭島市組織条例（昭和57年昭島市条例第20号）第1条に定める組織の順位

## (4) 本部長室の構成及び職員

本部長室は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、次の者をもって組織する。

（令和3年7月現在）

| 本 部 長 | 副 本 部 長            | 本 部 員                                                                                                                                                                                                                                           | 本部連絡員                                    |
|-------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 市 長   | 副 市 長<br><br>教 育 長 | 企 画 部 長<br>政 策 担 当 部 長<br>総 務 部 長<br>危機管理担当部長<br>デジタル化担当部長<br>市 民 部 長<br>保 健 福 祉 部 長<br>子ども家庭部長<br>環 境 部 長<br>都市整備部長<br>都市計画部長<br>区画整理担当部長<br>会 計 管 理 者<br>水 道 部 長<br>学 校 教 育 部 長<br>生 涯 学 習 部 長<br>議 会 事 務 局 長<br>消 防 団 長<br>消防署長が指名する<br>消防吏員 | 指令情報部及び消防<br>団を除き、各対策部か<br>ら2名<br>(計16名) |

## (5) 本部連絡員

各対策部の部長は、当該対策部の活動を掌握し、本部長室との連携を図るため、あらかじめ連絡員を2名指定し、本部長室に常駐させ、連絡調整体制を確保すること。

## (6) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めたときは、関係機関の長に当該職員の派遣を要請することができる。

## (7) 市本部の部の構成及び職員

市本部の部に次のとおり班を置く。部及び班を構成する職員は、市の部長及び課長の職にある者並びに各部、班に対応する平常時の市の組織に属する職員で本部長が命ずる者とする。

なお、指令情報部は本部長室に直結し、各対策部を統括して指示命令を行う。本部長室の庶務は、指令情報部指令情報班（防災課）が行う。

| 市 本 部   |         | 市 の 組 織（平常時） |                                                              |
|---------|---------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 部       | 班       | 部            | 課                                                            |
| 指令情報部   | 指令情報班   | 総務部          | 防災課<br>三多摩消防団連絡協議会担当<br>地域防災担当                               |
|         | 受援班     |              | 職員課                                                          |
|         | 情報処理班   |              | 情報推進課                                                        |
|         | 管理班     |              | 契約管財課<br>検査課                                                 |
| 企画対策部   | 企画調整班   | 企画部          | 秘書課<br>企画政策課<br>行政経営担当<br>総合基本計画担当<br>法務担当<br>市民総合交流拠点施設建設担当 |
|         | 広報班     |              | 広報課                                                          |
|         | 財政班     |              | 財政課                                                          |
|         | 経理班     |              | 会計課                                                          |
| 市民対策部   | 市民班     | 市民部          | 市民課                                                          |
|         | 調査班     |              | 課税課<br>納税課                                                   |
|         | 経済班     |              | 産業活性課<br>生活コミュニティ課                                           |
| 福祉医療対策部 | 福祉総務班   | 保健福祉部        | 福祉総務課<br>生活福祉課                                               |
|         |         |              | 選挙管理委員会事務局                                                   |
|         |         |              | 監査事務局                                                        |
|         | 避難対策班   | 保健福祉部        | 介護福祉課<br>障害福祉課                                               |
|         |         | 子ども家庭部       | 子ども子育て支援課<br>女性活躍支援担当<br>子ども育成課                              |
|         | 医療救護対策班 | 保健福祉部        | 健康課<br>感染症対策担当<br>保険年金課                                      |
| 環境対策部   | 環境班     | 環境部          | 環境課                                                          |
|         | 清掃班     |              | ごみ対策課<br>清掃センター<br>清掃施設担当                                    |

|       |       |       |                                          |
|-------|-------|-------|------------------------------------------|
| 建設対策部 | 管理班   | 都市整備部 | 管理課<br>交通対策課                             |
|       | 工事班   |       | 建設課<br>建築課                               |
|       | 下水道班  |       | 下水道課                                     |
|       | 復興班   | 都市計画部 | 都市計画課<br>地域開発課<br>区画整理課<br>区画整理調整担当      |
| 水道対策部 | 水道対策班 | 水道部   | 業務課<br>工務課                               |
| 教育対策部 | 庶務班   | 学校教育部 | 庶務課                                      |
|       | 指導班   |       | 指導課<br>統括指導主事                            |
|       | 給食班   |       | 学校給食課                                    |
|       | 社会教育班 | 生涯学習部 | 社会教育課<br>スポーツ振興課<br>市民図書館管理課<br>市民会館・公民館 |
| 議会対策部 |       | 議会事務局 |                                          |
| 消防部   |       | 消防団   |                                          |

## (8) 市本部職員の職務

| 職 名                  | 職 務                             |
|----------------------|---------------------------------|
| 本部長（市長）              | 市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。       |
| 副本部長（副市長、教育長）        | 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員（部長）※             | 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。          |
| 各対策部長（部長）※           | 本部長の命を受け、部の事務を掌理する。             |
| 本部派遣員（防災関係機関職員）      | 専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。        |
| 本部連絡員（各本部員が指名する職員）   | 各対策部と本部との連絡調整に従事する。             |
| その他の本部職員（本部長が指名する職員） | 部長の命を受け、部の事務に従事する。              |

※ 本部員である部長・副本部長と各対策部の部長は同一人であり、本部員にあつては、本部長室の事務に従事し、対策部長にあつては、対策部を掌理する。

## (9) 市本部の所掌事務

市本部の所掌事務は、次のとおりとする。

## ① 本部長室

| 名称   | 本部長室の構成                                   | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長室 | 災害対策本部長      市長<br>災害対策副本部長    副市長<br>教育長 | 1 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事<br>2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事<br>3 避難情報の発令に関する事<br>4 東京都及び関係防災機関に対する応援の要請に関する事<br>5 他の自治体との相互応援に関する事<br>6 災害救助法の適用申請及び自衛隊の派遣要請に関する事<br>7 災害対策に要する経費の処理方法に関する事<br>8 激甚災害指定の申請に関する事<br>9 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関する事 |

## ② 各部

| 部     | 部長                    | 班名    | 班長                                           | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------|-------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指令情報部 | 部長<br>危機管理担当部長        | 指令情報班 | 班長 防災課長<br>補佐 三多摩消防団連絡協議会担当課長<br>補佐 地域防災担当課長 | 1 各対策部の統括に関する事<br>2 特別非常配備態勢及び非常配備態勢に関する事<br>3 職員の動員に関する事<br>4 通信及び情報収集の総括に関する事<br>5 災害情報の総括に関する事<br>6 都及び関係防災機関との連絡調整に関する事<br>7 災害救助物資の確保・調整に関する事<br>8 本部長室の庶務に関する事<br>9 その他災害対策の連絡要請に関する事 |
|       | 副部長<br>総務部長・デジタル化担当部長 | 受援班   | 班長 職員課長                                      | 1 受援計画に基づく労務及び災害応援の受入れに関する事<br>2 受援計画に基づく民間協力機関への協力要請に関する事<br>3 職員の服務に関する事<br>4 自衛隊の派遣要請に関する事                                                                                               |
|       |                       | 情報処理班 | 班長 情報推進課長                                    | 1 情報処理機器の保全に関する事<br>2 災害関係文書の受信及び発信に関する事                                                                                                                                                    |
|       |                       | 管財班   | 班長 契約管財課長<br>補佐 検査課長                         | 1 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事<br>2 車両等輸送機関の調達及び確保に関する事<br>3 市庁舎の保全に関する事<br>4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事                                                                                                  |



| 部     | 部長                          | 班名    | 班 長                                                               | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画対策部 | 部長 企画部長<br>副部長 政策担当部長・会計管理者 | 企画調整班 | 班長 企画政策課長<br>補佐 秘書課長<br>補佐 行政経営担当課長<br>補佐 法務担当課長<br>補佐 総合基本計画担当課長 | 1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関すること。<br>2 災害救助法の適用に関すること。<br>3 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。                                                                                                                                               |
|       |                             | 広報班   | 班長 広報課長                                                           | 1 災害に関する広報及び広聴に関すること。<br>2 報道機関の対応に関すること。                                                                                                                                                                                      |
|       |                             | 財政班   | 班長 財政課長                                                           | 災害対策関係予算に関すること。                                                                                                                                                                                                                |
|       |                             | 経理班   | 班長 会計課長                                                           | 災害対策に必要な現金に関すること。                                                                                                                                                                                                              |
| 市民対策部 | 部長 市民部長                     | 市民班   | 班長 市民課長                                                           | 1 応急主要食料の調達及び運搬に関すること。<br>2 安否確認に関すること。<br>3 遺体収容所の設置に関すること。<br>4 遺体の安置及び火葬の手続等に関すること。                                                                                                                                         |
|       |                             | 調査班   | 班長 課税課長<br>補佐 納税課長                                                | 1 被害状況の調査及び報告に関すること。<br>2 罹災証明に関すること。<br>3 税の減免等に関すること。<br>4 帰宅困難者に関すること。                                                                                                                                                      |
|       |                             | 経済班   | 班長 産業活性課長<br>補佐 生活コミュニティ課長                                        | 1 避難所（松原町コミュニティセンター、勤労商工市民センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。<br>2 避難所の管理及び運営に関すること。<br>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。<br>4 農業及び中小企業の応急対策に関すること。<br>5 応急食品、応急労務の調達に関すること。<br>6 災害救助物資（備蓄品等を含む）の運搬に関すること。<br>7 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。 |

| 部       | 部長                                                         | 班名      | 班 長                                                                    | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉医療対策部 | 部長<br>保健福祉部長※ <sup>1</sup><br>副部長<br>子ども家庭部長※ <sup>2</sup> | 福祉総務班   | 班長 福祉総務課長<br>補佐 生活福祉課長<br>補佐 選挙管理委員会事務局長<br>補佐 監査事務局長                  | 1 避難行動要支援者の支援に関すること。<br>2 災害救助資金等の融資及び災害弔慰金の支給に関すること。<br>3 義援金品の受領及び配分に関すること。<br>4 被災者の生活相談等に関すること。<br>5 災害ボランティアに関すること。<br>6 暮らしの復興に関すること。<br>7 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|         |                                                            | 避難対策班   | 班長 障害福祉課長<br>補佐 介護福祉課長<br>補佐 子ども子育て支援課長<br>補佐 女性活躍支援担当課長<br>補佐 子ども育成課長 | 1 避難所（福祉避難所、児童センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。<br>2 避難所の管理及び運営に関すること。<br>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。<br>4 高齢者の避難誘導及び救護に関すること。<br>5 障害者の避難誘導及び救護に関すること。<br>6 保育園児の避難誘導及び救護に関すること。<br>7 児童センター及び学童クラブの児童の避難誘導及び救護に関すること。<br>8 福祉施設の保全に関すること。                                                                                                                                                                                                                                    |
|         |                                                            | 医療救護対策班 | 班長 健康課長※ <sup>3</sup><br>補佐 感染症対策担当課長<br>補佐 保険年金課長                     | 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。<br>2 救急医薬品の確保に関すること。<br>3 負傷者等の搬送に関すること。<br>4 医療並びに乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。<br>5 医療相談窓口の設置に関すること。<br>6 防疫その他保健衛生に関すること。<br>7 医療救護活動拠点の設置及び運営に関すること。<br>8 災害薬事センターの設置及び運営に関すること。<br>9 市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの活動に関すること。<br>10 感染症予防対策に関すること。<br>※ <sup>1</sup> 保健福祉部長は、医療救護活動拠点開設後、同拠点に移動し、医療救護活動拠点事務局長、及び災害薬事センター事務局長を兼ねる。<br>※ <sup>2</sup> 子ども家庭部長は、医療救護活動拠点開設後、災害対策本部において、福祉医療対策部長の任務を代行する。<br>※ <sup>3</sup> 健康課長は、医療救護活動拠点事務局次長・災害薬事センター副センター長を兼ねる。 |
| 環境対策部   | 部長<br>環境部長                                                 | 環境班     | 班長 環境課長                                                                | 1 環境保全に関すること。<br>2 動物愛護（ペット対策）に関すること。<br>3 用水路の保全に関すること。<br>4 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         |                                                            | 清掃班     | 班長 ごみ対策課長<br>補佐 清掃センター長<br>補佐 清掃施設担当課長                                 | 1 ごみ及びがれきの処理に関すること。<br>2 清掃事業施設の保全に関すること。<br>3 避難所（環境コミュニケーションセンター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。<br>4 避難所の管理及び運営に関すること。<br>5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 部     | 部長                               | 班名    | 班 長                                                  | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------|-------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設対策部 | 部長 都市整備部長<br>副部長 都市計画部長・区画整理担当部長 | 管理班   | 班長 管理課長<br>補佐 交通対策課長                                 | 1 応急対策用資材の確保及び運搬に関する事<br>2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する事<br>3 公共土木施設の復旧に関する事<br>4 緊急道路等の障害物の処理に関する事<br>5 がれき、廃材、土石等の処理に関する事<br>6 応急労務の需給に関する事 |
|       |                                  | 工事班   | 班長 建設課長<br>補佐 建築課長                                   | 1 仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関する事<br>2 建築物、被災宅地の危険度判定に関する事<br>3 市有建築物の応急修理に関する事<br>4 水防及び排水活動に関する事                                           |
|       |                                  | 下水道班  | 班長 下水道課長                                             | 1 下水道施設の被害調査及び復旧に関する事<br>2 し尿収集・運搬に関する事                                                                                              |
|       |                                  | 復興班   | 班長 都市計画課長<br>補佐 地域開発課長<br>補佐 区画整理課長<br>補佐 区画整理調整担当課長 | 1 災害復興の都市計画に関する事<br>2 区画整理地区の応急対策に関する事<br>3 応急仮設住宅の入居者に関する事<br>4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事                                                |
| 水道対策部 | 水道部長                             | 水道対策班 | 班長 工務課長<br>補佐 業務課長                                   | 1 給水資材の確保及び運搬に関する事<br>2 応急給水に関する事<br>3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事<br>4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事                                                   |

| 部     | 部長                            | 班名    | 班 長                                                      | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育対策部 | 部長<br>学校教育部長<br>副部長<br>生涯学習部長 | 庶務班   | 班長 庶務課長                                                  | 1 学校避難所の開設及び収容に関すること。<br>2 学校避難所の管理及び運営に関すること。<br>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する<br>こと。<br>4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する<br>こと。                                                                      |
|       |                               | 指導班   | 班長 指導課長<br>補佐 統括指導主事                                     | 1 教職員の非常配備に関すること。<br>2 応急教育に関すること。<br>3 児童及び生徒の避難誘導及び救護に関すること。<br>4 児童及び生徒の学用品等の供給に関すること。                                                                                                 |
|       |                               | 給食班   | 班長 学校給食課長                                                | 避難所等の応急給食に関すること。                                                                                                                                                                          |
|       |                               | 社会教育班 | 班長 社会教育課長<br>補佐 スポーツ振興課長<br>補佐 市民図書館管理課長<br>補佐 市民会館・公民館長 | 1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエ<br>ンシス以下この項において同じ。）の開設及び収容に<br>関すること。<br>2 避難所の管理及び運営に関すること。<br>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する<br>こと。<br>4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関す<br>ること。<br>5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。 |
| 議会対策部 | 部長<br>議会事務局長                  | 議会班   | 班長 議会事務局次長                                               | 1 市議会議員との連絡調整に関すること。<br>2 他の部の協力に関すること。                                                                                                                                                   |
| 消防部   | 部長<br>消防団長                    |       | <b>【消防団】</b><br>班長 副団長                                   | 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関するこ<br>と。<br>2 救急及び救助に関すること。<br>3 危険物等の措置に関すること。<br>4 その他消防に関すること。                                                                                                  |

**3 市本部の運営****市本部****指令情報班**

## (1) 本部長室の運営

- ア 本部長室の運営は、指令情報部長が統括し、指令情報班長がこれを補佐する。
- イ 本部長室における指示、命令等の発信事項及び受信事項の処理は、資料58「情報通信伝票様式」を使用して行うものとする。
- ウ 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- エ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外のものに対し、本部長室への出席を求めることができる。
- オ 部長（対策部長）は、本部連絡員を活用し、当該対策部の活動状況等を掌握し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

## (2) 市本部の通信連絡体制の確保

部長は、本部が設置されたときは、直ちに部内の通信連絡体制の確保を図ることとし、市本部の通信運用管理は、指令情報部長が統括し、指令情報班長がこれを補佐する。

## (3) 本部長への措置状況等の報告

部長は、次の事項について速やかに本部長に報告しなければならない。

- ア 調査把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
- エ 本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められた事項

## (4) 職員の服務

市本部に属するすべての職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ 不急の事業、会議、出張等は中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れる場合には、上司に連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- オ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、市本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
- カ 非常配備態勢が発令されたときは、自分及び周囲の安全を確認し、速やかに参集すること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず市本部又は上司と連絡をとり、自分の安否を知らせること。

## 4 業務拠点の設置

市本部

対策班

災害対策業務を実施するため、市内各所に次のとおり業務拠点を設ける。

## 【市対策本部の実施機関】

| 名 称                 | 設 置 場 所                   | 目 的（業務内容）                 | 所 管            |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|----------------|
| 要配慮者センター            | 市役所本庁舎保健福祉部               | 要配慮者対策の総合推進               | 避難対策班          |
| 相談センター1             | 市役所本庁舎市民ロビー               | 生活相談等の各種相談窓口              | 市民班<br>福祉総務班   |
| 相談センター2             | 保健福祉センター                  | 医療相談等の各種相談窓口              | 市民班<br>医療救護対策班 |
| 医療救護活動拠点            | 保健福祉センター                  | 災害医療コーディネーターによる医療支援に関する調整 | 医療救護対策班        |
| 災害薬事センター            | 保健福祉センター                  | 災害薬事コーディネーターによる医薬品の確保・調達  | 医療救護対策班        |
| 特殊栄養食品ステーション        | 保健福祉センター                  | 特殊栄養食品の支援物資の仕分け、栄養士の配置・調整 | 医療救護対策班        |
| 災害ボランティアセンター        | 総合スポーツセンター                | ボランティア受付け、派遣等のコーディネート     | 福祉総務班          |
| 地域輸送拠点<br>（救援物資集積所） | 総合スポーツセンター                | 救援物資の仕分け、配送等の集配センター       | 福祉総務班          |
| 帰宅困難者支援ステーション1      | 総合スポーツセンター                | 帰宅困難者支援（江戸街道）             | 調査班            |
| 帰宅困難者支援ステーション2      | 市役所本庁舎                    | 帰宅困難者支援（奥多摩街道）            | 調査班            |
| 復旧作業センター            | 昭和町分室                     | 道路啓開や土木施設復旧等の作業本部         | 管理班            |
| ごみ処理センター            | 清掃センター<br>環境コミュニケーションセンター | ごみ処理、焼却処理等の作業本部           | 清掃班            |
| がれき集積センター           | くじら運動公園                   | 収集したがれき等の一次集積場            | 清掃班            |
| し尿収集センター            | 市役所本庁舎下水道課                | し尿収集及び運搬の作業本部             | 下水道班           |
| 給食センター              | 学校給食共同調理場                 | 食料調達、食料供給の作業本部            | 給食班            |
| 給水センター              | 水道部東部配水場                  | 飲料水供給の作業本部                | 水道班            |



## 第2節 職員の初動態勢

災害時には、市の職員の初期段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。特に地震災害に対しては、緊急かつ広範囲な対応が必要とされることから、発災時の対応を円滑に行うため、職員の初動態勢を次のとおり確保する。

## 1 勤務時間外の初動態勢

市本部

対策班

## (1) 特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、次の基準により職員は速やかに参集する。

|                                       |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| 夜間、休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震により市内に災害が発生したとき | 職員は、発災初期の災害応急対策に従事するため、自主的に参集する。 |
|---------------------------------------|----------------------------------|

## (2) 初動班

特別非常配備態勢で参集する職員を、担当する業務により「初動班Ⅰ」、「初動班Ⅱ」、「初動班以外の職員」に分類する。

初動班Ⅰ、Ⅱについては、あらかじめ市長が指名する。（資料59「初動班の任務」参照）

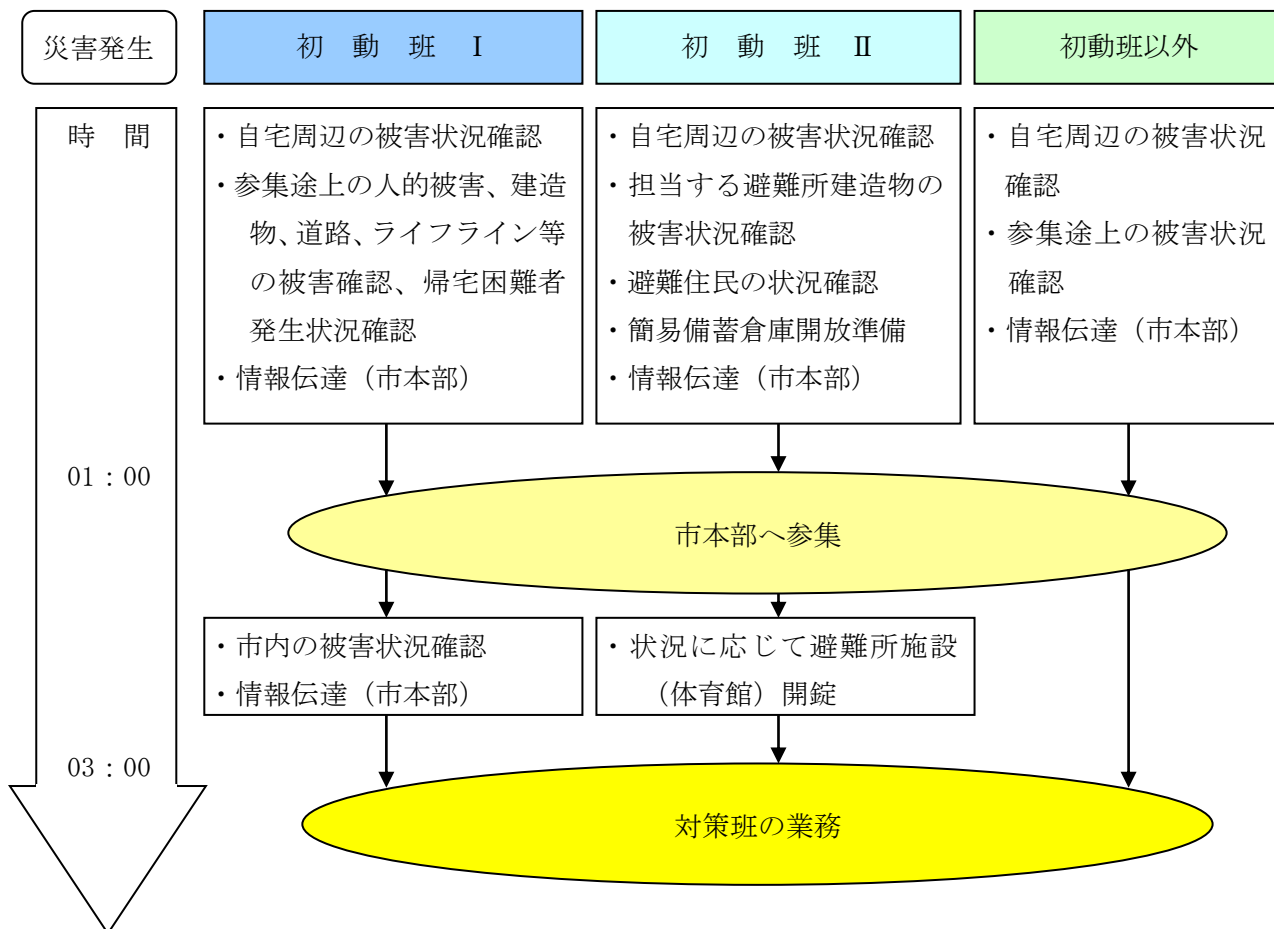
| 種 類                      | 担 当 業 務                                                                                                                                                                            | 参集場所 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 初動班Ⅰ<br>(市内及び隣接市に在住する職員) | 災害発生初期における被害状況の緊急調査<br>①人命の危険の有無、人的被害の状況調査<br>②火災等の二次災害の発生状況及び危険性の調査<br>③家屋等建物の倒壊状況の調査<br>④道路、橋りょう及び公共施設の被害状況の調査<br>⑤ライフライン及び交通機関の被害状況の調査<br>⑥その他災害拡大防止に必要な事項の調査<br>⑦帰宅困難者の発生状況の調査 | 本部長室 |
| 初動班Ⅱ<br>(避難所近隣に在住する職員)   | 災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査<br>①体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査<br>②避難所周辺の火災発生状況の調査<br>③被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査<br>④体育館及び簡易備蓄倉庫の開放準備<br>⑤その他、避難所での緊急対応                                     | 各避難所 |
| 初動班以外の職員                 | 各部、班の応急対策業務                                                                                                                                                                        | 所属部署 |

## 2 特別非常配備態勢の流れ

市本部

指令情報班

夜間・休日等の勤務時間外の職員の初動態勢は概ね次のとおりとする。



参集時における被害状況確認については、資料60「参集途上状況調査報告書」により実施すること。  
また、職員の参集状況を対策部・対策班ごとに資料61「職員参集記録簿」を使用して記録する。

## 3 勤務時間内の初動態勢

市本部

対策班

## (1) 非常配備態勢

本部長は、通常の勤務時間内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の区分に基づき職員を配備する。

なお、本部長（部長）は、各態勢に応じた人員を確保するものとするが、各部において各態勢による人員では、対応できないと判断した場合は、必要な人員を増員する等、臨機応変な対応を図る。



| 種 類          | 発 令 の 時 期                                                                  | 態 勢                                                                        | 配 備 人 員                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1非常<br>配備態勢 | ① 市域内に災害が発生するおそれのあるとき。<br>② 市内に震度4の地震が発生したとき。<br>③ その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 | 災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信、情報収集活動を主とする態勢とする。 | 課 長<br>相当職<br>以 上                                      |
| 第2非常<br>配備態勢 | ① 市域内に局地的災害が発生したとき。<br>② 市内に震度5弱の地震が発生したとき。<br>③ その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。   | 第1非常配備態勢を強化し、局地的災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。        | 全職員                                                    |
|              | 災害の規模等により、職員だけでは業務継続計画（BCP）に基づく優先業務の継続が困難な場合                               | 災害時においても、優先して継続しなければならない業務を継続するために必要な人員を職員以外で確保できるものとする。                   | あらかじめ<br>同意を得て<br>登録されて<br>いる<br>会計年度任<br>用職員<br>市OB職員 |

## (2) 非常配備態勢の人員

各非常配備態勢の人員は、次のとおりである。

(令和3年7月現在)

| 本 部 組 織       | 所属人員 | 第1非常配備態勢 | 第2非常配備態勢 |
|---------------|------|----------|----------|
| 本 部 長         | 1    | 1        | 1        |
| 副 本 部 長       | 2    | 2        | 2        |
| 本 部 員         | 17   | 17       | 17       |
| 計             | 20   | 20       | 20       |
| 指 令 情 報 部     | 52   | 6        | 52       |
| 企 画 対 策 部     | 45   | 8        | 45       |
| 市 民 対 策 部     | 90   | 5        | 90       |
| 福 祉 医 療 対 策 部 | 194  | 12       | 194      |
| 環 境 対 策 部     | 33   | 4        | 33       |
| 建 設 対 策 部     | 84   | 9        | 84       |
| 水 道 対 策 部     | 25   | 2        | 25       |
| 教 育 対 策 部     | 94   | 8        | 94       |
| 議 会 対 策 部     | 7    | 1        | 7        |
| 消 防 部         | 84   | 12       | 84       |
| 計             | 708  | 67       | 708      |
| 合 計           | 728  | 87       | 728      |

## (3) 初動班の役割

初動班Ⅰは、所属する対策班の活動を実施する。初動班Ⅱは、担当する避難所へ急行し、特別非常配備態勢と同様の活動を実施する。

## 4 職員の責務

市本部

部（対策部）

## (1) 部長の責務

ア 部長は、あらかじめ各非常配備態勢において措置すべき要領及び業務継続計画（BCP）で定める非常時優先業務を災害時業務計画として課長に作成させ、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

イ 部長は、災害時業務計画の実効性を担保するため、計画的に課・部単位による個別訓練を実施させ、計画の検証を行い、必要に応じて見直しを図ること。

ウ 部長は、あらかじめ各非常配備態勢において、業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底させておかなければならない。

エ 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、所属職員を掌握し、直ちに所定の部署に職員を配置し、適切な応急対策をとらなければならない。

## (2) 課長の責務

ア 課長は、部長を補佐するとともに、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

イ 課長は、災害時業務計画を定め、所属職員に周知徹底させなければならない。

## (3) 職員の責務

ア 職員は、非常配備態勢の発令があった場合は、速やかに参集する。

イ 職員は、従事すべき配備態勢に該当しない場合であっても、下命を受けた場合は、災害活動等に従事すること。

ウ 職員は、参集訓練等により非常配備態勢の要領及び災害時業務計画を熟知するとともに、万一の災害に備え日頃から危機管理意識の向上に努める。

## 5 初動期の主な活動

市本部

部（対策部）

市本部は、各対策班の所掌事務に基づき応急活動に当たることとなるが、地震発生直後の初動期の活動を対策班別に次のとおり実施する。

| 区分     | 第1段階                                                | 第2段階                                         | 第3段階                                                            |
|--------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 時間     | 発災から6時間程度                                           | 発災6時間後から3日程度                                 | 発災4日後から1週間程度                                                    |
| 初動期の主な | 情報収集<br>被災者の把握<br>救助・救援の実施<br>被害状況の把握<br>避難所被害状況の把握 | 応援要請<br>避難所開設<br>医療救護所開設<br>食料等の配布<br>物資調達要請 | ごみ・がれきの処理<br>ライフラインの復旧<br>緊急物資輸送路の確保<br>ボランティアセンター開設<br>二次避難所開設 |

|             |                                                                   |                                                         |                              |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------|
| な<br>活<br>動 | 関係機関との連絡調整<br>通信手段の確保<br>避難行動要支援者の安否確認<br>都へ被害状況報告(速報)<br>応急給水の実施 | 仮設トイレの設置<br>帰宅困難者対策の実施<br>市民への情報伝達<br>災害救助物資の確保<br>安否確認 | 負傷者の救援支援<br>災害応援の受入<br>遺体の収容 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------|

| 班 名     | 第1段階                                                      | 第2段階                               | 第3段階                       |
|---------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 本部長室    | 非常配備態勢の発令<br>市本部・本部長室の開設                                  | 緊急物資調達要請(本部長)                      | 応援要請(本部長)                  |
| 指令情報班   | 参集職員への情報収集区域の指示<br>都への被害状況報告<br>関係機関との連絡調整<br>人的・物的被害情報集計 | 都、関係機関との連絡調整<br>災害救助物資の確保・調整       | 都、関係機関との連絡調整               |
| 受援班     | 参集職員数の把握                                                  | 自衛隊等の派遣要請                          | 災害応援受入準備<br>協定締結事務所へ物資搬入依頼 |
| 情報処理班   | 通信手段の確保<br>情報機器の被害状況の確認                                   | 情報処理機器の復旧                          |                            |
| 管財班     | 市庁舎の被害情報収集<br>庁舎の点検                                       | 車両の確保                              | 災害対策用資器材の調達                |
| 広報班     | 防災行政無線等による広報<br>市内被害情報収集                                  | 報道機関対応<br>ホームページに災害情報掲載            | 市民への広報                     |
| 企画調整班   | 市内被害情報収集                                                  | 災害救助法の適用申請                         | 復興計画の調整                    |
| 財政班     | 市内被害情報収集                                                  | 他班への協力                             | 災害復旧の財政措置                  |
| 経理班     | 市内被害情報収集                                                  | 他班への協力                             | 災害復旧の経理                    |
| 市民班     | 市内被害情報収集                                                  | 応急食料の調達<br>人的被害状況の把握               | 遺体収容所開設準備<br>遺体搬送用車両の確保    |
| 調査班     | 市内被害情報収集<br>帰宅困難者の情報収集(駅)                                 | 帰宅困難者支援ステーション開設                    | 帰宅困難者支援ステーション運営            |
| 経済班     | 事業所、農業等被害情報収集                                             | 応急食料の調達<br>避難所開設準備・開設<br>避難所への職員配備 | 他班への協力<br>避難所運営            |
| 福祉総務班   | 避難行動要支援者の対応                                               | 避難行動要支援者の対応<br>ボランティアセンター開設準備      | ボランティアセンター開設               |
| 避難対策班   | 避難行動要支援者の安否確認                                             | 要配慮者の避難支援及び避難場所の確保                 | 二次(福祉)避難所開設                |
| 医療救護対策班 | 医療救護所開設準備<br>市内被害情報収集                                     | 医療救護班派遣要請<br>医療救護所の開設              | 負傷者の救護支援                   |
| 環境班     | 危険物貯蔵施設被害情報収集<br>用水路の被害状況把握                               | 他班への協力                             | 動物愛護対策の実施                  |
| 清掃班     | 清掃センター被害情報収集                                              | 清掃事業施設の保全<br>収集体制の確保<br>ごみ処理計画の作成  | がれき処理計画の作成<br>ごみの収集        |
| 管理班     | 土木施設等の被害状況収集                                              | 土木施設等の復旧<br>応急対策用資材の確保・運搬          | 緊急物資輸送道路の確保<br>がれき・土石の処理   |
| 工事班     | 土木・建築工事及び用地取得現場の被害状況収集<br>避難所の応急危険度判定                     | 市有建築物、宅地の危険度判定                     | 市有建築物の応急修理<br>市有宅地の応急修理    |
| 下水道班    | 下水道施設の被害情報収集                                              | 仮設トイレの設置<br>し尿収集車両の確保              | し尿収集車による搬送<br>ライフラインの復旧    |
| 復興班     | 市内被害情報収集                                                  | 他班への協力                             | 他班への協力                     |
| 水道対策班   | 水道施設の被害情報収集<br>応急給水の実施                                    | ライフラインの復旧<br>応急給水の実施               | ライフラインの復旧<br>応急給水の実施       |
| 庶務班     | 学校施設の被害情報収集                                               | 避難所開設準備・開設<br>避難所への職員配備            | 避難所運営支援                    |

|       |                            |                         |             |
|-------|----------------------------|-------------------------|-------------|
| 指導班   | 学校施設の被害情報収集<br>学校教職員への協力要請 | 避難所開設準備・開設              | 避難所資機材手配、搬入 |
| 給食班   | 給食施設の被害情報収集                | 米穀等の調達<br>炊出し準備         | 炊出し開始       |
| 社会教育班 | 社会教育施設の被害情報収集              | 避難所開設準備・開設<br>避難所への職員配備 | 避難所運営       |
| 議会班   | 職員の安否確認<br>市内被害情報収集        | 他班への協力                  | 他班への協力      |

## 第3節 関係機関等への協力要請

市本部

指令情報班

受援班

関係機関

市長は、市の地域に災害が発生した場合において、市の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都関係機関、関係指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

関係機関は、市から協力の要請があった場合、市に協力するものとする。

## 第4節 関係機関の活動態勢

市本部

指令情報班

関係機関

## 1 責務

関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係法令、防災業務計画、都防災計画及び市防災計画等の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するものとする。

## 2 活動態勢

関係機関は、前記の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する者の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

## 第2章 情報の収集・伝達

各関係機関は、災害が発生したときは、迅速で的確な情報の収集及び伝達を行う。

### 活動の要点

- ① 通信体制の確保
- ② 市民に対する的確な情報伝達
- ③ 報道機関への対応

### 第1節 情報通信連絡体制

#### 1 災害情報の発表・伝達

#### 関係機関

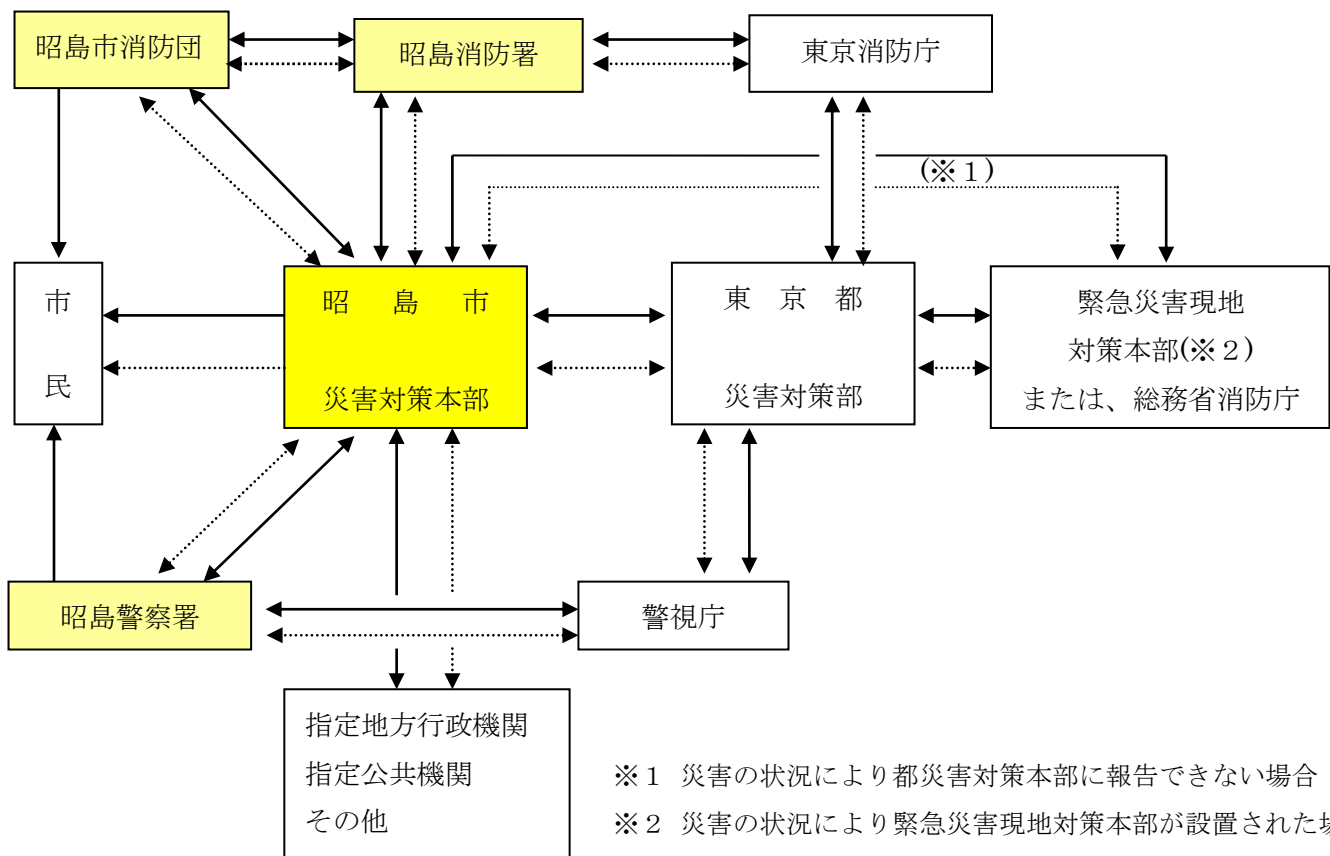
##### (1) 警報及び予報などの情報通信連絡体制

災害に係る警報及び注意報の発表伝達における通信連絡の系統図及び各機関の情報連絡体制は、次のとおりである。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | <p>1 異常現象の通報<br/>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官や消防官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。</p> <p>2 災害原因に関する重要な情報の通報<br/>地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般市民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 予警報の伝達<br/>市は、重要な注意報及び警報について、都、昭島警察署、昭島消防署又はN T T東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織に通報するとともに、都、昭島消防署及び昭島警察署の協力を得て市民に周知させる。</p> |
| 都   | <p>1 災害原因に関する重要な情報の通報<br/>都は、災害原因に関する重要な情報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、市に關係する情報を通報する。</p> <p>2 予警報の伝達<br/>都は、警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自ら発表を知ったときは、市に關係する情報を通知する。</p>                                                                                                                                                                                                                           |

|           |                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭島消防署     | 1 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、市民に周知する。<br>2 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、市民に周知する。 |
| 昭島警察署     | 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。                                                                                        |
| 消防団       | 異常現象に関する情報を収集し、これを市に通報するとともに市民に周知する。                                                                                                  |
| N T T 東日本 | 1 気象庁からN T T 東日本に伝達された各種警報を市及び関係機関に通報する。<br>2 警報に関する通信は優先して取り扱う。                                                                      |

通信連絡系統図



有線又は口頭

———

無線

.....



(2) 通信連絡方法

市本部 指令情報班

市本部と関係機関との通信連絡は、原則として以下の方法で行う。

ア 都

都との連絡は、東京都防災行政無線のファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。

災害の状況により、都災害対策本部（以下「都本部」という。）に連絡することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡する。

イ 関係機関

昭島市防災行政無線の設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の機関については、東京都防災行政無線（都の基地局）を経由し、通信手段を確保する。

(3) 通信統制

市本部 指令情報班

危機管理担当部長は、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回路を確保する必要があると認めるときは、市防災行政無線を次のとおり統制する。

ア 市本部の回線統制

庁舎内に設置してある無線機と接続する遠隔制御機及び車載無線機の回線利用は市災害対策本部が優先し、統制設定権は市災害対策本部が有する。

イ 無線移動局(半固定、可搬、車載)の一括管理

- ① 各部署に設置した半固定無線機は、原則として市本部(防災課)が一括管理する。
- ② 可搬型無線機は、すべて防災課が管理し、市本部の指示に基づき使用する。
- ③ 車載型無線機は、車両の管理と同様に市本部が一括管理し、市本部の指示に基づき使用する。

ウ 通信形態の原則

移動無線局からの通信は、すべて市本部に対して個別に行うものとし、原則として、移動局相互の通信は禁止する。

エ 一斉指令

市本部は、原則としてすべての無線局に対して、一斉に情報の伝達を行う。

2 被害状況等の収集体制

関係機関

市及び関係機関は、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、都に報告する要領により第一に市本部に報告し、次に都本部に報告する。

なお、市が受けた災害情報は、資料62「災害受付票」を使用して処理する。

(1) 各機関の収集体制

| 機関名 | 内 容                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 調査報告体制の整備<br>被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。 |

市

- (1) 地域別及び被害の種別等ごとに、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

## 2 被害状況等の報告

市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

### (1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度は、被害程度の認定基準（P3-2-7）に基づき認定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

### (2) 報告の方法

データ端末から災害情報システム（D I S）への入力による。（ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。）

### (3) 報告の種類・期限等

報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

| 報告の種類    | 入力期限          | 入力画面      |
|----------|---------------|-----------|
| 発災通知     | 即 時           | 発災情報      |
| 被害措置概況速報 | 即時及び都が通知する期限内 | 災害総括      |
|          |               | 被害情報、措置情報 |

| 機関名                                                                                    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|-----------|--|-----|------|-------|--------|-----------------|------|--------|-----|-----------|------|--|-------|------|
| 市                                                                                      | <table><tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即 時</td><td>要請情報</td></tr><tr><td rowspan="2">確 定 報</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後20日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各種確定報告</td><td>同 上</td><td>被害情報、措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">災害年報</td><td>4月20日</td><td>災害総括</td></tr></table>                     |        |                 | 要請通知      |  | 即 時 | 要請情報 | 確 定 報 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 災害総括 | 各種確定報告 | 同 上 | 被害情報、措置情報 | 災害年報 |  | 4月20日 | 災害総括 |
|                                                                                        | 要請通知                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        | 即 時             | 要請情報      |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
|                                                                                        | 確 定 報                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 災害総括      |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
|                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 各種確定報告 | 同 上             | 被害情報、措置情報 |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
|                                                                                        | 災害年報                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        | 4月20日           | 災害総括      |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| (4) 消防組織法に基づく報告                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| 消防組織法（昭和22 年法律第 226 号）第40条の規定に基づき消防庁長官から火災・災害等に関する即報を求められた場合は、資料62「火災・災害等速報要領」により報告する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| (5) 災害救助法に基づく報告                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| 災害救助法に基づく報告については、第3部第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| 昭 島<br>消防署                                                                             | 昭島消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。<br>(1) 管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握・地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測<br>(2) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握<br>(3) 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握<br>(4) 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |
| 昭 島<br>警察署                                                                             | 1 災害発生時においては、各交番、駐在所から震災に関する情報を収集し、これを取りまとめ市本部に通報するとともに、消防署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。<br>2 被害発生状況、治安状況、警備活動状況及び救援活動状況<br>3 交通機関の運行状況、緊急通行路の状況、交通規制の実施状況<br>4 その他災害警備に必要な事項                                                                                                                                |        |                 |           |  |     |      |       |        |                 |      |        |     |           |      |  |       |      |

## (2) 市の調査報告体制

| 調 査 事 項   |                 |              | 初動期情報収集担当班                             | 活動の統括と<br>情報の集約 |
|-----------|-----------------|--------------|----------------------------------------|-----------------|
| 被害状況      | 人 身             | 死者           | 調査班・広報班<br>企画調整班・財政班<br>経理班・市民班<br>議会班 | 指令情報班<br>調査班    |
|           |                 | 負傷者          |                                        |                 |
|           |                 | 行方不明者        |                                        |                 |
|           | 建 物             | 住宅被害         |                                        |                 |
|           |                 | 非住宅被害        |                                        |                 |
|           | 市庁舎             | 市庁舎被害        | 管財班                                    |                 |
|           | 公共土木施設          | 道路・橋梁等       | 管理班・工事班                                |                 |
|           | 教育施設            | 市立小中学校の被害    | 庶務班<br>指導班                             |                 |
|           |                 | 都立高校の被害      |                                        |                 |
|           |                 | 私立教育施設の被害    |                                        |                 |
|           | 社会教育施設          | 社会教育施設の被害    | 社会教育班                                  |                 |
|           | 園児・児童施設         | 園児・児童施設の被害   | 避難対策班                                  |                 |
|           | 福祉施設            | 福祉施設の被害      | 避難対策班・医療救護<br>対策班                      |                 |
|           | 事業所・農業<br>用水路施設 | 事業所・農業       | 経済班                                    |                 |
|           |                 | 用水路施設の被害     | 環境班                                    |                 |
| 清掃施設      | 清掃施設の被害         | 清掃班          |                                        |                 |
| 危険物貯蔵施設   | 危険物貯蔵施設の被害      | 環境班          |                                        |                 |
| 医療機関      | 医療機関の被害         | 医療救護対策班      |                                        |                 |
| 被害・サービス状況 | ライフライン          | 水道被害、復旧見通し   | 水道班                                    |                 |
|           |                 | 下水道被害、復旧見通し  | 下水道班                                   |                 |
|           |                 | 電力施設被害、復旧見通し | 調査班                                    |                 |
|           |                 | ガス施設被害、復旧見通し | 調査班                                    |                 |
|           |                 | 通信施設被害状況     | 調査班                                    |                 |
|           | 公共輸送機関          | 鉄道施設被害、運行状況  | 調査班                                    |                 |
|           |                 | バス運行状況       | 調査班                                    |                 |

※ 各班共通：調査時に該当エリアにおける帰宅困難者の発生状況も調査する。

ア 上記体制は、震災初期（発災から6時間程度）を想定しているが、調査班の判断で、状況による体制の規模を考慮しながら調査報告体制を確保する。

イ 調査時に使用する調査票は、資料64「被害調査報告書」による。

ウ 被害調査時の被害程度の判断は、次に示す「被害程度の認定基準」によるものとする。

## 【被害程度の認定基準】

| 被害の種類 |       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者    | 当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 重傷者   | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 軽傷者   | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 住家被害  | 住家    | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|       | 全壊    | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
|       | 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。                                                                                                                                                                                                  |
|       | 中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。                                                                                                                                                                                |
|       | 半壊    | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                                                                                                                                                                          |
|       | 準半壊   | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 被害の種類 |                 | 内 容                                                                                                             |
|-------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                 | 表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。                                                                                  |
|       | 一部破損            | 準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                |
|       | 床上浸水            | 住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。                                              |
|       | 床下浸水            | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                         |
| 非住家被害 | 非住家             | 住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                                  |
|       | 公共建物            | 例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                            |
|       | その他             | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                         |
|       | 非住家被害           | 全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。                                                                                   |
| その他   | 田の流失、埋没         | 田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。                                                                          |
|       | 田の冠水            | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                      |
|       | 畑の流失、埋没<br>畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。                                                                                               |
|       | 文教施設            | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。                                                      |
|       | 道路              | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。                                                                |
|       | 橋りょう            | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。                                                                                   |
|       | 河川              | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|       | 港湾              | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。                                        |
|       | 砂防              | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                     |
|       | 清掃施設            | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                                                |
|       | 鉄道不通            | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                                       |
|       | 被害船舶            | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                          |
|       | 電話              | 災害により通信不能となった電話の回線数とする。                                                                                         |
|       | 電気              | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                              |



| 被害の種類 |                                                                                       | 内 容                                                                                                                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 水道                                                                                    | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                                                                |
|       | ガス                                                                                    | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                                                                   |
|       | ブロック塀                                                                                 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                                                                    |
|       | り災世帯                                                                                  | 災害により全壊、半壊および床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。<br>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
|       | り災者                                                                                   | り災世帯の構成員とする。                                                                                                                                             |
| 火災発生  |                                                                                       | 火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。                                                                                                                               |
| 被害金額  | 公立文教施設                                                                                | 公立の文教施設とする。                                                                                                                                              |
|       | 農林水産業施設                                                                               | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。                                                        |
|       | 公共土木施設                                                                                | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。                                                                |
|       | その他の公共施設                                                                              | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。                                                                                 |
|       | 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。 |                                                                                                                                                          |
|       | 公共施設被害市町村                                                                             | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。                                                                                                            |
|       | 農産被害                                                                                  | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                                                                                 |
|       | 林産被害                                                                                  | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。                                                                                                                       |
|       | 畜産被害                                                                                  | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。                                                                                                                       |
|       | 水産被害                                                                                  | 農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。                                                                                                                     |
|       | 商工被害                                                                                  | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                                                       |

## 第2節 広報・広聴活動

市及び関係機関は、災害時の情報錯綜による二次的混乱を防止し、災害発生時に市民が適切な判断がとれるよう、正確な情報を速やかに提供する。

また、災害が収束してからは、生活の安定と速やかな復旧を図るため、市は、広聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

## 1 広報活動

## 関係機関

| 機関名     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市       | <ol style="list-style-type: none"> <li>関係機関と密接な連絡の下、次の事項について防災行政無線、広報車、エフエムたちかわ、ケーブルテレビその他の手段により広報活動を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>震災発生時の広報 <ol style="list-style-type: none"> <li>避難場所に関すること。</li> <li>電気、ガス、石油ストーブ等の火災予防注意に関すること。</li> <li>地震の規模及び気象の状況に関すること。</li> </ol> </li> <li>被災者に対する広報 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療救護及び衛生知識の周知に関すること。</li> <li>食料、物資等の配給状況に関すること。</li> <li>デマ情報の防止に関すること。</li> <li>ライフライン及び交通機関の復旧及び運行状況に関すること。<br/>(被害状況に応じて、節水や水洗トイレの使用自粛等の広報)</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>災害の規模又は状況により、広報区域及び広報内容を決定し、被害甚大な地区を重点に広報車を配車出動させ、現地広報活動を実施する。</li> <li>被害地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。</li> <li>災害の規模又は状況により、都その他関係機関の協力を必要とする場合は、都総務局に協力を要請する。</li> </ol> |
| (市) 水道部 | <p>断水事故が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、消防、警察等の関係機関の協力を得て、断水地域の市民に対し次の事項を広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水道施設の状況及び復旧見込みに関すること。</li> <li>給水拠点の場所及び応急給水の方法に関すること。</li> <li>水質についての注意に関すること。</li> <li>住民の注意すべき事項及び協力体制</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 昭 島 消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>出火防止、初期消火の呼びかけ</li> <li>救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ</li> <li>火災及び水災に関する情報</li> <li>避難指示に関する情報</li> <li>救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>その他市民が必要としている情報</li> </ol> </li> <li>広報手段は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>消防車両等の拡声装置等</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭 島<br>消防署     | <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 昭 島<br>警察署     | <p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 東 京<br>電 力     | <p>1 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、お客様に対し次の諸点を十分広報する。</p> <p>(1) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>(2) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(3) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(4) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(5) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>2 震災時及び災害復旧時の電力供給の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況、復旧見込み等についての的確な広報を行う。</p> <p>3 お客様からの再点検申込み等を迅速に処理するため、必要な受付体制を確立する</p> <p>4 お客様からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店、電力所及び火力発電所などの能率的受付処理体制を確立しておく。</p> <p>5 1及び2については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、区市町村の協力を得て防災行政無線も活用する。また、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> |
| N T T<br>東 日 本 | <p>1 通信途絶、利用制限時の広報及び復旧時の広報について、震災のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車、交換機による自動通知案内（トーカー案内）等によって、次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等</p> <p>(2) 通信の途絶又は利用制限の状況</p> <p>(3) 通信の途絶又は利用制限をした理由</p> <p>(4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| N T T<br>東日本 | <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 「N T Tからのお願い」として、次のとおり周知する。</p> <p>(1) 重要通信が優先となります。</p> <p>災害が発生すると電話が殺到し、交換機はラッシュ状態になり、電話がかかりにくくなります。防災機関などが行う救助・復旧活動を確保するため、皆さまの電話や電報の利用を制限することがあります。なお、公衆電話からはつながりやすくなっています。</p> <p>(2) 受話器がはずれていませんか？</p> <p>地震などで受話器がはずれたままになっていると、電話をつなぐ交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中の状態になってつながりません。お確かめのうえ、はずれている受話器を元にもどしてください。</p> <p>また、停電時には、コードレスホンなどの多機能電話は、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 昭 島<br>ガ ス   | <p>災害時には、供給区域全域の被害状況を短時間に確認し、状況により第一次緊急停止及び第二次緊急停止を行うが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、昭島市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <p>1 地震発生時には</p> <p>(1) 火気の使用を中止し、ガス栓を全部閉めること。</p> <p>(2) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。</p> <p>(3) 家屋内外のガス漏れの発見を行いガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに昭島ガスに連絡する。</p> <p>(4) 換気扇等の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので避けること。</p> <p>2 供給停止をした場合</p> <p>(1) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉じ、昭島ガスから連絡があるまで待つこと。</p> <p>(2) ガスの供給が再開される時には、必ず、昭島ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスは使用できないこと。</p> |
| J R<br>東日本   | <p>災害時に避難の放送、メガホンの使用、立看板等により情報を提供し混乱防止に努める。</p> <p>異常時における広報の要点</p> <p>1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々におきるので、これに対応する広報案内を行う。</p> <p>2 災害の状況、乗客の挙動、動向等に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。</p> <p>3 正しい情報をわかり易く、正確な表現で流す。</p> <p>4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく流す。</p> <p>5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。</p> <p>6 乗客の心理状態と、タイミングのあった放送を行い、さらに社員が直接に補足する等の措置をとる。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |

|   |                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------|
| 7 | 平面的かつ同じような放送を繰り返しても効果が減じるので、状況に対応した案内をする。                      |
| 8 | 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、的確な放送をするとともに社員が常にリーダーとなって行動する。 |

## 2 報道機関への情報提供

市本部

広報班

## (1) 情報提供

市は、災害、応急対策及び避難所等に関する情報のうち、特に市民に影響があり広く情報提供が必要であると判断した場合は、適確な情報分析に基づく最新の情報を速やかに報道機関へ提供する。

## (2) 情報の統一

報道機関へ提供する情報は、原則として、市本部で収集した情報とし、関係機関からの情報は、市本部で統一して提供するものとする。市本部で記者会見を開催する場合は、関係機関は説明員を同席させるなど協力するものとする。

## (3) 関係機関からの提供

関係機関が独自に報道機関に発表する必要がある場合は、事前にその内容を市本部に報告するものとする。

## 3 広聴活動

市本部

指令情報班

広報班

昭島消防署

昭島警察署

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、市及び昭島消防署は次のとおり広聴活動を実施する。

| 機関名        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | <p>避難所等に常設の相談所が設けられるまでの間、以下の広聴活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進にあたる。</li> <li>2 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。</li> <li>3 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。</li> <li>4 避難所等に臨時相談所が設置されないときは、各避難所等の責任者が相談等に応ずるものとする。</li> </ol> |
| 昭 島<br>消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。</li> <li>2 都民からの電子メールによる問合せに対応する。</li> </ol>                                                                                                                                                                          |
| 昭 島<br>警察署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況、治安情報、交通情報等の提供を行う窓口を開設する。</li> <li>2 行方不明者の検索窓口を開設する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                   |



# 第3章 災害救助法の適用

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 活動の要点 | ① 適用基準の確認<br>② 被害状況調査体制の整備<br>③ 迅速な手続 |
|-------|---------------------------------------|

## 第1節 災害救助法の適用

市本部 企画調整班

### 1 救助の実施機関

東京都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、知事は災害救助法に基づき、被害者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被害者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、知事はその職権の一部を市長に委任するものとする。

なお、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が離絶した地域で発生したものであること等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

本市の災害救助法適用基準

（令和2年1月1日）

| 区 域 | 人 口      | 基 準 滅 失 世 帯 数 |      |
|-----|----------|---------------|------|
| 昭島市 | 113,510人 | 1 号           | 2 号  |
|     |          | 100世帯         | 50世帯 |

### 3 被災世帯の算定基準

#### (1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### (2) 住家の滅失等の認定

##### ア 住家が滅失したもの

住家の損傷、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

##### イ 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

住家の損傷又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの

##### ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態のもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

#### (3) 世帯及び住家の単位

##### ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

##### イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

### 4 災害救助法の適用手続

#### (1) 適用の手続

ア 災害に際し、市における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その処置に関して知事の指示を受けるものとする。

ウ 市本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続をとるものとする。

#### (2) 要請の手続

ア 市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、都総務局災害対策部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害状況

(ウ) 適用を要請する理由

(エ) 必要な救助の種類

- (オ) 適用を必要とする期間
  - (カ) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
  - (キ) その他必要な事項
- (3) 実施報告
- 市各部長は、所掌する救助事務について実施の都度、又は完了後速やかに市長に報告するものとする。
- (4) 災害救助法適用の公布
- 災害救助法が適用されたときは、知事より次のとおり公布される。

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 公 告                                            |
| ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。 |
| 令和○年○月○日                                       |
| 東京都知事      ○○○○                                |

## 5 救助の種類

- (1) 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類がある。
- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
  - イ 炊出しその他による食糧の給与及び飲料水の供給
  - ウ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
  - エ 医療及び助産
  - オ 災害にかかった者の救出
  - カ 災害にかかった住宅の応急修理
  - キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - ク 学用品の給与
  - ケ 埋葬
  - コ 死体の搜索及び処理
  - サ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を要する者に対し、金銭を給付することができる。
- (3) 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市や関係機関に通知する。



## 第2節 救助実施体制の整備

## 1 救助実施組織の整備

市本部

指令情報班

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実現するためには、市に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

そのため、市は、災害救助法が適用された場合は、市本部の組織を救助実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対しては事前に研修を実施するなど救助業務の習熟に努めることとする。

## 2 被害状況調査体制の整備

防災関係機関

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、防災関係機関は、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

## 3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

市本部

企画調整班

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。（資料65「災害救助法関係様式」、資料66「都被害概況報告様式」、資料67「日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）」参照）



## 第3節 救助の実施方法等

市本部

企画調整班

## 1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

## 2 救助実施状況の報告

救助種目の救助実施状況は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告するものとする。

## 3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」のとおりで、下表に示す。基準額については、都規則により毎年改定を行う。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限、例えば、医師、看護師、大工など）等の権限が付与されている。

令和2年4月改正

| 救助の程度及び方法      |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                        | 救助の期間                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 救助の種類          | 救助の対象及び方法                                                                                                                                                                                                                                                   | 費用の種類及び限度額等                                                                                                                                                                                                                            |                              |
| 避難所及び応急仮設住宅の供与 | <p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、市民会館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営し、又はその他適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり330円とする。</p> <p>2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> | 避難所を開設できる期間は、災害発生日から7日以内とする。 |

|                         |                 |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | <p>応急仮設住宅</p>   | <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> | <p>1 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>2 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571万4千円以内とする。</p> <p>3 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>4 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。</p> | <p>1 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。</p> |
| 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | 炊き出しその他による食品の給与 | <p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>      | 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人1日当たり1,060円以内とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。                                                                                                                                             |
|                         | 飲料水の供給          | 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。                                                                                                                   | 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。                                                                                                                                                      |

| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を                                                   | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生日をもつて決定する。<br>1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生日から10日以内とする。 |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------|-----------------|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---------------------------------------|----------------------------------------|------------|--------------|-----------------|------|--------|---------|------|--------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|--|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。<br>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。<br>(1) 被服、寝具及び身の回り品<br>(2) 日用品<br>(3) 炊事用具及び食器<br>(4) 光熱材料 | <table><tr><th>季別<br/>世帯区分</th><th>夏季(4月から9月まで)</th><th>冬季(10月から翌年3月まで)</th></tr><tr><td>1人世帯</td><td>18,800円</td><td>31,200円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>24,200円</td><td>40,400円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>35,800円</td><td>56,200円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>42,800円</td><td>65,700円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>54,200円</td><td>81,700円</td></tr><tr><td>6人以上の世帯</td><td>54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額</td><td>81,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額</td></tr></table><br>2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。))により被害を受けた世帯<br><table><tr><th>季別<br/>世帯区分</th><th>夏季(4月から9月まで)</th><th>冬季(10月から翌年3月まで)</th></tr><tr><td>1人世帯</td><td>6,100円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>8,300円</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>12,400円</td><td>18,400円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>15,100円</td><td>21,900円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>19,000円</td><td>27,600円</td></tr></table> | 季別<br>世帯区分                                     | 夏季(4月から9月まで) | 冬季(10月から翌年3月まで) | 1人世帯 | 18,800円 | 31,200円 | 2人世帯 | 24,200円 | 40,400円 | 3人世帯 | 35,800円 | 56,200円 | 4人世帯 | 42,800円 | 65,700円 | 5人世帯 | 54,200円 | 81,700円 | 6人以上の世帯 | 54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額 | 81,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額 | 季別<br>世帯区分 | 夏季(4月から9月まで) | 冬季(10月から翌年3月まで) | 1人世帯 | 6,100円 | 10,000円 | 2人世帯 | 8,300円 | 13,000円 | 3人世帯 | 12,400円 | 18,400円 | 4人世帯 | 15,100円 | 21,900円 | 5人世帯 | 19,000円 | 27,600円 |  |
| 季別<br>世帯区分           | 夏季(4月から9月まで)                                                                                                                                                         | 冬季(10月から翌年3月まで)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 1人世帯                 | 18,800円                                                                                                                                                              | 31,200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 2人世帯                 | 24,200円                                                                                                                                                              | 40,400円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 3人世帯                 | 35,800円                                                                                                                                                              | 56,200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 4人世帯                 | 42,800円                                                                                                                                                              | 65,700円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 5人世帯                 | 54,200円                                                                                                                                                              | 81,700円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 6人以上の世帯              | 54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額                                                                                                                                | 81,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 季別<br>世帯区分           | 夏季(4月から9月まで)                                                                                                                                                         | 冬季(10月から翌年3月まで)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 1人世帯                 | 6,100円                                                                                                                                                               | 10,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 2人世帯                 | 8,300円                                                                                                                                                               | 13,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 3人世帯                 | 12,400円                                                                                                                                                              | 18,400円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 4人世帯                 | 15,100円                                                                                                                                                              | 21,900円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |
| 5人世帯                 | 19,000円                                                                                                                                                              | 27,600円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |              |                 |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |         |                                       |                                        |            |              |                 |      |        |         |      |        |         |      |         |         |      |         |         |      |         |         |  |

|                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                                                                   |                                                           |                                |
|----------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|
|                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 6人以上<br>の世帯                                                                                                       | 19,000円<br>に世帯人<br>員が6人<br>以上1人<br>を増すご<br>とに2,600<br>円を加算<br>した額 | 27,600円に世<br>帯人員が6人<br>以上1人を増<br>すごとに3,600<br>円を加算した<br>額 |                                |
| 医療<br>及び<br>助産 | 医療 | <p>1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護</p> | <p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> |                                                                   |                                                           | 医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。 |
|                | 助産 | <p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1)分べんの介助 (2)分べん前及び分べん後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。</p>                                            |                                                                   |                                                           | 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。   |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 被災者の救出      | 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。                                                                                                                                                                                                                   | 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。                                                                                                                                                                                                      | 被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。                                         |
| 被災した住宅の応急修理 | 住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。<br>1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者<br>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)                                                                                                                                   | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。<br>1 2に掲げる世帯以外の世帯 59万5千円<br>2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円                                                                                                                                        | 住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。                                  |
| 生業に必要な資金の貸与 | 生業に必要な資金の貸与については、別に定める。                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                    |
| 学用品の給与      | 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 | 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。<br>1 教科書代<br>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費<br>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費<br>2 文房具及び通学用品費<br>小学校児童1人につき4,500円<br>中学校生徒1人につき4,800円<br>高等学校等生徒一人につき5,200円 | 学用品の給与を完了しなければならない期間は、災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については、15日以内とする。 |
| 学用品の給与      | 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。<br>(1)教科書 (2)文房具<br>(3)通学用品                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                    |



|                                                              |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 埋葬                                                           | <p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱</p> | <p>埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>埋葬を完了しなければならない期間は、災害の発生の日から10日以内とする。</p>    |
| 死体の搜索                                                        | <p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>                                                                                                      | <p>死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                  | <p>死体の搜索を完了しなければならない期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>  |
| 死体の処理                                                        | <p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>   | <p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> | <p>死体の処理を完了しなければならない期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>  |
| <p>以下「障害物」という。)の除去</p> <p>運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの</p> | <p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>                                                       | <p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が1世帯当たり13万7,900円以内の額とする。</p>                                                                                                                                                                                  | <p>障害物の除去が完了しなければならない期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p> |

|                     |                                                                                                                                   |                                            |                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 | 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出の範囲は、次に掲げる事項に対して行うものとする。<br>(1)被災者の避難に係る支援<br>(2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分 | 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 | 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|

実費弁償【災害救助法施行細則（昭和38年10月5日東京都規則第136号）別表2】 令和2年4月10日施行

| 職種                     | 日当      | 超過勤務手当                                                                                        | 旅費                                                         |
|------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 医師                     | 21,600円 | 勤務一時間当たりの日当の額(日当の額を7.75で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第15条第1項及び第2項の規定の例により算出した額 | 職員の旅費に関する条例(昭和26年東京都条例第76号)第2条第2項の規定により1級の職務にある者に支給される額相当額 |
| 歯科医師                   | 20,700円 |                                                                                               |                                                            |
| 薬剤師                    | 17,900円 |                                                                                               |                                                            |
| 保健師、助産師及び看護師           | 16,800円 |                                                                                               |                                                            |
| 准看護師                   | 13,600円 |                                                                                               |                                                            |
| 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 | 14,700円 |                                                                                               |                                                            |
| 歯科衛生士                  | 14,200円 |                                                                                               |                                                            |
| 救急救命士                  | 17,100円 |                                                                                               |                                                            |
| 土木技術者及び建築技術者           | 16,200円 |                                                                                               |                                                            |
| 大工                     | 25,600円 |                                                                                               |                                                            |
| 左官                     | 27,700円 |                                                                                               |                                                            |
| とび職                    | 27,300円 |                                                                                               |                                                            |

実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額も加算した額以内の額とする。







## 1 国への応援要請

市本部

本部長室

受援班

大規模な災害が発生した場合の国への応援要請は、都災害対策本部から行うこととなるが、補完的手段として、市は、国土交通省関東地方整備局と下記の協定を締結している。

| 協定の名称           | 協定内容           | 連絡先                                          |
|-----------------|----------------|----------------------------------------------|
| 災害時の情報交換に関する協定書 | 災害時における各種情報交換等 | 国土交通省関東地方整備局<br>相武国道事務所管理第二課<br>042-643-2008 |

## 2 都への応援要請

市本部

本部長室

受援班

市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援のあっ旋を求め、災害対策に万全を期することとする。市長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局総合防災部に対し下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情報及びあっ旋を求める場合はその理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

なお、下記機関とは、覚書を締結している。

| 覚書の名称                              | 協定内容       | 担当班   | 協定先                |
|------------------------------------|------------|-------|--------------------|
| 災害時における水再生センターへのし尿の搬入及びその受入れに関する覚書 | し尿の搬入及び受入れ | 下水道班  | 東京都下水道局流域<br>下水道本部 |
| 災害時における施設の提供に関する覚書                 | 施設の提供      | 指令情報班 | 警視庁昭島警察署           |

## 3 都及び都内区市町村への協力要求等

市本部

受援班

市は下記の協定を締結していることから、本市が災害により被災した場合等には、知事及び他の市区町村の長に協力の要求等をおこない、災害応急対策及び災害復旧等に対応するものとする。また、他の市区町村が被災した場合等に協力の要求等があれば、可能な範囲で直ちに協力を実施するものとする。

| 協定の名称                 | 協定内容    | 協定先                          |
|-----------------------|---------|------------------------------|
| 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 | 人的・物的協力 | 東京都、都内23特別区、都内26市、<br>都内13町村 |

## 4 他市町村への応援要請

市本部

受援班

他市町村への応援要請が必要な場合は、相互応援協定を締結している次の市町村に要請する。

| 協定の名称                          | 協定内容    | 連絡先                |                             |
|--------------------------------|---------|--------------------|-----------------------------|
| 昭島市消防相互応援協定                    | 消防団応援   | 八王子市               | 80011（都防災行政無線）              |
| 消防相互応援協定                       | 消防団応援   | 立川市                | 80111（ 〃 ）                  |
|                                |         | 国立市                | 81411（ 〃 ）                  |
|                                |         | 東大和市               | 81811（ 〃 ）                  |
|                                |         | 武蔵村山市              | 82111（ 〃 ）                  |
|                                |         | 福生市                | 81611（ 〃 ）                  |
| 震災時等の相互応援に関する協定                | 人的・物的支援 | 市長会（多摩地区<br>30市町村） |                             |
| 大規模災害時における相互応援に関する協定           | 人的・物的支援 | 群馬県館林市             | 0276-72-4111                |
| 大規模災害時における相互応援に関する協定           | 人的・物的支援 | 岩手県下閉伊郡<br>岩泉町     | 0194-22-2111                |
| 廃棄物と環境を考える協議会<br>加盟団体災害時相互応援協定 | 人的・物的支援 | 1都5県<br>65市町村      | ブロック幹事市：浦安市<br>047-351-1111 |

## 5 民間団体への応援要請

市本部

受援班

各担当班

民間団体への応援要請が必要な場合は、相互応援協定を締結している次の機関等に要請する。

| 協定の名称             | 協定内容               | 担当班   | 協定先                                                        |
|-------------------|--------------------|-------|------------------------------------------------------------|
| 避難場所に関する協定        | 避難所施設の提供           | 庶務班   | 都立拝島高校                                                     |
|                   |                    |       | 都立昭和高校                                                     |
|                   |                    |       | 学校法人啓明学園                                                   |
|                   |                    |       | 国営昭和記念公園                                                   |
| 二次避難所に関する協定       | 二次避難所施設の提供         | 避難対策班 | ハピネス昭和の森                                                   |
|                   |                    |       | ニューフジホーム                                                   |
|                   |                    |       | フジホーム                                                      |
|                   |                    |       | 愛全園                                                        |
|                   |                    |       | もくせいの苑                                                     |
|                   |                    |       | 社会福祉法人恩賜財団東京都<br>同胞援護会                                     |
| 帰宅困難者一時滞在施設に関する協定 | 帰宅困難者一時滞在施設<br>の提供 | 調査班   | 児童発達プラザホエール                                                |
|                   |                    |       | 社会福祉法人恩賜財団東京都<br>同胞援護会                                     |
| 避難所等に関する協定        | 避難所施設等の提供          | 指令情報班 | 矯正研修所<br>東日本成人矯正医療センター<br>東日本少年矯正医療教育センター<br>東京西法務少年支援センター |

|                                  |                        |               |                                                |
|----------------------------------|------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 避難場所等としての施設利用に関する協定              | 避難場所等として使用する際の施設管理者の協力 | 社会教育班         | TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体                           |
| 災害時の医療救護等の活動についての協定              | 医療救護活動等への協力            | 医療救護対策班       | 昭島市医師会                                         |
|                                  |                        |               | 昭島市歯科医師会                                       |
|                                  |                        |               | 昭島市薬剤師会                                        |
|                                  |                        |               | 昭島市接骨師会                                        |
|                                  |                        |               | 医療法人徳洲会<br>東京西徳洲会病院                            |
|                                  |                        |               | 医療法人社団晨明会<br>植ビルクリニック                          |
| 災害時の医薬品等の調達に関する協定                | 医薬品等の調達                | 医療救護対策班       | 酒井薬品株式会社                                       |
|                                  |                        |               | 東邦薬品株式会社                                       |
|                                  |                        |               | 株式会社メディセオ                                      |
|                                  |                        |               | 株式会社スズケン                                       |
|                                  |                        |               | アルフレッサ株式会社                                     |
| 災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに関する協定   | 妊産婦及び乳児のケア             | 医療救護対策班       | 東京都助産師会<br>北多摩第一分会                             |
| 災害時における衛生活動に関する協定                | 衛生活動への協力               | 医療救護対策班       | 東京都理容生活衛生協同組合                                  |
| 災害時の動物救護等の活動についての協定              | 動物救護活動等への協力            | 環境班           | 昭島市獣医師会                                        |
| 災害時における応急対策業務に関する協定              | 水道資器材及び労力等の提供          | 水道対策班<br>下水道班 | 昭島市管工事組合                                       |
| 応急土木工事に関する協定                     | 建設資器材、労力等の提供           | 管理班<br>工事班    | 昭島市建設業協会                                       |
|                                  |                        |               | 昭島市造園業協同組合                                     |
| 災害における応急対策業務に関する協定               | 資器材、労力等の提供             |               | 東京土建一般労働組合<br>多摩西部支部                           |
| 災害時における車両等障害物除去応急活動に関する協定        | 障害物除去活動への協力            | 管理班           | 一般社団法人東京都自動車整備振興会 立川支部                         |
| 災害時における応急給水活動の応援に関する協定           | 応急給水活動の協力              | 水道班           | 東京水道・宅配共同企業体                                   |
| 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定    | 下水道管路施設の復旧支援           | 下水道班          | 都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合 |
| 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定 | 災害時における技術支援協力          | 下水道班          | 都下水道局、多摩地域30市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上     |

|                                 |                      |            |                                  |
|---------------------------------|----------------------|------------|----------------------------------|
|                                 |                      |            | 下水道コンサルタント協会関東支部                 |
| 応急食料の供給に関する協定                   | 応急食料等の確保             | 経済班<br>給食班 | 昭島米穀小売商組合                        |
|                                 |                      |            | グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社           |
|                                 |                      |            | 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場               |
|                                 |                      |            | 三多摩綜合食品卸売市場協同組合                  |
|                                 |                      |            | シマダヤ関東株式会社                       |
| 災害時応急対策業務相互応援に関する協定             | 相互応援                 | 指令情報班      | 昭島郵便局                            |
| 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定          | 燃料の供給等               | 指令情報班      | 一般社団法人東京都LPGガス協会北多摩西部支部昭島部会      |
|                                 |                      |            | ガソリンスタンド6業者                      |
| 大規模災害時における学校給食施設の稼働に関する協定       | 燃料の供給等               | 給食班        | 昭島ガス株式会社                         |
| 災害時における生活必需品等の供給に関する協定          | 生活必需品等の供給            | 指令情報班      | 株式会社イトーヨーカ堂                      |
|                                 |                      |            | イソリール株式会社ザ・ビッグ昭島店                |
|                                 |                      |            | 株式会社カインズ                         |
|                                 |                      |            | 株式会社マミーマート                       |
| 災害時における物資の輸送等に関する協定             | 液体ミルク・粉ミルクの輸送等       | 経済班<br>給食班 | 江崎グリコ株式会社・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 |
| 災害時における飲料水等の供給に関する協定            | 飲料水等の供給              | 指令情報班      | 株式会社八洋                           |
| 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定          | し尿の収集及び運搬            | 下水道班       | 有限会社原島組                          |
| 災害時における緊急輸送業務に関する協定             | 緊急輸送業務の実施            | 管財班        | 一般社団法人東京都トラック協会多摩支部              |
| 災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定 | 緊急物資輸送の実施及び緊急物資拠点の運営 | 管財班        | ヤマト運輸株式会社                        |
| 災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定       | 要配慮者等の移送協力           | 避難対策班      | 武州交通興業株式会社                       |
| 災害時における応急対策業務に関する協定             | 情報機器の応急対策業務          | 情報処理班      | 株式会社アイネス                         |
| 災害時における災害情報等放送業務に関する協定          | 災害情報等放送の提供           | 広報班        | エフエムラジオ立川株式会社                    |
| 災害時における放送等に関する協定                | 災害時における放送            | 広報班        | 株式会社ジェイコム多摩                      |

|                                |                    |       |                                |
|--------------------------------|--------------------|-------|--------------------------------|
| 災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定 | 被災者への民間賃貸住宅の情報提供   | 指令情報班 | 公益社団法人<br>東京都宅地建物取引業協会<br>立川支部 |
| 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定   | 無人航空機を活用した支援活動     | 指令情報班 | 特定非営利活動法人<br>クライシスマップーズ・ジャパン   |
| 大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定      | 大規模災害時における被害状況調査活動 | 指令情報班 | 特定非営利活動法人NPO<br>昭島バイクレスキュー隊    |
| 災害時における自転車の提供に関する協定            | 自転車の提供             | 指令情報班 | 一般財団法人公園財団<br>昭和管理センター         |
| 災害時における電気自動車等貸与に関する協定          | 電気自動車等の貸与          | 指令情報班 | トヨタモビリティ東京株式会社                 |
| 災害時における昭島市立小中学校開錠に関する協定        | 避難所となる市立小中学校の開錠協力  | 庶務班   | 公益社団法人昭島市<br>シルバー人材センター        |

## 6 公共的団体等との協力体制の確立

市本部

指令情報班

市は、市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう準備しておくものとする。

## (1) 市内の主な公共的団体等

- ア 昭島市自治会連合会
- イ 自主防災組織
- ウ 昭島交通安全協会
- エ 昭島防犯協会
- オ 東京みどり農業協同組合
- カ 昭島市赤十字奉仕団
- キ 昭島市社会福祉協議会

この内、現在協定を締結している団体は、下記のとおりである。

| 協定の名称                     | 協定内容        | 担当班   | 協定先                  |
|---------------------------|-------------|-------|----------------------|
| 災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定 | ボランティア活動の協力 | 福祉総務班 | 社会福祉法人<br>昭島市社会福祉協議会 |

## (2) 協力業務

これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合は、市その他防災機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
- ウ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること。



- キ 被災状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他災害応急対策業務に協力すること。

## 第2節 自衛隊への災害派遣要請

市長は、地震による大災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

関係法令

|                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害対策基本法<br>自衛隊法（昭29年法律第165号）<br>自衛隊法施行令（昭29年政令第179号）<br>自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭37年防衛庁訓令第3号） |
|--------------------------------------------------------------------------------------|

## 1 災害派遣の適用範囲

市本部

受援班

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に応じて、次のようなケースが考えられる。

## (1) 知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

## (2) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

## 2 災害派遣要請の手続等

市本部

受援班

自衛隊に対する災害派遣要請手続は、次のとおりである。

## (1) 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事（都災害対策部）に要請する。ただし、

緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

#### 緊急連絡先

| 部 隊 名 等<br>(駐屯地・基地名) |          | 連 絡 責 任 者                     |                    |
|----------------------|----------|-------------------------------|--------------------|
|                      |          | 課 業 時 間 内                     | 課 業 時 間 外          |
| 陸上自衛隊                | 第1師団     | 第3科長又は運用訓練幹部                  | 部隊当直司令             |
|                      | 第1後方支援連隊 | 03(3933)1161 内線403・407 FAX425 | 03(3933)1161 内線424 |

#### (2) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資機材を準備し、施設の使用に際しては管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

ウ 活動拠点等の整備

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、使用調整を実施し部隊に通報する。

#### (3) 宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等の必要な設備について可能な限り配慮するものとする。

#### (4) 派遣部隊の撤収要請に係る協議

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に行う場合は、市民の生活の安定、復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行うものとする。

#### (5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

## 3 災害派遣部隊の活動内容

市本部

受援班

| 区 分                     | 活 動 内 容                                                                                                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被 害 状 況 の 把 握           | 車両、航空機等により情報収集を行い、被害状況を把握する。                                                                                                               |
| 避 難 の 援 助               | 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                                                                                  |
| 避難者等の捜索救助               | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。                                                                                                   |
| 水 防 活 動                 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。                                                                                                    |
| 消 防 活 動                 | 火災に際しては、利用可能な消防車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。<br>（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                |
| 道 路 又 は 水 路 の 障 害 物 除 去 | 道路及び水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。                                                                                                      |
| 応急医療、救護及び防疫             | 被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。<br>（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                                                         |
| 人員及び物資の緊急輸送             | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。<br>この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。                                                         |
| 被 災 者 生 活 支 援           | 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。                                                                                                              |
| 救援物資の無償貸与<br>又 は 譲 与    | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。                                                                     |
| 危険物の保安及び除去              | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。                                                                                               |
| その他臨機の措置等               | (1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。<br>(2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官等がその場にいない場合に限り自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

## 第3節 応急活動拠点の使用

## 1 市の対応

市本部

受援班

- (1) 市は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について都に報告する。
- (2) 市は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- (3) オープンスペースを使用する場合は、使用状況を定期的に都対策本部に報告する。

## 2 都の対応

- (1) 都は、地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、総合的に調整する。
- (2) 地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- (3) 都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- (4) 都本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- (5) 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
  - ア 離発着場の指定
  - イ 応急対策に使用する航空機の需給調整



## 第5章 市民と地域による対応

地震等の発生時においては、同時多発的に災害が発生するため、市民、地域、消防団、事業者がそれぞれの立場で応急対策を図る。

### 第1節 自助による応急対策の実施

#### 1 市民自身による応急対策

市 民

市民は、次のとおり応急対策を行う。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 民 | 1 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。<br>2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。<br>3 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。 |

#### 2 外国人の情報収集等に係る支援

市本部

広報班

福祉総務課

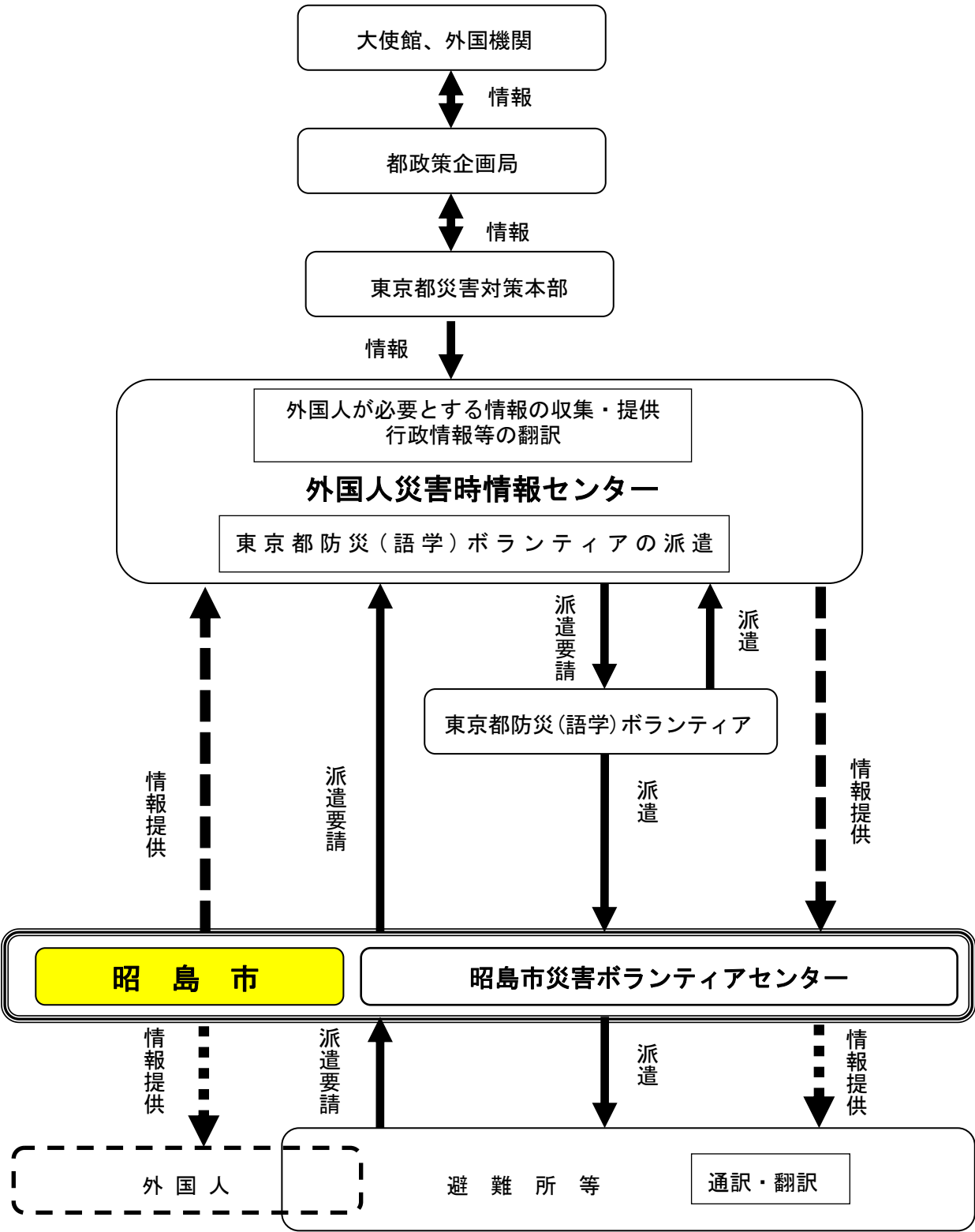
事業者

市及び関係機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

| 機関名        | 内 容                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | 1 在住外国人に対して情報提供を実施する。<br>2 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。<br>3 避難所等において外国人対応が必要な場合は、市災害ボランティアセンターと連携して、外国人災害時情報センターに語学ボランティアの派遣を要請する。                                                                   |
| 都          | 1 外国人災害時情報センターの業務の実施<br>災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。<br>(1) 外国人が必要とする情報の収集・提供<br>(2) 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援<br>(3) 東京都防災（語学）ボランティアの派遣<br>2 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応を実施する。 |
| 市内観光関連事業者等 | 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供の実施を行う。                                                                                                                                                                        |



外国人対応に係る関係局の連携手順は、次のとおりである。



## 第2節 地域による応急対策の実施

自主防災組織

消防団

事業所

消防団、自主防災組織及び事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助・共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救護、応急救護活動等を実施する。

| 機関名    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 近隣、近所での助け合い活動の実施（出火防止、初期消火、救助等）</li> <li>2 安否や被害についての情報収集と市等への通報・情報提供の実施</li> <li>3 初期消火活動の実施<br/>火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、街頭消火器の活用やスタンダードパイプを使用した消火栓の活用、D級可搬ポンプを活用した初期消火を実施する。<br/>なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や地域の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。</li> <li>4 救出・救護活動の実施<br/>簡易備蓄倉庫、地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用し、救出活動を実施する。</li> <li>5 負傷者の手当・搬送<br/>倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。</li> <li>6 避難行動要支援者の避難支援<br/>登録名簿等をもとに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。</li> <li>7 住民の避難誘導活動<br/>自助・共助による初期消火や救出・救護活動等が収束したら、自治会を中心に一時避難場所等に集合し、避難所での生活が必要な住民が避難所へ避難する。</li> <li>8 避難所運営支援<br/>避難所の運営主体である市や地域住民と連携し、自主防災組織のリーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。</li> <li>9 市や関係機関へ適時情報提供するとともに、市等から入手した情報を適切に市民等に情報伝達する。</li> <li>10 避難所等における炊き出し等の給食や給水活動を行う。この際、自己住居棟で生活をしている住民への供給についても考慮する。</li> </ol> |
| 消防団    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防隊と連携した消火活動の実施</li> <li>2 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動の実施</li> <li>3 災害情報等の収集及び伝達活動の実施</li> <li>4 市民指導、避難情報の伝達、避難者の安全確保等の実施</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業所    | 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織や地域住民との連携による消火活動、救護活動等の支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

## 第3節 消防団による応急対策の実施

## 消防団

消防団は、地域及び昭島消防署と連携を高め、以下の応急対策を行う。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防団 | <p>消防団は、地域に密着した消防機関として分団受持区域内の市民に対して出火防止、初期消火、救出、救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 出火防止<br/>発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。</li><li>2 情報収集活動<br/>災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集、伝達を行う。</li><li>3 消火活動<br/>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署と連携して行う。</li><li>4 消防隊への応援<br/>昭島消防署と連携して消火活動等を行うとともに、道路障害排除等の活動を行う。</li><li>5 救出・救護<br/>救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</li><li>6 避難場所等の防護等</li><li>7 避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</li></ol> |

## 第4節 事業所による応急対策の実施

## 事業所

事業所は、以下の応急対策を行う。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。</li><li>2 出火防止、初期消火を速やかに実施する。</li><li>3 正確な情報を収集、提供する。</li><li>4 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。</li><li>5 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。</li><li>6 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。</li><li>7 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。</li></ol> |

## 第5節 ボランティアとの連携

市本部

福祉総務班

昭島消防署

昭島警察署

都

## 1 ボランティアとの連携内容

市及び昭島市社会福祉協議会は、災害時に昭島市災害ボランティアセンターを設置し、東京都等と連携して、一般のボランティアが市内被災地域のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

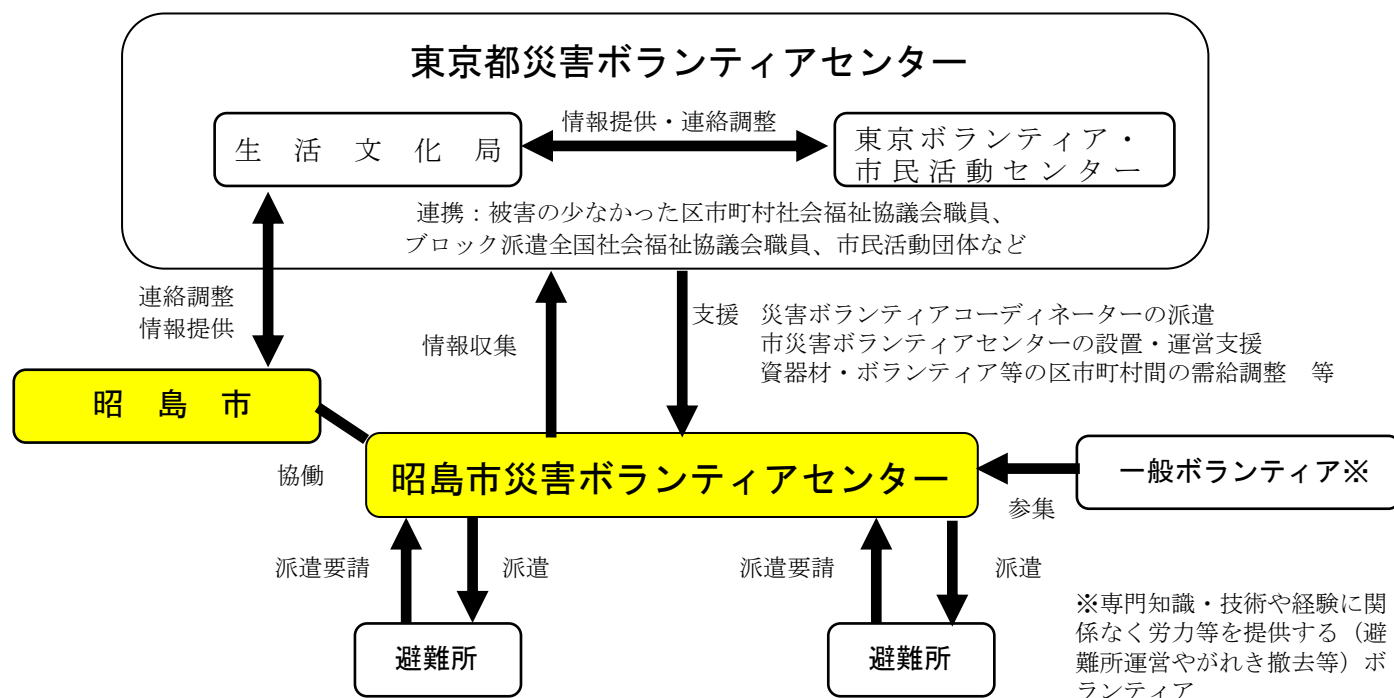
なお、ボランティアの活動については、性別により活動内容を固定せず、男女それぞれが能力を発揮できるよう適材適所な配置を行う。

| 機関名                                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭島市社会福祉協議会との協働による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。</li> <li>2 ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した昭島市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                               |
| 都                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。</li> <li>2 都内外の被災状況の情報収集を実施する。</li> <li>3 国・道府県・区市町村等との連絡調整を行う。</li> <li>4 ボランティアの受入れ状況等の情報提供を実施する。</li> </ol>                                                                                                                                                             |
| 東京<br>ボランティア<br>・<br>市 民<br>活動センター | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。</li> <li>2 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣を実施する。</li> <li>3 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援を実施する。</li> <li>4 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供を実施する。</li> <li>5 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整</li> </ol>                                                                                 |
| 昭 島 市<br>ボ ラ ン テ ィ ア<br>セ ン タ ー    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。</li> <li>2 東京都災害ボランティアセンターと調整を行い、ボランティアコーディネーターの派遣、ボランティアセンター立ち上げ・運営支援、資器材・ボランティア等の需給調整、ボランティアセンター代替施設の確保等の支援を受ける。</li> </ol>                                                                                                                                              |
| 昭島消防署                              | <p>東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時<br/>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。</li> <li>2 平常時<br/>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。<br/>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施する。</li> </ol> |

## 2 東京都防災ボランティア等の活動内容

| ボランティア名          | 出動要件及び活動内容                                                                                                      |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都防災(語学)ボランティア  | 外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援する。               |
| 応急危険度判定員         | 区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。                  |
| 被災宅地危険度判定士       | 都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。                                                              |
| 建設防災ボランティア       | 震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施 |
| 東京消防庁災害時支援ボランティア | 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施                                          |
| 交通規制支援ボランティア     | 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置等を実施                                                    |

## 3 連携の手順







## 第6章 消火・救助・救急・警備活動等

震災時に予想される火災、脱出困難者や負傷者の発生、危険物、有毒ガス等の漏えいなどへの災害対応を図るため、消火・救助・救急活動を実施するとともに、各種犯罪の予防、取締り等、公共の安全と秩序の維持を図るため、警備活動を実施し、市民の生命、財産を守る。

### 活動の要点

- ① 被災状況を把握し、迅速な消火・救助・救急活動の実施
- ② 危険物の漏えい等に対する応急措置
- ③ 社会秩序を守るための警備

### 第1節 消火・救助・救急活動

#### 1 関係機関の役割分担

| 機関名   | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</li> <li>2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。</li> </ol>                                                                                                                                    |
| 昭島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。</li> <li>2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。</li> <li>3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。</li> <li>4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。</li> <li>5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。</li> </ol> |
| 昭島警察署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</li> <li>2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</li> <li>3 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。</li> <li>4 救出救助活動を速やかに行うため、交通規制を実施する。</li> <li>5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。</li> </ol>                                            |

## 2 昭島消防署の震災消防活動

昭島消防署

| 項目      | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動方針    | 1 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。<br>2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。<br>3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 部隊の運用等  | 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。<br>2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 情報収集等   | 1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等、積極的に災害情報収集を行う。<br>2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。<br>3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 消火活動    | 1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。<br>2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。<br>3 道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。                                                                                                                                                                  |
| 救助・救急活動 | 1 各消防部隊が連携し、救助・救急資機器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、必要な部隊の応援要請を行い、迅速な救助活動を実施する。<br>2 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。<br>3 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。<br>4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。<br>5 昭島警察署、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 |

昭島消防署は、地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、東京消防庁で締結している都と隣接する市町村との相互応援協定に基づく応援消防隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行するものとする。

## 第2節 危険物・毒物・劇物取扱施設等の応急処置

現在市内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きく影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要である。

## 1 石油類等危険物施設の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

事業者

| 機関名   | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡                                                                                                                                                              |
| 昭島消防署 | 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。<br>また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。<br>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置<br>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策<br>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携 |
| 事業者等  | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。                                                                                                                                                                                                                |

## 2 液化石油ガス消費施設の応急措置

市本部

指令情報班

事業者

| 機関名 | 対策内容                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 市   | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示 |

|      |                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市    | 3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡                                                                                                                                                   |
| 都    | 1 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。<br>2 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。<br>3 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。 |
| 事業者等 | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。                                                                                                                                        |

## 3 高圧ガス保管施設の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

昭島警察署

事業者

| 機関名   | 対策内容                                                                                                                                                                                                         |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡                                                                                      |
| 都     | 1 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。<br>2 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。<br>3 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動を要請する。<br>4 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令する。                                                                         |
| 昭島消防署 | 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。<br>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報を行う。<br>3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。<br>4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。 |

|       |                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭島警察署 | 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。<br>2 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。<br>3 避難区域内への車両の交通規制を行う。<br>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 事業者等  | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。                                                                |

## 4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

昭島警察署

事業者

| 機関名                                 | 対策内容                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                                   | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡<br>8 都下水道局流域下水道本部への下水道流入状況の速報                                                        |
| 多摩立川保健所<br>都福祉保健局<br>健康安全研究<br>センター | 1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。<br>2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。<br>3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。                                     |
| 昭島消防署                               | 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。<br>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報を行う。<br>3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。<br>4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。 |
| 昭島警察署                               | 1 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。<br>2 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。<br>3 避難区域内への車両の交通規制を行う。<br>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。                                                                 |

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事業者等 | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|

## 5 放射線等使用施設の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

| 機関名               | 対策内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                 | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者等への応急措置の指示</li> <li>2 住民に対する避難の指示</li> <li>3 住民の避難誘導</li> <li>4 避難所の開設</li> <li>5 避難住民の保護</li> <li>6 情報提供</li> <li>7 関係機関との連絡</li> </ol>                                                                                            |
| 多摩立川保健所<br>都福祉保健局 | R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、多摩立川保健所を中心としたR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。                                                                                                                                                                                                       |
| 昭島消防署             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置</li> <li>(2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</li> </ol> </li> <li>2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</li> </ol> |

## 6 危険物等輸送車両の応急対策

市本部

指令情報班

昭島消防署

昭島警察署

JR 東日本

事業者

| 機関名 | 対策内容                                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者等への応急措置の指示</li> <li>2 住民に対する避難の指示</li> <li>3 住民の避難誘導</li> <li>4 避難所の開設</li> <li>5 避難住民の保護</li> <li>6 情報提供</li> <li>7 関係機関との連絡</li> </ol> |
| 都   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。</li> <li>2 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。</li> </ol>                                                                      |



|        |                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 3 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。                                                                                                   |
| 昭島消防署  | 1 関係機関と密接な情報連絡を行う。<br>2 災害応急対策は、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。                                                                                                |
| 昭島警察署  | 1 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。<br>2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。<br>3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。 |
| J R 貨物 | 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。                              |
| 事業者等   | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。                                                                                       |

## 7 核燃料物資輸送車両の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

昭島警察署

事業者

| 機関名   | 対策内容                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡 |
| 都     | 事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。                                       |
| 昭島消防署 | 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。                         |
| 昭島警察署 | 1 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。<br>2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。                   |



|      |                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。                                               |
| 事業者等 | 1 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。<br>2 警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。 |

## 第3節 警備活動

昭島警察署

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持を行うものとする。

## 1 活動方針

## (1) 人命の保護等

人命の保護を第一とし、初期的段階では、被害実態の把握、避難誘導、負傷者等の救出及び救護並びに交通秩序の維持の適正を図るものとする。

## (2) 警備計画

平素から防災関係機関との連絡を緊密にし、総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、管内実態を把握し、予想される被害実態に即応した警備計画を策定しておくものとする。

## 2 警備活動

震災時における昭島警察署の活動任務は、次のとおりである。

- (1) 被害の実態把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の搜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

## 3 警備体制

## (1) 警備本部

警視庁管内に被害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び各警察署にそれぞれ警備本部が設置される。

昭島警察署では、現場警備本部を設置して警備態勢を確立する。

## (2) 部隊編成

被害の規模及び態様に応じて交通規制、避難・誘導、救出・救護等の配備運用を迅速に行い管内の警備に当たるほか、被害の状況により応援部隊を要請する。

## (3) 警備活動要領

警視庁災害警備実施計画に基づき、昭島警察署災害警備実施計画を定め、その実施計画により自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の早期把握、被災者の救出・救護、避難路・緊急交通路の確保等の措置をとる。

## 第4節 危険動物の逸走時対策

市本部

環境班

昭島警察署

昭島消防署

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他、人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

| 機関名   | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する避難の指示</li> <li>・ 住民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul>                                         |
| 都     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。</li> <li>2 特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整を行う。</li> <li>3 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導する。</li> <li>4 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。</li> </ol> |
| 昭島警察署 | 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)を行う。                                                                                                                                                                            |
| 昭島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送</li> <li>2 災害応急対策は、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。</li> </ol>                                                                                 |

## 第7章 避難者対策

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体等に危険が迫ったときには、状況に応じて避難情報を発令し、市民を安全な場所に速やかに避難させるとともに、状況に応じた避難所の開設を行う。

### 活動の要点

- ① 避難情報の発令と各機関と連携した避難誘導の実施
- ② 適時適切な避難所の開設と管理運営
- ③ 要配慮者への配慮

### 第1節 避難誘導

市長は、災害により人命への危険性が高まったと判断した場合は、状況に応じ避難情報を発令し、市民を避難させる。災害対策基本法に定める市長が発する避難情報は次のとおりである。

なお、水災害に係る避難情報については、第4部「風水害計画」に定める。

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 避難指示     | 地域住民に立ち退きを指示するものである。   |
| 緊急安全確保措置 | 被害の危険が切迫したときに発するものである。 |

#### 1 避難情報

市本部

本部長室

防災関係機関

避難情報は、原則として法令に基づき次の状況により発令する。

| 機 関 名 | 内 容                                                                                                                                    | 根拠法令        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 市     | 1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 | 災害対策基本法第60条 |
|       | 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。                                         | 災害対策基本法第63条 |
| 都     | 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退                                                                                    | 災害対策基本法第60条 |

|       |                                                                                                                           |             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|       | きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。                                                                                            |             |
| 昭島警察署 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が避難の指示をすることができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、住民に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に通報するものとする。               | 災害対策基本法第61条 |
| 昭島消防署 | 火災の現場において、延焼拡大等が迅速で、人命に危険が切迫していると認めるときは、昭島消防署は、消防警戒区域を設定して、住民にその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。この場合、直ちに市長に通報するものとする。 | 消防法第28条     |

## 2 避難判断基準

【避難情報等により居住者等がとるべき行動】（再掲）

| 警戒レベル※ <sup>1</sup> | 区 分        | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レベル3                | 高齢者等<br>避難 | <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> |
| レベル4                | 避難指示       | <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |
| レベル5                | 緊急安全確保     | <p>●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>                                                                                                                      |

※ 資料 85 「警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表」参照

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

## 3 避難誘導

市本部

防災関係機関

避難情報が発令された場合は、各機関は次のとおり避難誘導するものとする。

| 機 関 名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <ol style="list-style-type: none"> <li>職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。（２段階避難方式）<br/>ただし、避難情報の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</li> <li>福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</li> <li>市長は、避難情報の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</li> <li>教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 昭島警察署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>避難誘導に当たっては、火災の発生と拡大の予想、建築物の倒壊、避難道路の状況、指定避難場所の使用可否等を勘案し、避難住民を最も安全と思われる避難場所等に誘導する。</li> <li>一時集合場所に集合した地域住民や事業所職員等に対しては、自治会の役員や事務所の責任者等のリーダーを中心に指定された避難場所に誘導させる。この場合、避難行動要支援者を優先して避難させる。</li> <li>避難誘導に当たっては、避難誘導部隊をできる限り多く配置して、交通を確保するとともに、震災の現状と拡大の予想等について活発な広報等を行うことにより避難者の混乱による事故、紛争等が生じないように注意する。</li> <li>避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</li> <li>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。</li> <li>市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</li> <li>避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。</li> <li>避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</li> </ol> |
| 昭島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</li> <li>避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</li> <li>避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                 |                                                                                                                                                                 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 車等の活用等により避難指示の伝達を行う。<br>5 避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。                                                                                               |
| 自治会及び<br>自主防災組織 | 自治会及び自主防災組織は、住民の避難が必要となった場合は、区域内の住民に避難する旨を伝達する。特にひとりぐらしの高齢者等、避難行動要支援者に対しては、日頃から情報収集を図り、震災時に情報が伝達できるよう努める。<br>また、一時集合場所では、地域住民の逃げ遅れの確認や災害情報の収集を行い、安全な避難所へ避難誘導する。 |

#### 4 避難方法

市本部

指令情報班

避難方法は、災害の発生状況や被害規模などにより一概に決めることはできないが、基本的に次の方法により避難するものとする。

##### (1) 一時避難

災害から身の安全を確保するため一時的に安全な場所へ避難するもので、「一時（いつとき）避難場所」や「広域避難場所」へ避難する方法である。避難にあたっては、できるだけ自治会や自主防災組織などを中心に集団を形成し、避難することとする。このため、避難所に至る前に身近な小公園等のオープンスペース（以下「一時集合場所」という。）に一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整えることが必要である。避難者は、ここで災害の状況等を見ながら、自らの判断により避難場所への避難等を行う。ただし、地域の実情や災害の状況により、一時集合場所を経由しての避難が困難な場合は、避難場所への直接避難を行うものとする。

一時集合場所では次の事項について留意する。

ア 正確な情報収集を行い、災害の概況を把握する。

イ 住民相互で安否確認を行い、逃げ遅れた人がいないか再確認する。

ウ 最も安全な避難場所を選択し、そこに到る避難経路を確認する。

##### (2) 長期避難

一時避難により身の安全を確保した後、住居の倒壊等で被災した場合は、一時避難場所や広域避難場所から学校や市立会館等の避難所へ避難することとなる。避難所は、原則として通学区域や自治会の組織されている区域を考慮し、被災者の居住地に近い避難所とする。

##### (3) 自治会及び自主防災組織の役割

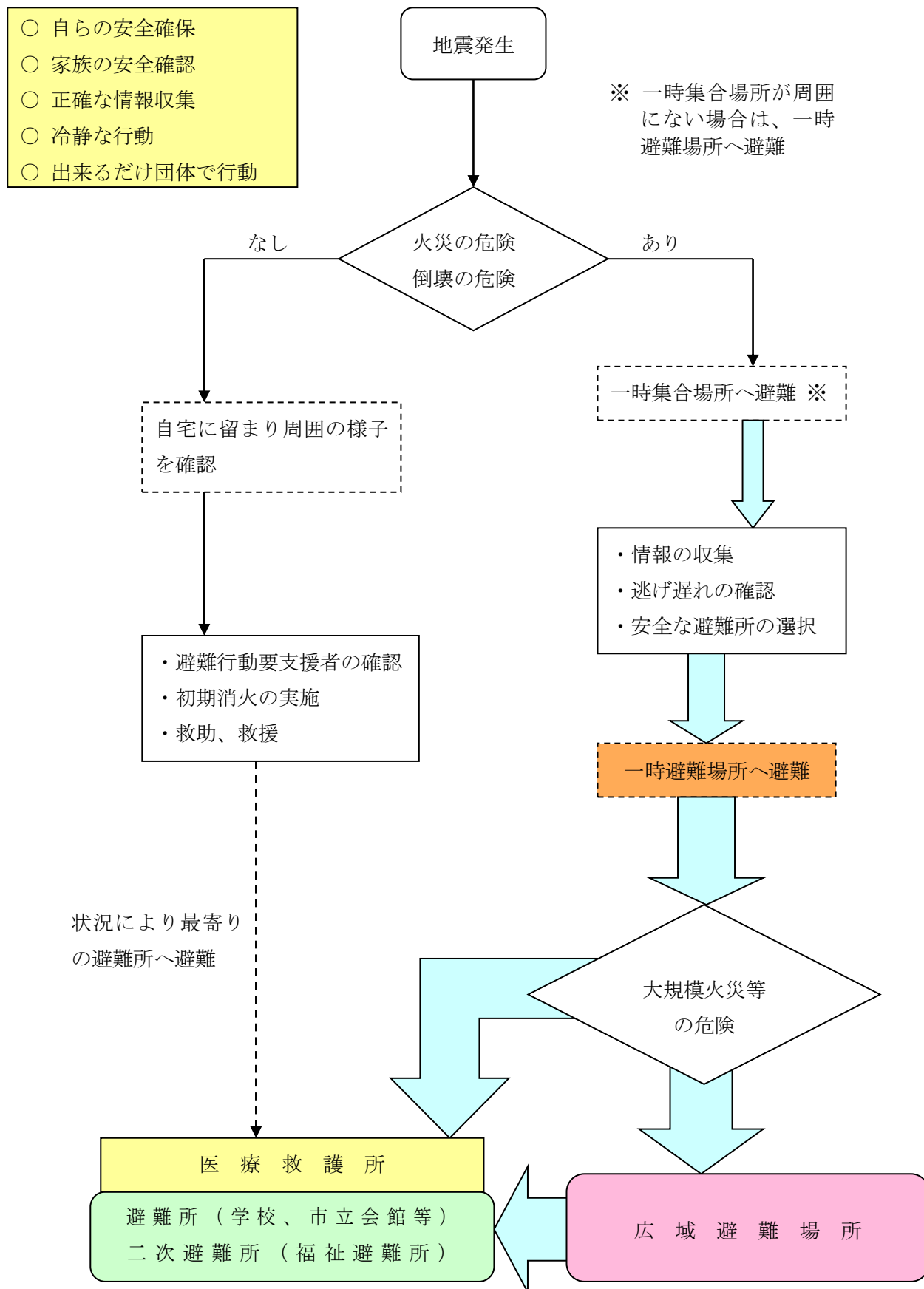
自治会及び自主防災組織は、住民の避難が必要となった場合は、区域内の住民に避難する旨を伝達する。特にひとりぐらしの高齢者等、避難行動要支援者に対しては、日頃から情報収集を図り、震災時に情報が伝達できるよう努める。

また、一時集合場所では、地域住民の逃げ遅れの確認や災害情報の収集を行い、安全な避難所へ避難誘導する。



## 5 避難の流れ

市民が地震発生により避難しなければならない場合は、概ね次のとおり行動するものとする。



## 6 避難所の定義

市の避難所及び避難場所を以下のとおり定義し、災害対策基本法第49条の4第1項で定める指定緊急避難場所及び同法第49条の7第1項で定める指定避難所として指定する。

| 名 称 及 び 件 数 |                                | 内 容                                                                                  |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難場所        | 広域避難場所<br>国営昭和記念公園等 4箇所        | 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、とりあえず身の安全を確保するための広場 |
|             | 一時（いつとき）避難場所<br>市立共成小学校校庭等34箇所 | 避難所へ避難する際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、公園等               |
| 避難所         | (学校)<br>市立東小学校等<br>22箇所        | 地震による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設（体育館・校舎等）               |
|             | (市立会館等)<br>市立玉川会館等<br>17箇所     | 避難者のうち、何らかの事情で集団の避難生活を送るには困難性がある者を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（集会室・会議室等）                    |
|             | 二次避難所（福祉避難所）<br>保健福祉センター等 4箇所  | 避難者のうち高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送るには困難性がある者を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（福祉施設）           |

（資料55「避難場所等一覧表」参照）

## 第2節 避難所の開設・管理運営

市は、以下の対策を行う。

## 1 避難所の開設等

市本部

経済班

避難対策班

医療救護対策班

清掃班

庶務班

社会教育班

- (1) 避難所の開設はあらかじめ指定している避難所の中から、本部長が災害の規模、被災の状況、避難住民の人員等を勘案し、必要に応じて開設するものとする。
- (2) 被災者の受入れは、可能な限り自治会の地域単位に被災者の集団を編成し、受け入れる。
- (3) 本部長は、避難所を開設した場合は、次の措置を講ずる。
  - ア 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉保健局及び昭島警察署、昭島消防署等関係機関に報告する。
  - イ 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
  - ウ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間及び避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び昭島警察署、昭島消防署等関係機関に連絡する。
  - エ 避難所を開設したときは、防災行政無線を通じて市民に広報するとともに、該当地域を広報車で巡回し、該当する地域住民に周知する。また、市のホームページに掲載する。
  - オ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。（初動期においては、管理責任者が設置されるまでの間、状況により初動班Ⅱの職員が対応する。）
- (4) 市は、学校以外の場所についても多様な手段で避難所の確保に努める。
- (5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (7) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (8) 昭島市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- (9) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

## 2 屋外受入施設

市本部

避難対策班

医療救護対策班

庶務班

社会教育班

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間、または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

### 3 食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行うものとし、詳細は第3部第9章「物流・備蓄対策」で定める。

### 4 飲料水の供給

被災者に対する飲料水の供給は、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽を活用するほか、詳細は第3部第9章「物流・備蓄対策」で定める。

### 5 トイレ機能の確保

市本部 避難対策班 医療救護対策班 庶務班 社会教育班

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- (2) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。なお、災害用トイレは、簡易備蓄倉庫内のものを使用し、不足する場合は、災害対策本部に要請する。
- (3) 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (4) 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

### 6 避難所の運営等

市本部 避難対策班 医療救護対策班 庶務班 社会教育班

市は、避難住民の安定した避難生活を確保するため、事態の推移に即応し、次のとおり適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 管理責任者は、以下の例により運営本部を設置する。なお、市内小中学校を避難所とする場合は、運営本部は「学校避難所運営委員会」とする。

#### ア 構成員例

施設管理者（学校の場合は、学校長）、避難住民の代表、自治会の役員・構成員、自主防災組織の役員・構成員、民生児童委員、学校教職員等  
（年齢、男女比、職業等に考慮し、様々な立場の構成員の選出）

イ 本部組織として、運営本部長1名、運営副本部長2名、運営本部役員数名を置き、運営本部長は管理責任者とし、運営副本部長1名は、施設管理者とする。

ウ 避難所の運営体制は、運営本部が方針を決定し、活動班が実務にあたる。以下に、活動班の活動例を示す。

例：【活動班の活動内容】（学校避難所運営マニュアルから抜粋）

| 班 名         | 内 容                                        |
|-------------|--------------------------------------------|
| 管 理 班       | 避難者名簿を作成・管理し、その名簿を用いた避難者照会等に対応する。          |
| 情 報 班       | ライフライン関係等の情報を収集・整理し、掲示板等を通じた被災者への情報提供を行う。  |
| 食 糧 ・ 物 資 班 | 食糧・物資を調達・管理し、（市災害対策本部からの食糧配布までの間の）炊き出しを行う。 |

|            |                                                   |
|------------|---------------------------------------------------|
| 施設班        | 学校施設の破損状況を確認し、必要に応じ仮設トイレ、ゴミ集積場等を設置する。防火・防犯対策にあたる。 |
| 衛生班        | 学校避難所内の衛生環境の管理にあたる。                               |
| 保健・ボランティア班 | 医療・介護対応にあたる。ボランティアの受入れ対応をする、。                     |
| 総務班        | 学校避難所運営の記録作成、在宅被災者対応、相談目途口を担当する。他の活動班に属さない活動にあたる。 |

- (2) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- (3) 傷病者に対し救急医療を実施するため、救護所を設置し、医師等を確保する。
- (4) 避難所の衛生保全に努める。
- (5) 避難期間に応じて、水、食料、仮設トイレ及び救援物資の手配を行うとともに、救援物資の配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。この際、在宅避難者への配給を考慮する。
- (6) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- (7) 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。
- (8) 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- (9) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- (10) 保健衛生班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行なう。
- (11) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (12) 避難者の状況により、集団の避難生活を送ることが困難な場合は、市立会館等の避難所への移送を考慮する。また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所(福祉避難所)への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- (13) 二次避難所(福祉避難所)の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所(福祉避難所)への移送手段についても確保する。
- (14) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (15) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (16) インフルエンザ等の感染症予防(手洗い、うがい、マスクの着用等)の励行を避難住民に周知するとともに、避難所内のパーテーション等を活用した感染症対策を図り、患者発生時には感染拡大防止対策を実施する。



- (17) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- (18) 避難所の運営管理状況等を記録し、市本部へ報告する。
- (19) 避難所における自治会、自主防災組織及びボランティア組織との連携体制を確立する。
- (20) 避難住民からの相談、要望等を聴取できる相談所を設ける。その際、女性の専門相談員を配置する等、女性が相談しやすい体制を確保する。
- (21) 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに來ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- (22) 避難解除となったときは、避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

## 7 公衆浴場等の確保

|     |         |
|-----|---------|
| 市本部 | 医療救護対策班 |
|-----|---------|

- (1) 市は、多摩立川保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

## 8 学校の協力

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 庶務班 |
|-----|-----|

### (1) 学校の役割

学校の体育館又は校舎が避難所として指定されている学校は、避難所の運営について次のとおり協力・援助を行うものとする。この場合、学校長をはじめ教職員が避難所の管理等、震災応急対策に協力する。

ア 学校長は、配置職員との役割分担について協議し、教職員の災害時の役割分担、初動態勢等の計画を策定するものとする。

イ 避難住民の対応で、避難所の管理責任者である市の職員が到着するまでは、学校において対応するものとする。

### (2) 学校長の任務

学校長は、配置職員と協力して次の任務を遂行する。

ア 児童・生徒の安全管理を行う。

イ 学校施設の被災状況を確認し市本部へ報告する。

ウ 被災した避難者を掌握する。

エ 簡易備蓄倉庫から緊急食料や生活物資を搬出し、避難者に適切に配布する。

オ 避難した被災者への情報提供を行う。

カ 避難所の運営に要する人員を教職員へ要請する。

キ 地震発生直後の初動期に使用させる学校施設の区域の決定や使用方法及び管理等については、当面学校長が行うものとする。

## 9 要配慮者対策

|     |       |       |         |
|-----|-------|-------|---------|
| 市本部 | 指令情報班 | 避難対策班 | 医療救護対策班 |
|-----|-------|-------|---------|

市は、避難所の要配慮者対策として次の施策を推進し、災害時の生活環境や医療など、必要なサービスの提供が受けられる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 二次避難所（福祉避難所）の設置

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、速やかに自宅や避難所での生活が困難である要援護者を入所させ、介護などの必要なサービスの利便を図る。このための福祉避難所を、次のとおり設置する。

| 名 称             | 住 所       | 利用予定面積 |
|-----------------|-----------|--------|
| 朝日町高齢者福祉センター    | 朝日町4-5-9  | 153㎡   |
| 松原町高齢者福祉センター    | 松原町1-13-3 | 93㎡    |
| 拝島町高齢者福祉センター    | 拝島町3-10-4 | 326㎡   |
| 保健福祉センター（あいぼっく） | 昭和町4-7-1  | 1,475㎡ |

## (2) 避難所における配慮

ア 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

イ 避難所には、要配慮者の要望を把握するため、避難対策班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。

ウ 避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

エ 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

## (3) 在宅医療患者の対応

透析患者及び在宅難病者等、専門医療を要する患者対応としては、都、関係機関及び近県等との連携による体制整備、保健師班による避難所、地域、仮設住宅等の巡回健康相談の体制、巡回精神科診療チーム等によるメンタル・ケアの体制整備など、被災地における心身の健康障害や在宅療養者等への対応を行う。（詳細にあつては、第3部第10章「医療救護等対策」参照）

## (4) 民間社会福祉施設の活用

市は、要配慮者の避難所として福祉避難所の提供を行うが、この避難所では収容しきれない場合は、市内の民間社会福祉施設と調整を行い収容体制の確保に努める

## 10 都の対策

都

都は、以下の対策を行う。

| 機関名 | 対 策 内 容                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都   | 1 必要な避難所確保のために市を支援する。<br>2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。<br>3 避難所管理運営に関する支援を行う。<br>4 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 |



|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都 | <p>5 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。</p> <p>6 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。</p> <p>7 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。</p> <p>8 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。</p> <p>9 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。</p> <p>10 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。</p> |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第3節 動物救護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、災害時のペット対策として、「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している市獣医師会、都、動物愛護団体、ボランティア等との連携を図り災害時の飼養動物の保護に関し、適切な措置を講じる。

#### 1 市の対応

市本部

環境班

市は、都及び市獣医師会、動物愛護を目的とするボランティア団体との連携を図り、次のとおり災害時における適切な動物保護に努めることとする。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主がわからない負傷又は放し飼い状態の動物については、都及び都獣医師会、関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の確保及び保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

ア 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

イ 市は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導等を行うなど動物の愛護及び環境衛生に努める。

#### 2 都の対応

都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

ア 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

イ 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。

ウ 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

## 第4節 ボランティアの受入れ

## 1 市の対応

市本部

福祉総務班

都

避難所におけるボランティアの受入れは、福祉総務班が下記に基づき行う。

- (1) 避難所運営本部の方針に基づき、ボランティアを要請し、受け入れる。
- (2) ボランティアの要請は、昭島市災害ボランティアセンターを通じて要請する。  
(ボランティアとの連携については、第3部第5章第5節「ボランティアとの連携」参照)

## 2 都の対応

避難所の運営におけるボランティアの受入れに係る都の役割は、次のとおりである。

- (1) 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、昭島市災害ボランティアセンターの支援を行う。
- (2) 市の支援要請に基づき、東京都防災（語学）ボランティアや福祉関連ボランティア等を派遣する。

## 第5節 被災者の他地区への移送等

市及び都は、被災者が地域内で受け入れられない場合、他地域へ移送する。また、都から他地域からの市内避難所への受入れ指示がなされた場合は、次のとおり対応する。

## 1 市の対応

## (1) 被災者の他地区への移送

市本部

避難対策班

医療救護対策班

庶務班

社会教育班

ア 市長は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区への移送について、知事に要請する。

イ この場合、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

## (2) 他地区からの被災者の受入

市本部

避難対策班

医療救護対策班

庶務班

社会教育班

ア 市長は、都から被災者の受入れを要請されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

イ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市が行い、市は運営に協力する。

## 2 都の対応

(1) 都県境を越える避難について、搬送先の道府県と協議を行う。

(2) 市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を市長に代わり実施する。

(3) 市から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。

(4) 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。

(5) 被災者の移送方法については、市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

(6) 要配慮者の移送手段については、市による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。



## 第8章 帰宅困難者対策

昼間の時間帯に災害が発生した場合、交通機能の停止により、その日のうちに自宅に帰れない人々が大量に発生する。各事業者等は、一斉帰宅を抑制し、従業員や利用者の保護に努めて混乱の防止を図るとともに、市は、こうした帰宅困難者に正確な情報の提供、食料等の配布、避難所の確保など、必要に応じて適切な対策を実施する。

### 活動の要点

- ① 帰宅困難者の発生状況の把握
- ② 一時滞在施設の開設
- ③ 対策に必要な物資の確保

### 第1節 駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるため、駅周辺の事業者や学校等が行政機関と連携して、混乱防止を図る。

#### 1 市の対策

市本部

指令情報班

調査班

- (1) 市は、初動班や調査班による調査から、駅周辺の滞留者の発生状況を早期に把握する。
- (2) 調査班は、駅構内等に留まることが困難な滞留者の誘導先を確保する。
- (3) 調査班は、掲示板等、駅周辺の広報手段により、滞留者に対する情報提供や帰宅困難者等の避難誘導を行う。

#### 2 都の対策

- (1) 帰宅困難者に対し、市や報道機関等と連携して、情報提供を行う。
- (2) 帰宅困難者の受け入れに関する、一時滞在施設間の連絡調整を行う。

#### 3 関係機関の対策

関係機関は次の対策を行う。

| 機 関 名 | 項 目                                                                | 対策内容                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭島警察署 | 混乱防止・誘導対策の実施<br>交通情報の収集・伝達<br>一般車両に対する交通規制<br><br>会社・事業所・学校等に対する要請 | 駅周辺、避難道路へ警察官を配置する。<br>交通規制資器材を活用し誘導路を確保する。<br>道路交通情報を収集・伝達するとともに交通規制を実施する。<br><br>会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請する。 |

|                                        |                                                       |                                                                                                      |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭島警察署                                  | 避難指示                                                  | 人命に危険が及ぶ場合は、避難指示を実施する。                                                                               |
| 昭島消防署                                  | 災害情報の収集・伝達<br>二次災害発生防止<br><br>初期消火及び救出・救護<br><br>避難指示 | 火災情報を伝達する。<br>駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。<br>初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけを行う。<br>火災の延焼等により人命危険が切迫している場合は、避難指示を実施する。 |
| 鉄道機関<br>(JR東日本)<br>(西武鉄道)              | 鉄道運行状況<br>代替輸送<br>駅の混乱防止・誘導                           | 鉄道運行状況の広報及び提供を行う。<br>自社バス等の代替輸送を実施する。<br>他の鉄道機関や警察と連携し、駅の混乱防止を実施する。                                  |
| ライフライン<br>(NTT東日本)<br>(東京電力)<br>(昭島ガス) | 安否確認手段の確保<br>照明の確保<br>熱源の確保                           | 災害用伝言ダイヤルを起動する。<br>幹線道路等の照明確保を実施する。<br>避難所等の熱源を確保する。                                                 |
| 学 校                                    | 児童・生徒の保護<br>情報伝達                                      | 施設内に児童・生徒を保護する。<br>ラジオ・テレビ・校内放送等を活用し、正確な情報の伝達を行い、児童・生徒の不安を解消する。                                      |
| 事 業 所                                  | 情報伝達<br><br>食料等の配布                                    | 正確な情報の伝達を行い、施設内の混乱を防止する。<br>事業所で備蓄してある食料、飲料水、生活必需品等を配布する。                                            |



## 第2節 集客施設及び駅等における利用者保護

発災時において、集客施設や駅等には、多くの利用者が想定されるため、利用者の保護、情報の提供、一時滞在施設等への誘導を行う必要がある。各関係機関は次の対策を行う。

## 1 市、都の対策

市本部

指令情報班

報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

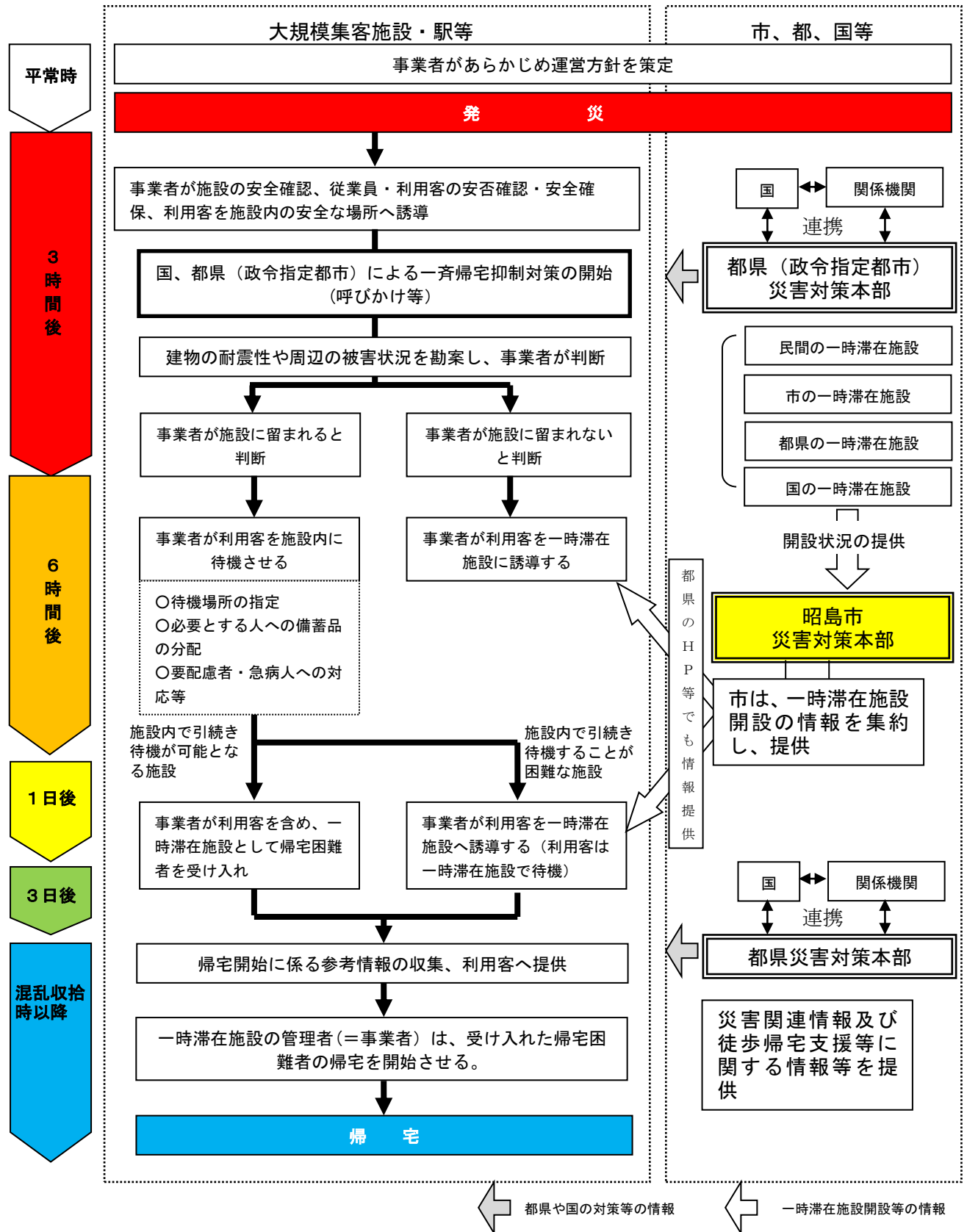
## 2 関係機関の対策

関係機関は次の対策を行う。

| 機 関 名        | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集客施設及び駅等の事業者 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の安全性の確認 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の安全の確認<br/>事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。</li> <li>(2) 施設の周囲の安全の確認<br/>国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所で保護する。<br/>なお、各施設管理者による自発的な対応も妨げない。</li> </ol> </li> <li>2 一時滞在施設への誘導等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者等による誘導<br/>保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。</li> <li>(2) 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等<br/>災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることが望ましい。<br/>さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受け入れる。</li> </ol> </li> <li>3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応<br/>建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市区町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。</li> <li>4 要配慮者への配慮<br/>利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、通学の小中学生等<br/>待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。<br/>障害者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、関係機関とも連携しながら検討する。</li> <li>(2) 外国人</li> </ol> </li> </ol> |

|              |                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集客施設及び駅等の事業者 | <p>誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応なども実施する。</p> <p>5 利用者に対する情報提供</p> <p>事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。</p> <p>例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な情報提供を行う。</p> |
| 鉄道事業者        | <p>1 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。</p> <p>2 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。</p>                                                                                                                           |

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



### 第3節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設となる施設の管理者は、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れることとなる。各機関は、一時滞在施設の開設と帰宅困難者受入れについて次の対策を行う。

#### 1 国、都、市の対策

市本部

指令情報班

##### (1) 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する。施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

##### (2) 関係機関への周知

都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

##### (3) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理としている。

##### (4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。

##### (5) 公共施設や民間施設等への集中

帰宅困難者の中には、公共施設や大規模民間施設を安全度が高く、かつ一時休息や情報確保ができる場所としてとらえ、多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予測される。

#### 2 市が開設する一時滞在施設

市本部

避難対策班

医療救護対策班

庶務班

社会教育班

事業所が一時滞在施設として受入れができない場合は、状況に応じて避難所等において帰宅困難者の受入れを行う。この場合の対策は、第3部第7章「避難者対策」による。

#### 3 一時滞在施設となる施設の対策

一時滞在施設となる施設は、次の対策を行う。

##### (1) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。

##### (2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね3時間後まで）

- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペースや立入禁止区域の設定
- ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備

- ・施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」

「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」

- ・市等への一時滞在施設の開設報告

#### イ 帰宅困難者の受入等（概ね6時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入開始
- ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・計画的な備蓄物資の配布など、水、食料等の供給
- ・し尿処理、ごみ処理のルール確立
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告

#### ウ 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）

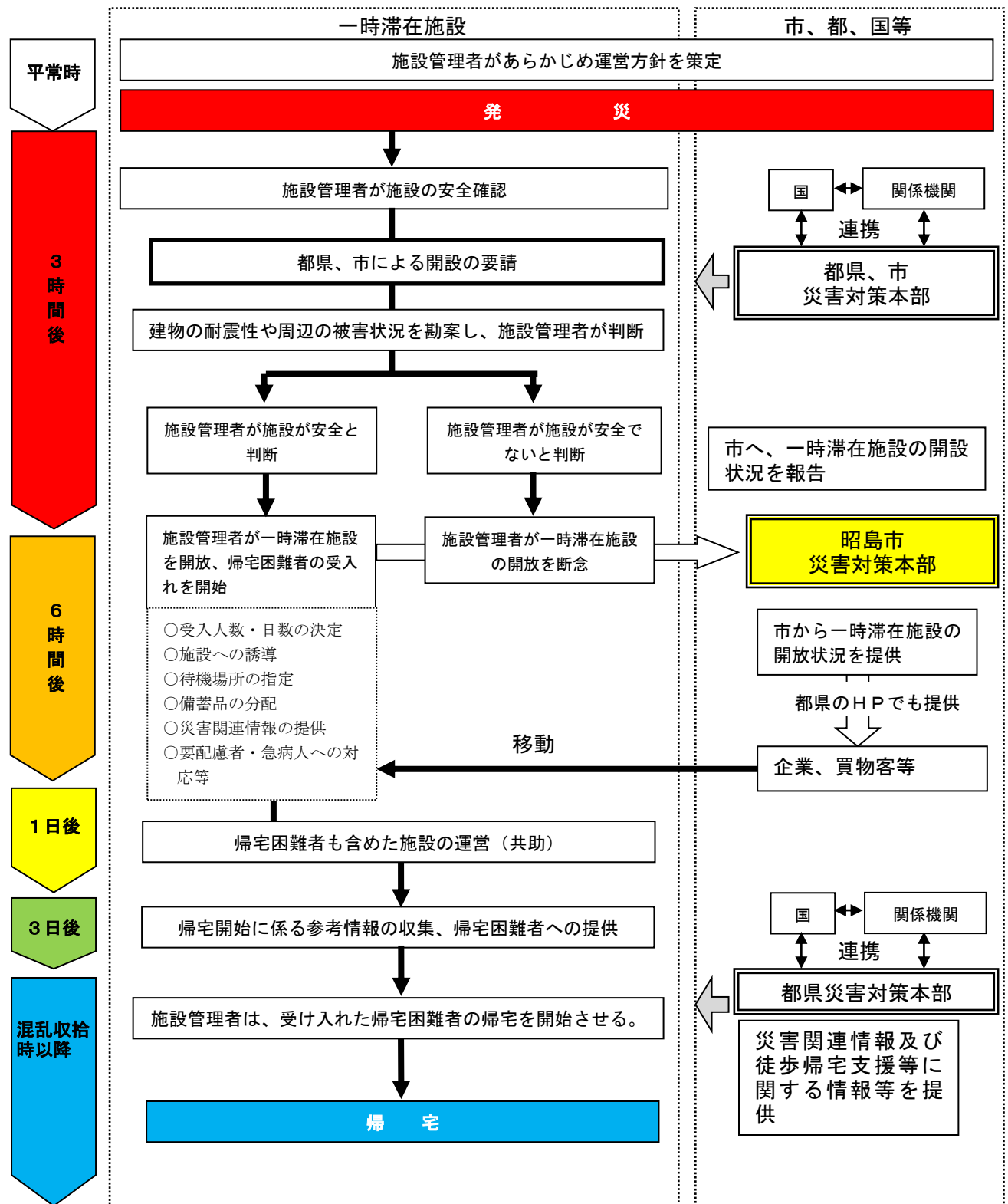
- ・受入者も含めた施設の運営
- ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

#### エ 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- ・一時滞在施設閉設の判断
- ・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

一時滞在施設運営の流れは、次頁のとおり。

## 一時滞在施設運営のフロー図



都県や国の対策等の情報

一時滞在施設開設等の情報

## 第4節 事業所等における帰宅困難者対策

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、各機関は次のとおり対応する。

## 1 都の対策

- (1) 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。
- (2) 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。

## 2 国、都、市の対策

市本部

指令情報班

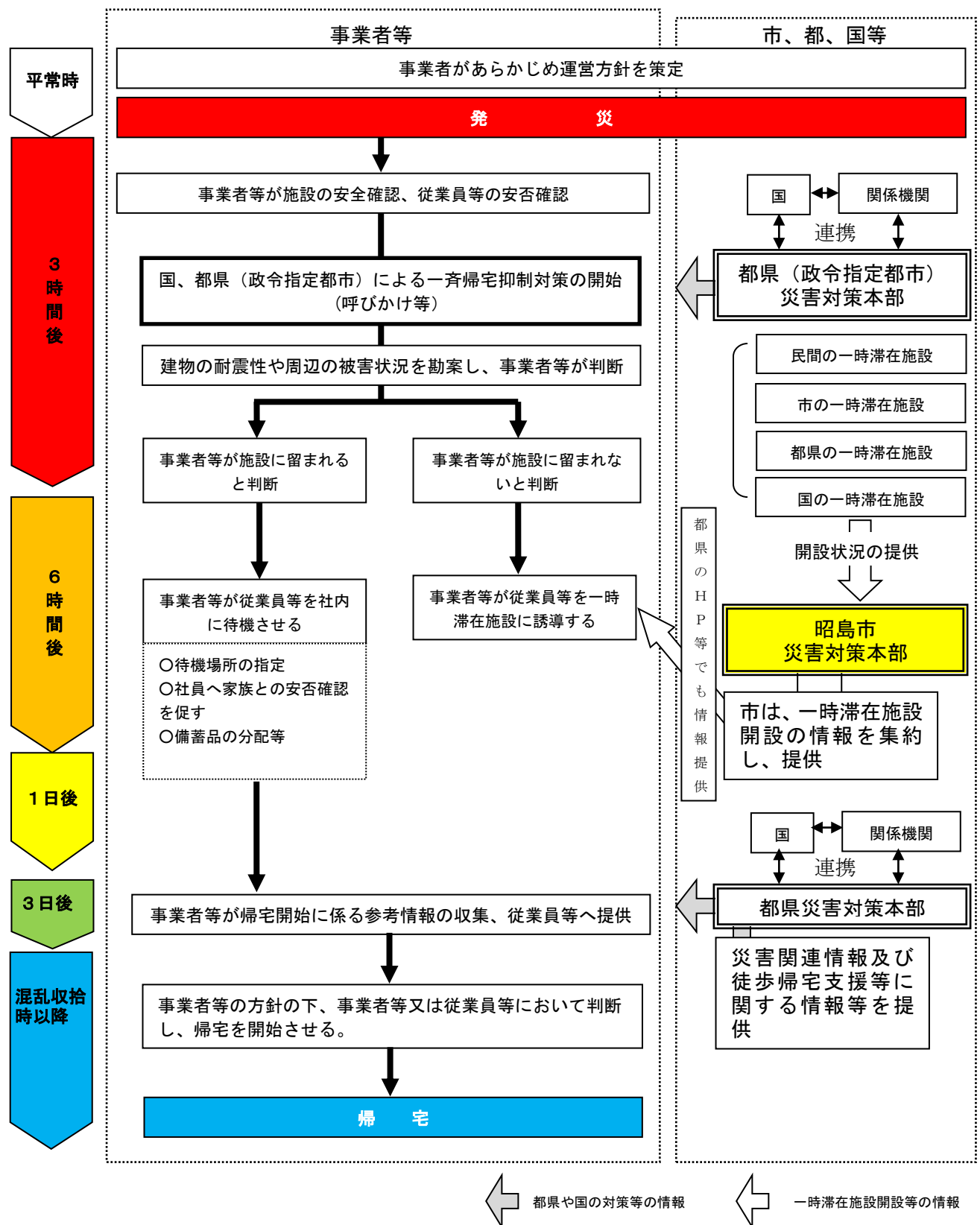
報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

## 3 関係機関の対策

| 機 関 名  | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 業 者  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所による従業員等の施設内待機               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。</li> <li>(2) 国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。</li> <li>(3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。</li> </ol> </li> <li>2 施設内に待機できない場合の対応               建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設や避難所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。<br/>また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。             </li> <li>3 防災活動への参加               事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。             </li> <li>4 情報提供体制の確保               事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。             </li> </ol> |
| 昭島市商工会 | 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 学 校 等  | <p>学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。</p> <p>児童・生徒等の安否等について、各学校で作成する防災計画で定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |



## 一斉帰宅抑制のフロー図



## 第5節 徒歩帰宅者の代替輸送（復旧対策）

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかしながら、首都直下地震等の大きな地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。このため、帰宅困難者が帰宅を行うために必要な情報提供や代替輸送手段を確保する必要がある。

## 1 鉄道運行情報等の提供

帰宅困難者が、帰宅するに当たり必要な情報を提供するため、各機関は次の対策を行う。

## (1) 市の対策

市本部

指令情報班

調査班

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

## (2) 都の対策

都は、ガイドライン等に則り、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。

## (3) 関係機関の対策

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 鉄道事業者 | 1 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報等を都や市、報道機関に提供する。<br>2 発災後の早期運転再開に努める。 |
| バス事業者 | 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や市、報道機関に提供する。                             |
| 報道機関  | 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。                              |

## 2 代替輸送手段の確保

鉄道などの長期間にわたる不通に対し、早期に帰宅困難者の解消を図るため、各機関は次の対策を行う。

## (1) 市の対策

市本部

指令情報班

調査班

管理班

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

また、Aバスによる人員輸送も考慮する。

## (2) 国の対策

ア 緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成のマニュアルに基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。

イ 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

(3) 都の対策

- ア バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- イ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- ウ 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

(4) 関係機関の対策

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| バス事業者 | 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。 |

## 第6節 徒歩帰宅者の支援（復旧対策）

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、救出・救助活動が落ち着いた発災後概ね4日目からの順次帰宅に対し、各機関は、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援対策を行う必要がある。

## 1 市の対策

市本部

指令情報班

調査班

- (1) 市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- (2) 災害時帰宅支援ステーションの設置  
市は、予想される事態に基づき、幹線道路を徒歩で帰宅する人達のために、必要に応じて次の場所に帰宅困難者支援ステーションを設置し、飲料水、食料、交通情報等を提供する。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 市役所本庁舎 正面玄関前   | 奥多摩街道を帰宅する人への支援 |
| 総合スポーツセンター 駐車場 | 江戸街道を帰宅する人への支援  |

## 2 都の対策

- (1) 円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。

## 3 関係機関の対策

| 機 関 名     | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭 島 警 察 署 | 交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。                                                                                                                                      |
| 日赤東京都支部   | 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。                                                                                                                        |
| 昭 島 郵 便 局 | 郵便局に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。また、集配郵便局（本局）において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。                                                                                                           |
| 事 業 者 等   | 1 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、事業所内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。 |

|  |                                                 |
|--|-------------------------------------------------|
|  | 2 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。 |
|--|-------------------------------------------------|

**【災害時帰宅支援ステーション】**

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

（資料54「災害時帰宅支援ステーション一覧」参照）

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

## 第9章 物流・備蓄対策

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、生活の安定を図るため、備蓄している飲料水・食料・生活必需品等の供給を行うとともに、備蓄品が不足した場合は、都や協定を締結している事業者に物資の供給を要請するなど、調達を図っていく必要がある。対策は、炊き出し等の体制が整うまでの間（3日間）の応急対策と、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降の復旧対策に分けて計画する。

### 活動の要点

- ① 配布基準の設定
- ② 物資の供給
- ③ 物資の調達

### 第1節 備蓄物資の供給（応急対策）

都及び市は、都及び市の備蓄又は調達する食料等を支給する。

なお、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

#### 1 備蓄物資の配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。（第3部第3章「災害救助法の適用」参照）

ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

また、配布にあたっては、配布計画をたて、高齢者等を優先し、収容者等の協力を得て行うものとする。

#### 2 市の対策

##### (1) 備蓄物資の搬送

市本部

経済班

市内の備蓄倉庫から、必要に応じて避難所等に備蓄物資を搬送する。

##### (2) 食品の供給

市本部

庶務班

社会教育班

ア 震災時における被災者への食品等の供給を実施する。

イ 被災者に対する食品の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。

ウ 被災者に食品等の供給を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

エ 備蓄物資(クラッカー等)として都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局

長の承認を得て市が輸送し被災者に供給する。

ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとする。

オ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

### (3) 生活必需品の供給

市本部

庶務班

社会教育班

ア 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の供給を実施する。

イ 被災者に生活必需品等を供給する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。

ウ 市において供給の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。

エ 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

オ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

（資料56「備蓄物資一覧」参照）

## 3 都の対策

- (1) 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- (2) 主として避難所生活者を対象に食品及び生活必需品を放出する。
- (3) 市の被災状況を鑑みて、緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講ずる。
- (4) 都が所有する倉庫には、あらかじめ協力依頼している物流事業者、都福祉保健局職員又は都関係局からの応援職員等を配置し、搬出作業を行う。
- (5) 被災地以外の隣接市の避難所に避難した被災者に対しても、当該市長において救援に協力するよう連絡する。
- (6) 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。

※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。



## 第2節 飲料水の供給（応急対策）

災害時には、配水管の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるが、復旧には人員確保の困難性や道路交通の不能などから早期の対応は困難と考えられる。このため、市は、応急給水活動を実施する。

また、市は、給水計画に基づき、災害時における市民の応急飲料水の確保を図ることとしているが、必要があれば国、都及び日本水道協会を通じ、他の自治体に速やかな応援を要請する。

### 1 給水体制

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 水道班 |
|-----|-----|

災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水計画を定め給水態勢を確立する。

なお、応急給水にあたっては、医療施設、学校教育施設、福祉施設などを優先して給水する。

- (1) 給水拠点において給水を実施するが、給水拠点に不便な一般家庭（概ね2km以上離れている）及び医療・公共施設等には、応急対策用給水タンクやウォーターパッカー及び非常用飲料水袋による給水を行う。
- (2) 給水拠点で自然に流出しない場所では、小型水中ポンプにより揚水し、給水を行う。
- (3) 補給拠点は、東部、中央、西部及び北部配水場とするが、給水場所に近いところに利用できる消火栓があれば、そこから補給を行う。

### 2 給水基準

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 水道班 |
|-----|-----|

- (1) 震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限度の飲料水として、1日1人あたり3ℓを基準とする。
- (2) 一般家事用水は、自ら容器を持参し、給水拠点に出向いて給水を受けることを原則とする。

## 第3節 物資の調達要請

市は、炊出しの体制が整うまでは、備蓄食料のキャンペーンなどを供給することとなるが、備蓄物資が不足した場合の物資調達や炊き出しを実施するために必要な調達を計画し、物資の調達要請を行う。

## 1 市の対策

## (1) 食料の調達

市本部 市民班

- ア 被災者に対する炊き出しその他による食品の供給のため、備蓄を含む調達計画を策定する。
- イ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- ウ 災害救助法適用後、食料の供給の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- エ 前ウの場合で、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市が「災害時における食料調達に関する協定書」等を締結している事業所等から、食料の調達を行う。
- 市では現在、以下の事業所と協定を締結し、食料等の確保を図っているところであるが、今後その他の事業所との協定締結に努める。

(令和3年4月現在)

| 協定締結事業者                | 住 所         | 供給食料     |
|------------------------|-------------|----------|
| 昭島市米穀小売商組合             | 上川原町2-14-9  | 米穀       |
| グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 | 武蔵野2-14-1   | 乳製品      |
| 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場     | 武蔵野2-12-3   | 生パン      |
| 三多摩綜合食品卸売市場協同組合        | 武蔵野3-5-1    | 副食品、調味料等 |
| シマダヤ関東株式会社             | 武蔵野2-1-22   | めん類      |
| 株式会社八洋                 | 羽村市神明台4-5-6 | 飲料水等     |

## (2) 生活必需品等の調達及び配布

市本部 指令情報班 庶務班 社会教育班

- ア 被災者に対する生活必需品等供給のため、備蓄を含む調達計画を定める。
- イ 調達計画は、被災世帯を想定して調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めるものとする。
- ウ 市は、災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により現地調達が適当と認められる場合については、市が直接調達する。
- エ 市は、調達量の不足又は新たな品目の需要が生じた場合には、あらかじめ協定を締結している取扱業者から調達し、被災者の需要に応えるよう努める。現在、市と締結している取扱業者は次のとおりである。

(令和3年4月現在)

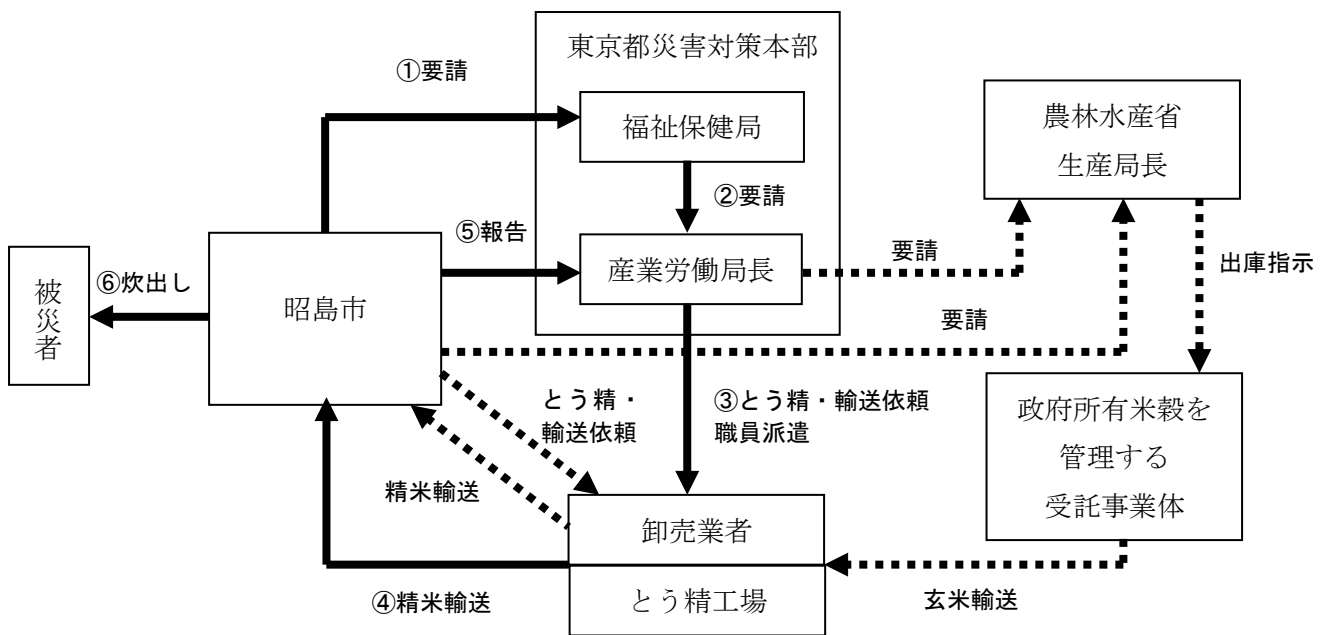
| 協定締結事業者             | 住 所       | 供給物資  |
|---------------------|-----------|-------|
| 株式会社イトーヨーカ堂         | 松原町3-2-12 | 生活必需品 |
| イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店 | 宮沢町500-1  | 生活必需品 |

## 2 国及び都の対策

国及び都の対策内容は、次のとおりとする。

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国     | 1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。<br>2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。<br>3 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。 |
| 都     | 1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。<br>2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。<br>3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。         |

【米穀の調達フロー図】



## 第4節 義援物資の取扱い

災害時には、備蓄物資や調達可能な物資だけでは供給量が不足することが想定される。この場合、市が不足物資を調達計画に基づき、要請することとなるが、要請を待たず、全国から義援物資が送られてくとも想定される。市は、必要な物資や物資の送付先を明らかにしておくとともに、広報していく。

## 1 義援物資の送付先

市本部

福祉総務班

義援物資は、以下に送付し、受入れ管理する。

| 名 称           | 住 所         | 電話番号         |
|---------------|-------------|--------------|
| 昭島市総合スポーツセンター | 昭島市東町5-13-1 | 042-544-4151 |

## 2 義援物資の受付問い合わせの広報

市本部

福祉総務班

広報班

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

義援物資の取扱いについては、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する。

## 第5節 輸送車両の確保

災害時には、調達物資の搬送等、輸送車両を確保する必要がある。各関係機関は、調達物資の輸送等に必要な車両を確保する。

### 1 市の対策

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 管財班 |
|-----|-----|

#### (1) 車両の確保・調達

ア 市が業務遂行上必要とする車両は、第1次的には通常業務で所管する各部・課が所管する保有車両を使用する。

イ 市は、市保有車両に不足が生ずる場合は、運送業者等に対し、車両の供給について要請する。また、事前に調達先、調達予定数を計画化し、車両の確保を明確にしておく。

ウ 所要車両が調達不能になった場合は、都財務局に対して調達あっ旋を要請するものとする。

#### (2) 燃料の調達

「災害時における応急燃料供給業務等に関する協定」に基づき、調達する。不足する場合は、都に要請する。

### 2 国の対策

関東運輸局は、東京都財務局の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

### 3 都の対策

(1) 都財務局は、物資の輸送に必要な車両を調達する。

(2) 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。

都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用し、必要に応じレンタカー会社、タクシー会社等から調達する。

### 4 昭島警察署の対策（緊急通行車両等の確認）

|       |
|-------|
| 昭島警察署 |
|-------|

警戒宣言発令時及び震災時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制（第3部第12章第1節「道路交通規制」）により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで関係法令に基づき緊急通行車両を優先して通行させることとなる。このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認は、次により行う。

#### (1) 確認実施機関

ア 昭島警察署

市の保有車両及び市が調達した車両については、事前に届出のうえ、昭島警察署長（都公安委員会）が確認を行う。

イ 都財務局

市の要請により都が調達、あっ旋した車両については、知事が確認を行う。

#### (2) 確認対象車両

ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両である

こと

- (ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
  - (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
  - (ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難・救助その他の保護に使用されるもの
  - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
  - (オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
  - (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
  - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
  - (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
  - (ケ) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
  - (コ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
- イ 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は警戒宣言発令時及び災害発生時、調達契約の相手方から調達する車両であること

## 5 昭島消防署の対策

昭島消防署

- (1) 非常用（予備）車両、非常用資器材の確認について  
震災発生時は、非常用車両、資器材を参集人員等により確認させ、部隊を増強し、災害出場等に備える。
- (2) 車両、資器材の修繕、整備体制の強化について  
災害活動等では車両、資器材を酷使し故障等の発生が予想されるので、整備資器材、予備部品等の集結をおこない継続して災害活動に対応できる体制を推進する。
- (3) 昭島市との連携について  
物資輸送については、災害対応を優先するため原則として実施しない。なお、災害の発生状況及び消防力に相当な余裕がある場合に検討し、協力する。

## 第6節 復旧対策

発災後、概ね4日後以降の復旧対策として、市民に対して安定した飲料水、食料、生活必需品等の供給を行う必要がある。都及び市は、以下の対策を行う。

## 1 多様なニーズへの対応

市本部

指令情報班

庶務班

社会教育班

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は広域的見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

## 2 炊出しの実施

市本部

給食班

市は、震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

なお、被災状況により、市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

## (1) 給食施設

炊出しの実施については、原則として市の給食施設を使用する。給食施設の現況は次のとおりである。

| 給食施設     | 炊飯釜数 | 炊飯能力<br>(kg/時間) | 食数<br>(食/時間) | 燃料 |
|----------|------|-----------------|--------------|----|
| 共同調理場    | 14   | 700             | 7,000        | ガス |
| 富士見丘小学校  | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 武蔵野小学校   | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| つつじが丘小学校 | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 田中小学校    | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 拝島第二小学校  | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 福島中学校    | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 瑞雲中学校    | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 多摩辺中学校   | 6    | 150             | 1,500        | ガス |
| 合計       | 62   |                 | 19,000       |    |

\* 1食=100g

## (2) 実施

炊出しの実施は、各給食施設の職員があたることとし、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

## 3 水の安全確保

市本部

水道班

(1) 市は、都（福祉保健局）が必要に応じて編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認



を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

- (2) ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

#### 4 食品の安全確保

市本部

市民班

医療救護対策班

市は、多摩立川保健所が必要に応じて編成する「食品衛生指導班」と連携して、以下の避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。

- (1) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- (2) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- (3) 手洗いの励行
- (4) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- (5) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- (6) 情報提供
- (7) 殺菌、消毒剤の調整

#### 5 生活用水の確保

市本部

水道班

- (1) 市の対策

防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。

被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

なお、飲料水の貯水量及び供給体制に余裕がある場合は、飲料水を生活用水として供給することも考慮する。

- (2) 市民・事業所の対策

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。

#### 6 物資の輸送

市及び都は、避難所等への安定した物資の供給を図るため、備蓄物資や調達物資を避難所等へ輸送する。

##### (1) 市の対策

市本部

経済班

庶務班

社会教育班

ア 市は、調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

イ 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。

ウ 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。

##### 【地域内輸送拠点】

昭島市総合スポーツセンター

東町5-13-1

## (2) 都の対策

- ア 国・道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。
- イ 道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地（広域輸送基地に集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- ウ 調達した物資は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。広域輸送基地に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
- エ 広域輸送基地における物資の仕分・搬出作業は、原則としてあらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。



## 第10章 医療救護等対策

震災時における医療救護活動は、発災直後におけるライフラインの停止状況下で多数の負傷者が発生している場合の活動と物的・人的支援体制が確立され、ライフラインが復旧してきた場合では、活動環境が大きく異なる。このことから、発災後のフェーズに応じた対策が必要である。市及び関係機関は、連携を図り、状況に応じた医療救護に対応する。

### 活動の要点

- ① 医療情報の収集伝達と医療救護所の設置
- ② 医薬品・医療資器材の確保
- ③ 遺体の取扱い

### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区 分                 | 想定される状況                                                               |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 0 発災直後<br>(発災～6時間)  | 建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況                               |
| 1 超急性期<br>(6～72時間)  | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 2 急性期<br>(72時間～1週間) | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況                   |
| 3 亜急性期<br>(1週間～1か月) | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況                                       |
| 4 慢性期<br>(1～3か月)    | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況                    |
| 5 中長期<br>(3か月以降)    | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況                                         |

### 【主な医療救護活動】

| 区 分    | 主な活動内容                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 0 発災直後 | ○ 被害情報の収集・集約<br>○ 東京DMATの出場<br>○ 緊急医療救護所の運営（市）<br>○ 傷病者等の被災地域外への搬送 |
| 1 超急性期 | ○ 都医療救護班等の被災地域への派遣<br>○ 他県DMATによる病院支援<br>○ 医療救護所の運営（市）<br>○ 医薬品の供給 |
| 2 急性期  | ○ 他県医療救護班の受入れ<br>○ 避難者の定点・巡回診療                                     |
| 3 亜急性期 |                                                                    |
| 4 慢性期  |                                                                    |
| 5 中長期  |                                                                    |

## 第 1 節 初動医療体制

## 1 医療情報の収集伝達

市本部

## 指令情報班

**医療救護対策班**

### (1) 市の対策

ア 市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

イ 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、医療相談に対応するため、市民に対する相談窓口を設置する。

## (2) 都の対策

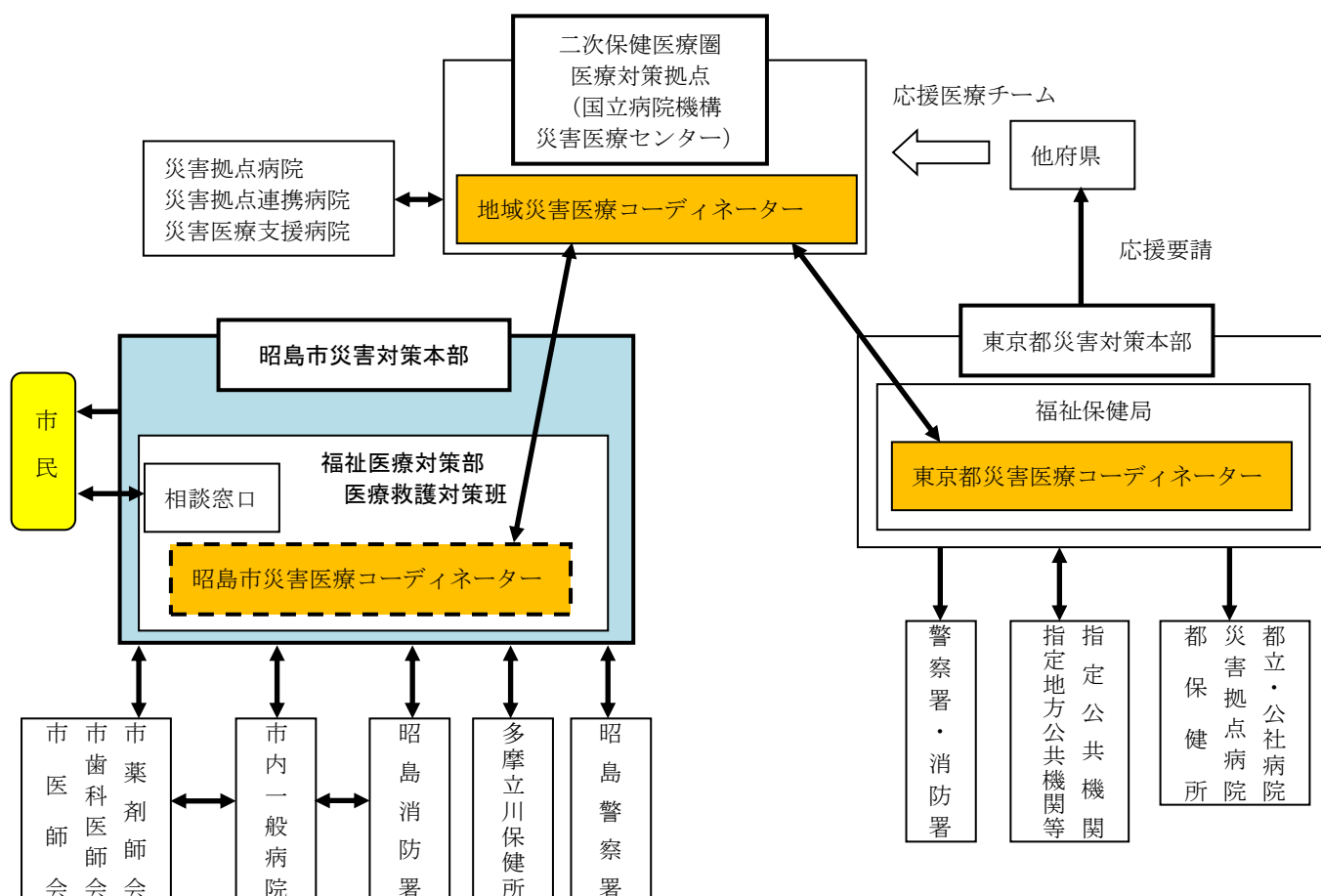
ア 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、市、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。

イ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターを中心に収集する。

ウ 収集した医療情報を市等の関係機関に提供する。

エ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

【医療情報の収集・伝達】



## (3) 市医師会、歯科医師会、薬剤師会の対応

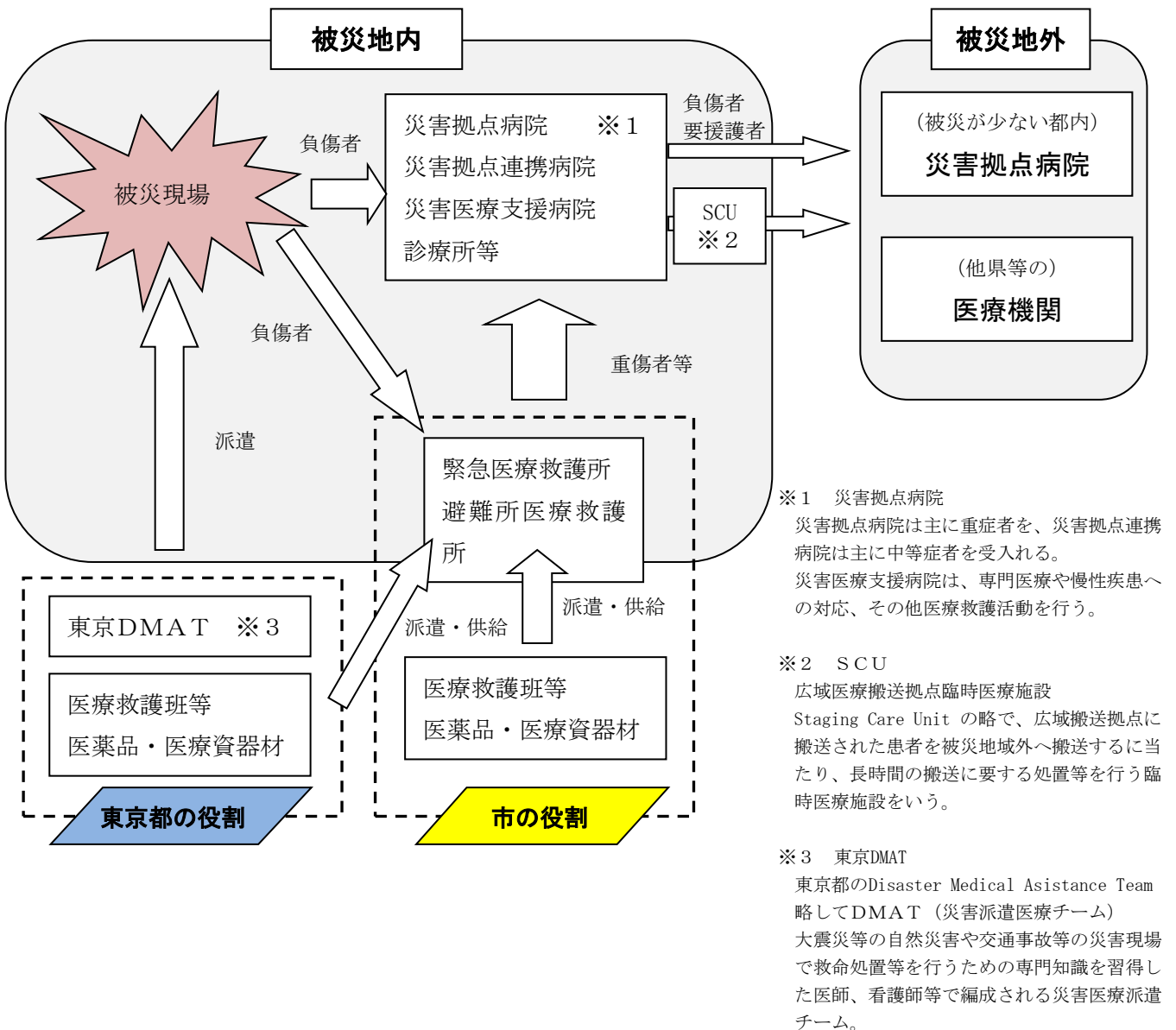
市内の被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告する。

## 2 初動期の医療救護活動

市本部 医療救護対策班

医療救護は、市が医療救護所を設置し、一次的に実施する。都は、市を応援、補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市の要請があった場合、及び医療救護の必要があると認めた場合に、都直轄医療救護班を派遣する。

## 【災害時の医療救護のフロー】



## (1) 市の対策

市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。

## ア 医療救護班等の派遣依頼

市本部 医療救護対策班

市長は、医療救護活動が必要と判断した場合は、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、市医師会会長、市歯科医師会会長及び市薬剤師会会長に対し医療救護班、歯科医療救護

班及び薬剤師班の派遣を要請する。

#### イ 医療救護班等の編成

市医師会

市歯科医師会

市薬剤師会

市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会は、医療救護班等の派遣要請があった場合は、次のとおり医療救護班等を編成し、市本部へ派遣する。班の数は、災害の状況により市長とそれぞれの会長が協議して決定する。

##### (ア) 医療救護班等の編成

a 医療救護班の編成人員は、1班について次のとおりとする。

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 医師  | 1人                             |
| 看護師 | 1人                             |
| 事務  | 1人（事務担当については、市において配置することができる。） |

b 歯科医療救護班の編成人員は、1班について次のとおりとする。

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 歯科医師        | 1人                             |
| 歯科衛生士又は歯科助手 | 1人                             |
| 事務          | 1人（事務担当については、市において配置することができる。） |

c 薬剤師班の編成人員は、調剤、服薬指導及び医薬品管理に必要な薬剤師として、市薬剤師会会長がその都度定める。

d 市接骨師会は、「災害時における応急救護活動に関する協定」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。

救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施する。

#### ウ 医療救護所の設置

市本部

医療救護対策班

市は、医療救護活動を実施するために、次の場所に医療救護所を設置する。この場合、市長は医療救護所設置状況について、知事に報告するものとする。

(ア) 避難所

(イ) 災害現場

(ウ) 超急性期においては、病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営することも考慮する。

#### エ 医療救護活動

市本部

医療救護対策班

医療救護班等による医療救護活動は、原則として医療救護所において行うものとする。ただし、やむを得ず医療救護所を設置できない場合は、被災地周辺の医療施設において医療救護活動を実施するものとする。

また、市長は、市の能力のみで医療救護活動が十分実施できないと判断した場合は、都及び関係機関に応援を要請するものとする。

##### (ア) 医療救護活動の内容

医療救護班等は、派遣された医療救護所において次の活動を行う。



| 名 称       | 活 動 の 内 容                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 療 救 護 班 | 1 傷病者に対する応急処置<br>2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定<br>3 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療<br>4 助産救護<br>5 死亡の確認<br>6 検視、検案に際しての法医学上の協力 |
| 歯科医療救護班   | 1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置<br>2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定<br>3 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導<br>4 検視、検案に際しての法歯学上の協力      |
| 薬 剤 師 班   | 1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導<br>2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け及び管理<br>3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援<br>4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力      |

## (2) 都の対策

- ア 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- イ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。
- ウ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- エ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。
- オ 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。
- カ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
- キ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請する。
- ク 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
- (各二次保健医療圏に係ること)
- ケ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。
- コ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。
- サ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。
- シ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。

## (3) 昭島消防署の対策

昭島消防署

- ア 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。
- イ 東京DMA Tと連携して、救命処置等を実施する。

## 3 負傷者等の搬送体制

市は、迅速で適切な負傷者の搬送を行うとともに医療スタッフ及び医薬品等の搬送体制を確立する。

## (1) 負傷者等の搬送

市本部

医療救護対策班

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち災害拠点病院等に収容する必要がある者が発生した場合は都又は市に搬送を要請する。搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等までは都及び市が対応する。

なお、搬送にあたっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、状況に応じて次のとおり行う。

- ア 昭島消防署に搬送を要請する。
- イ 市が確保した自動車で搬送する。
- ウ ヘリコプター等により搬送する。

## (2) 医療スタッフの搬送

市本部

医療救護対策班

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する都直轄医療救護班等については都が対応する。

また、都は、市長の要請により、搬送の応援体制を確立するとともに、必要に応じて、応援協定等に基づき、国や関係区市等に広域的搬送を要請する。

## (3) 都の対策

- ア 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請する。
- イ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保する。
- ウ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。

## (4) 昭島消防署の対策

昭島消防署

- ア 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
- イ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。

## 4 保健衛生体制

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

## (1) 保健活動

市本部

医療救護対策班

## ア 保健師班の編成

市及び都は、巡回健康相談等を行うため、庁内保健師と都保健師で構成する保健師班を編成して避難所等に派遣する。

## イ 保健師班の活動内容

保健師班は、次の活動を行う。

- (ア) 避難所における健康相談
- (イ) 地域における巡回健康相談
- (ウ) その他必要な保健活動

## (2) メンタルケア

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| 市本部 | 医療救護対策班 | 都 |
|-----|---------|---|

被災のショックや長期にわたる避難生活などのストレスは、心身の健康に大きな影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

このため、都は、精神障害者・精神疾患患者への対応として民間精神病院等関係機関と協力し、東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）による精神医療体制を展開している。

東京DPATは、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルケア体制整備を図り、区市町村の活動を精神保健医療の観点から都保健所等と連携しバックアップする。

市は、これら都の対策と連携し、東京DPATに地域の福祉関係者を加えるなど、避難所でのメンタルケアにあたる。

なお、メンタルケアは、長期的な支援が必要とされることから、地域において長期的な支援ができる体制づくりを確保していく。

### ア 精神疾患患者対策

- (ア) 入院患者対策  
被災を免れた地域への転院を図る。
- (イ) 通院患者対策  
市は、東京DPATの協力を得て対応にあたる。
- (ウ) 措置患者対策  
措置患者の緊急受入れを一時的に都立病院で行う。

### イ メンタルヘルスケア対策

- (ア) 東京DPATの編成  
東京DPATを編成し、市と協力の下、避難所での巡回相談を行う。
- (イ) 情報提供及び電話相談  
都全体の精神保健福祉に関する情報の提供や電話相談窓口等を設置する。

## (3) 在宅難病患者への対応

|     |         |
|-----|---------|
| 市本部 | 医療救護対策班 |
|-----|---------|

在宅難病患者は、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。こうしたことから、市は、平常時から医療機関等と連携し患者の把握に努めるとともに、災害時には災害拠点病院等への搬送等を都に要請する。

## (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

|     |       |
|-----|-------|
| 市本部 | 避難対策班 |
|-----|-------|

ア 市は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等の際し、市による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

## (5) 透析患者への対応

市本部

医療救護対策班

慢性腎不全患者の多くは、週2～3回の血液透析を受けており、災害時にも同様の医療が必要なことから、適切な医療体制を確保する必要がある。

市は、都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき、次のとおり透析医療の確保に努める。

ア 市は、都、市医師会及び透析医療機関等と協力し、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、都に報告する。

イ 市は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気等、施設の復旧に必要な事項について関係機関と調整を図る。

## (6) 口腔ケア

市本部

医療救護対策班

歯科医療救護班は、避難所等での口腔衛生環境の悪化により多発する歯及び歯肉の急性炎症及び口内炎並びに上気道炎を防止するため、低下した口腔環境の回復と口腔衛生の向上活動を行う。

## (7) 入れ歯紛失者の対応

市本部

医療救護対策班

歯科医療救護班は、災害時における入れ歯紛失者の摂食障害による健康状態の低下及び悪化に対して、その適切な回復を図るものとする。

## (8) 被災動物の保護

市本部

環境班

市は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

(詳細は、第3部第7章第3節「動物救護」 参照)

## (9) 都の対策

ア 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。

イ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。

ウ 市における保健活動班の活動を支援する。

エ 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。

オ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

カ 市と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

キ 「環境衛生指導班」を必要に応じて編成する。

ク 「食品衛生指導班」を必要に応じて編成する。

ケ 関係団体等との協働による動物救援本部を設置する。

コ 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

## 第 2 節 医薬品・医療資器材の供給

### 1 市の対策

市本部

医療救護対策班

- (1) 市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）」を発災後すみやかに設置する。
- (2) 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となるセンターの長である統括災害薬事コーディネーターは市薬剤師会から選任し、その他のセンターの長は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの長である統括災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。

また、センター長である災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

- (3) 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、市薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に次に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
- (4) 備蓄及び市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会と協議の上、市薬業会との「災害時における応急医療活動に関する協定」に基づき、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

- (5) 医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いる医薬品・医療資器材については市が対応し、都が備蓄・供給する医薬品・医療資器材については都が対応する。

また、都は、市長の要請により、搬送の応援体制を確立するとともに、必要に応じて、応援協定等に基づき、国や関係県市等に広域的搬送を要請する。

### 2 都の対策

- (1) 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。
- (2) 市の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。
- (3) 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達する。
- (4) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
- (5) 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で市（災害薬事センター）へ提供する。

### 3 市薬剤師会の対応

市薬剤師会

- (1) 市災害医療コーディネーターの業務に協力する。
- (2) 市薬剤師会は、市の要請を受け、（災害薬事センター）における医薬品の仕分け・管理等を行う。



## 【市が使用する医薬品等の調達手順】

## ① 市の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

## ② 都の備蓄品を使用する

市の備蓄が不足する場合に、市は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

## ③ 市が卸から調達する

市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめる行う。）。

## ③ 都が卸から調達する

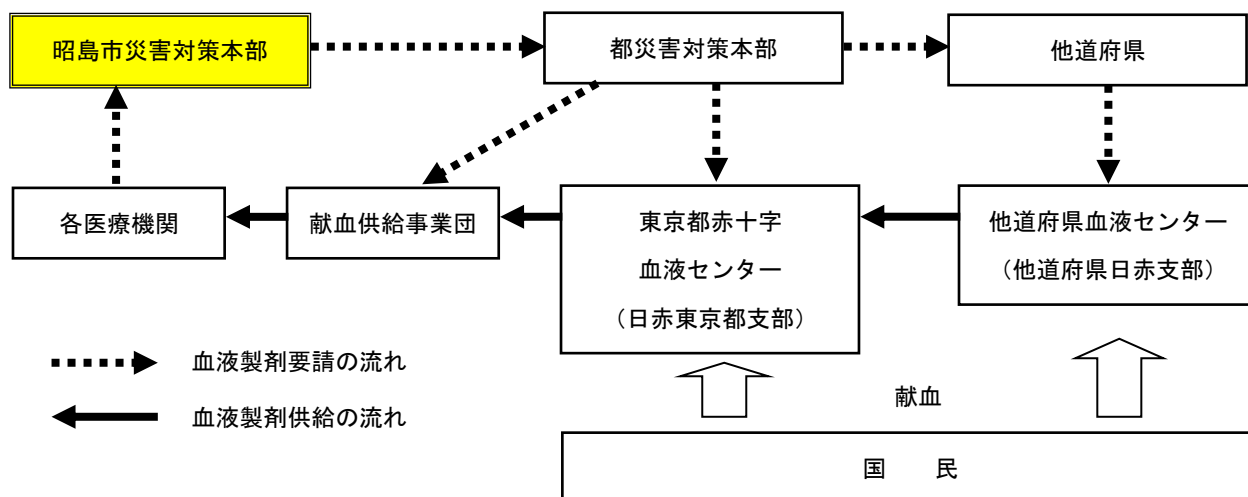
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

市での調達が  
不可能な場合

## ④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）。

## 【血液製剤の供給体制】



### 第 3 節 医療施設の確保

災害時に発生する多数の負傷者に対応するため、各機関は次の対策を行い、医療施設の確保を図る。

#### 1 市の対策

#### 市本部 医療救護対策班

市は、災害時に多くの負傷者が医療を受けられるよう、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

そのため、市及び医療関係機関は、以下の取組を行う。

- (1) 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- (2) 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- (3) 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や医師会と連携し、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- (4) 救急告示を受けた診療所、透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として市医師会と連携し、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- (5) 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- (6) 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

#### 2 都の対策

- (1) 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
- (2) 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- (3) 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化する。

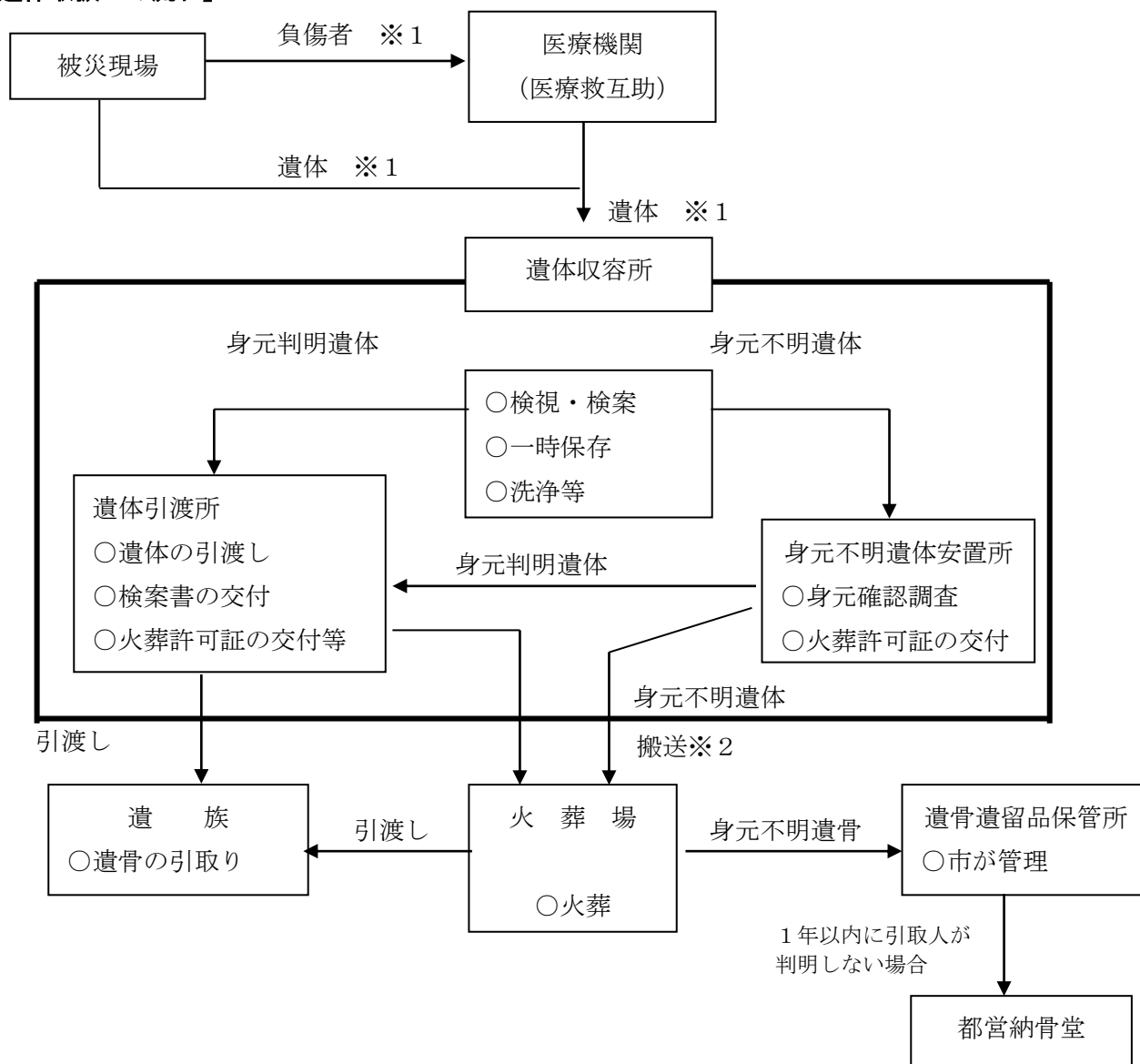


## 第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都や関係機関と連携して遺体収容所の確保等を図り、火葬手を迅速に実施する。

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等は、次の流れにより市及び都が協力して行う。

## 【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

## 1 遺体の捜索

市本部

市民班

関係機関

## (1) 機関別活動内容

遺体の捜索に関して、市及び関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

| 機関名   | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 都、昭島警察署等関係機関と連携し、遺体の捜索及び遺体の収容を行う。状況に応じて、作業員の雇上げやボランティアの協力を得る等の方法を考慮する。                                                                                                                                                                                                         |
| 都     | 市からの要請等に基づき、行方不明者等の捜索や発見した遺体の収容に関して関係機関との連絡調整にあたり、捜索・収容作業が円滑にできるよう支援する。                                                                                                                                                                                                        |
| 昭島警察署 | 1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。<br>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。<br>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。<br>4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。 |

※ 遺体には、行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを含む。

## (2) 捜索の期間等

| 区 分                 |         | 内 容                                                                                                                                                                      |
|---------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捜 索 の 期 間           |         | 災害発生の日から10日以内とする。                                                                                                                                                        |
| 期 間 の 延 長<br>(特別基準) |         | 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。<br>(1) 延長の期間<br>(2) 期間の延長を要する地域<br>(3) 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること)<br>(4) その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等) |
| 国<br>庫<br>負<br>担    | 対象となる経費 | 1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料又は購入費<br>2 捜索のために使用した機械器具の修繕費<br>3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等                            |
|                     | 費用の限度額  | 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲                                                                                                                                               |
|                     | そ の 他   | 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。                                                                                                  |

## (3) 必要帳票等の整備

市は、行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体の捜索状況記録簿
- エ 死体の捜索用関係支出証拠書類

## 2 遺体の搬送

市本部

市民班

市及び都は、次のとおり遺体収容所まで遺体を搬送する。

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。<br>2 遺体の搬送では、警察署への通報や状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼、作業員への雇上げ又はボランティア等の活用等を行う。<br>3 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者、遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、可能なかぎり確認する。 |
| 都   | 市が行う遺体の搬送について、市及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、自衛隊に対して遺体の搬送要請を行う。                                                                                                                                         |

## 3 遺体収容所の設置

市本部

指令情報班

市民班

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで、遺体を収容し、開設状況について、都及び昭島警察署に報告する。<br>2 遺体収容所の開設・運営等に関して市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。 |
| 都   | 市長の要請に基づき遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。                                                                                              |

## 【遺体収容所予定施設】

| 名 称    | 所 在       |
|--------|-----------|
| みほり体育館 | 美堀町4-20-1 |

## 4 遺体収容所での活動

市本部

指令情報班

市民班

医療救護対策班

市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたる。

遺体収容所においては検視・検案業務の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、遺体の洗浄等を一括的に処理する。

## (1) 活動の基準

## ア 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔ぼうの形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

検視・検案が未実施の遺体については、市は一時保存に関する事項について、都及び昭島警察署と緊密な連携のうえ、その取扱いに適正に対応する。

## イ 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないと同時に、いたずらに腐敗を速め、感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

市は、保健所と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げるなどして要員を確保し、遺体の洗浄等縫合、消毒の処置を実施する。

## ウ 遺体収容所に関する市民への周知

市は、都及び昭島警察署と連携のうえ、遺体収容所の設置場所、遺体収容状況等に関し、報道機関等へ情報提供を行い、市民への周知に努める。

## エ 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## オ 期間の延長（特別基準）

11日以降も遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。

## (ア) 延長の期間

## (イ) 期間の延長を要する区域

## (ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

## (エ) その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

## カ 国庫負担の対象となる費用の限度

## (ア) 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。

a 既存建物を利用する場合、借上費は通常の実費とする。

b 既存建物を利用できない場合、一体あたり5,000円以内とする。

## (イ) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体あたり5,000円以内とする。

## (2) 必要帳簿等の整備

市長は、下記の帳票等を作成、整備する。

## ア 救助実施記録日計票

## イ 死体処理台帳

## ウ 死体処理費支出関係証拠書類

## 5 検視・検案・身元確認等

市本部

市民班

医療救護対策班

関係機関

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び昭島警察署は、必要な体制を確立する。

## (1) 検視・検案に関する連携

市及び都は、医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

## (2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

| 機関名       | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都福祉保健局    | 1 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成し、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。<br>2 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。<br>3 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。                                                                               |
| 都監察医務院    | 1 監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。<br>2 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。<br>3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。<br>4 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |
| 昭 島 警 察 署 | 1 警察署長は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。<br>2 警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から検案を実施させる。<br>3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。                                                                               |

## (3) 検視・検案に関する機関別協力内容

検視・検案に関する機関別の協力内容は、次のとおりである。

| 機関名     | 活 動 内 容                                |
|---------|----------------------------------------|
| 市 医 師 会 | 市医師会の医療救護班は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。 |
| 市歯科医師会  | 市歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。     |

検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

## (4) 検視班等の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

## (5) 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を連絡調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検案活動を進める。

## (6) 検視・検案活動の場所

検視・検案活動は、市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

## (7) 市民への情報提供

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。 |
| 都   | 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。                      |

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するため、市は、都及び関係機関等と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。



## (8) 遺体の身元確認

身元確認に関する機関別活動内容は、次のとおりとする。

| 機関名    | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | 1 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。<br>2 警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。<br>3 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。<br>4 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |
| 昭島警察署  | 1 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。<br>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。<br>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。                                                                                           |
| 市歯科医師会 | 1 昭島警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。<br>2 身元確認班（歯科医師班）は、警察署の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。                                                                                                  |

## (9) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡し業務は、原則として警察署及び市が協力して行う。職員が遺体の引渡し業務に従事する場合は、検視・検案業務に関連し、特に留意すべき事項等については、警察署「遺体引渡班」の指示に基づく。

## (10) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。<br>2 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。<br>なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。 |
| 都   | 迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行に係る体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。                                                                                                      |



## 第 5 節 復旧対策

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定される。

市は、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するため、各種検査、予防措置及び応急措置を行う。

## 1 防疫活動

市本部

医療救護対策班

市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等を実施するため、防疫班、消毒班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

## (1) 市の対策

- ア 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。
  - イ 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。
  - ウ 市本部長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。
  - エ 市本部長は、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。
  - オ 都が活動支援や指導、市町村調整を行う場合は、協力する。
  - カ インフルエンザや麻しんなど感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
  - キ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。
  - ク 被災動物の保護に関する都、関係団体等へ協力する。
- （詳細は、第 3 部第 7 章第 3 節「動物救護」参照）

※ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

市及び都が編成する防疫活動の実施班とその役割分担は、次のとおりである。

## 【班別役割分担】

| 班 名       | 機関名      | 役 割                                                                                                                                                  |
|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防 疫 班     | 市        | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談</li> <li>避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</li> <li>感染症予防のため広報及び健康指導</li> <li>避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> </ul> |
| 消 毒 班     | 市        | <ul style="list-style-type: none"> <li>患者発生時の消毒(指導)</li> <li>避難所の消毒の実施及び指導</li> </ul>                                                                |
| 保 健 活 動 班 | 市        | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談の実施</li> <li>広報及び健康指導</li> </ul>                                                                    |
| 食品衛生指導班   | 都（福祉保健局） | <ul style="list-style-type: none"> <li>炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保</li> <li>食品集積所の衛生確保</li> </ul>                                                             |

|         |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の食品衛生指導</li> <li>・ その他食品に起因する危害発生の防止</li> <li>・ 食中毒発生時の対応</li> <li>・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立</li> <li>・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底</li> <li>・ 手洗いの励行</li> <li>・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底</li> <li>・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 殺菌、消毒剤の調整指導及び実施</li> </ul> |
| 環境衛生指導班 | 都（福祉保健局） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水の塩素による消毒の確認</li> <li>・ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布</li> <li>・ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導</li> <li>・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認</li> <li>・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導</li> <li>・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導</li> </ul>                                                      |

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、都（福祉保健局）が編成する食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

(2) 都及び関係機関の対策

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の防疫活動を支援・指導する。</li> <li>2 都医師会、都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請する。</li> <li>3 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。</li> <li>4 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。</li> <li>5 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。</li> <li>6 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整する。</li> <li>7 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。</li> </ol> |

|             |                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都           | 8 市の衛生管理対策を支援・指導する。<br>9 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。<br>10 「食品衛生指導班」による食品の安全を確保する。<br>11 市における保健活動班の活動を支援する。<br>12 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡を調整する。<br>13 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。                                          |
| 多摩立川<br>保健所 | 1 市の防疫活動を支援・指導する。<br>2 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。<br>3 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。<br>4 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。<br>5 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。<br>6 市の衛生管理対策を支援・指導する。 |
| 市医師会        | 1 都福祉保健局長(都保健所)からの要請に応じて防疫活動に協力する。<br>2 都福祉保健局(都保健所を含む)又は市と協議の上、防疫活動を実施する。                                                                                                                                                   |

## 2 火葬

市本部

市民班

関係機関

火葬にあたっては、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

### (1) 火葬許可の特例

通常の火葬では、市の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続に従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上問題が発生するおそれがある。このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬の実行に努める。

### (2) 広域火葬体制

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない市及び近隣県市の火葬場を活用して、広域的な火葬（広域火葬）を行う事態が予想される。

都では、区市町村と協議のうえ、広域火葬に関する計画（広域火葬計画）に基づき、広域火葬体制を整備する。

| 機関名 | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。<br>2 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。<br>3 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。<br>4 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。<br>5 遺体の搬送に必要な車両を確保する。<br>6 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。                                                                                                                                                |
| 都   | 1 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。<br>2 市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。<br>3 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。<br>4 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。<br>5 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。<br>6 遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。<br>7 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 |

### (3) 広域火葬の実施

#### ア 被災状況の把握

市は、区域内の死亡者、火葬場の被害状況及び火葬能力等を速やかに把握し、都に報告する。

#### イ 協力要請

都は、被災していない市及び近隣県市に対し、火葬の応援・協力を要請する。

#### ウ 火葬場の決定

市は、都からの通知を受け、都の示した割振りに基づき、火葬場と詳細について協議する。

#### エ 火葬場への遺体の搬送

市は、「災害遺体搬送表」を作成の上、遺体を指し示された火葬場に搬送し、火葬に付す。また、火葬場への搬送体制を確立するため、搬送手段に関する条件整備に努める。

#### オ 遺体の保存

火葬の実施までに時間がかかる場合、市は、遺体の保存のために必要な物資の調達等、遺体の保存について必要な措置を講ずる。

## カ 実施上の留意点

広域火葬を実施する状況下では、通常の葬送（通夜、告別式等）の実施が困難となることが想定される。また、遺体搬送についても複数体の搬送や遺体を搬送する車両等への遺族の同乗が大幅に制限されるなど、通常のと扱いと異なる事態が生じる。市は、遺族に対し、このような事態について同意を得られるよう努める。

## キ その他

広域火葬を実施する期間中は、災害以外の事由による死亡者についても、広域火災の対象とする。

また、身元不明者の火葬については、市が実施する。遺骨は、遺留品とともに保管し、1 年以内に引取人が判明しない場合は、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。



## 第11章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川、鉄道その他の公共施設等は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設等が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

### 活動の要点

- ① 安全確認
- ② 応急危険度判定の実施
- ③ 迅速な復旧

### 第1節 公共土木施設等の応急・復旧対策

地震が発生した場合、市及び国、都の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

#### 1 河川及び内水排除施設

市本部

管理班

北多摩北部建設事務所

多摩川上流出張所

災害により堤防、護岸等河川保全施設が破壊、崩壊の被害を受けた場合は、施設の応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくすものとする。

| 機関名        | 応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | 水防活動と並行して市内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 北多摩北部建設事務所 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。</li> <li>2 特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</li> <li>(2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの</li> <li>(3) 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの</li> <li>(4) 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの</li> </ol> </li> </ol> |
| 上多摩川上流出張所  | 地震が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |



## 第2節 社会公共施設等の応急・復旧対策

## 1 社会公共施設等の応急危険度判定

市本部 工事班 社会公共施設管理者

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

| 機関名        | 対 策 内 容                                                                                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市・都        | 1 都立及び市立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。<br>2 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。<br>3 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。 |
| 社会公共施設の管理者 | 1 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。<br>2 判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援を要請する。                                                               |

## 2 社会公共施設等の応急・復旧対策

病院、社会福祉施設、社会教育施設、学校等は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

## (1) 病院等

市医師会 病院施設管理者

患者収容施設の特殊性から、施設ごとにあらかじめ作成した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

特に施設長は、医療資器材、通信手段の確保等に努めるなど、状況に応じて臨機に必要な措置をとるなど万全を期するものとする。

## (2) 社会福祉施設等

市本部

避難対策班

福祉施設管理者

ア 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、市の「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

エ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## (3) 学校施設

市本部

庶務班

学校施設管理者

## ア 応急対策

- (ア) 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- (イ) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- (ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (エ) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。
- (オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

## イ 復旧対策

市教育委員会は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、学校長及び都教育委員会と協力し、授業再開計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

## (4) 社会教育施設等

市本部

社会教育班

## ア 応急対策

施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

## イ 復旧対策

震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

## (5) 文化財施設

市本部

社会教育班

## ア 応急対策

文化財は貴重な市民的財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

- (ア) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに昭島消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努めなければならない。
- (イ) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会に報告しなければならない。
- (ウ) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

## イ 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

## 第3節 急傾斜地等の応急・復旧対策

## 1 急傾斜地等の応急対策

市本部

管理班

北多摩北部建設事務所

多摩川上流出張所

## (1) 応急対策

| 機関名 | 対 策 内 容                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 1 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。<br>2 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。         |
| 都   | 1 急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。<br>2 土砂災害による急迫した危険が認められる場合、市が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。 |

## (2) 復旧対策

| 機関名 | 対 策 内 容                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 市・都 | 市及び都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。 |

# 第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策

震災時における、交通施設の確保は、人命救助や消火活動、物資輸送を行う上で重要である。また、上下水道、電気、ガス、通信施設等のライフライン施設は、市民の生活の安定化を図るため、早期に復旧する必要がある。

活動の要点

- ① 交通規制の運転者・住民への周知
- ② 緊急道路障害物除去の実施
- ③ 緊急通行車両の確認
- ④ 交通施設の応急・復旧
- ⑤ ライフライン施設の応急・復旧

## 第1節 道路交通規制

震災時における被災者の救出・救助、消火等防災関係機関の初動活動が円滑に行われるよう、緊急交通路の確保を最優先とした交通対策を迅速・的確に実施し、道路交通の混乱を最小限度に抑えるものとする。

昭島警察署は、交通対策班を編成し、交通規制と交通広報等を実施する。

### 1 大地震（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制

昭島警察署

#### (1) 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、第一次交通規制を実施する。

ア 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

イ 環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

ウ 下の「緊急自動車専用路指定予定線」に掲げる路線を緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。（昭島市における緊急自動車専用指定予定路線は、「国道16号」、「新奥多摩街道」、「八王子武蔵村山線」である。）

エ 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止する。

オ 警視庁が指定する「配置指定交差点」に交通検問所を設置し、警察官を配置して交通対策を実施する（昭島市内における配置指定交差点は、「小荷田」、「拝島町」、「宮沢」、「中神立体南」、「宮沢東」、「多摩大橋北」である。）。

カ 幹線道路対策交差点に警察官を配置し、交通整理等必要な交通対策を行い、交通の混乱防止を図るとともに、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導を行う（昭島市内における幹線道路対策交差点は、「堂方上」、「多摩大橋北」である。）。

| 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・高速自動車国道・自動車専用道路 |               |
|------------------------------------|---------------|
| 国道4号（日光街道他）                        | 国道17号（白山通り他）  |
| 国道20号（甲州街道他）                       | 国道246号（青山通り他） |
| 都道8号（目白通り他）                        | 都道405号（外堀通り他） |

## (2) 第二次交通規制

第一次交通規制を実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、第二次交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。

イ 被災状況に応じ、下の「緊急交通路指定予定路線（※1）」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。

ウ 被災状況等の実態に応じて、環状七号線から都心方向への車両通行禁止の継続のほか、交通規制の範囲を拡大し、又は縮小する。

エ 第一次交通規制交通対策を実施するとともに、配置指定交差点に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び警察署において緊急通行車両等として使用される車両であることの確認、申請手続及び標章の交付を実施するものとする。

|    |           |    |          |    |                |    |             |
|----|-----------|----|----------|----|----------------|----|-------------|
| 1  | 第一京浜      | 2  | 第二京浜     | 3  | 水戸街道           | 4  | 京葉道路        |
| 5  | 新大宮バイパス   | 6  | 北本通り     | 7  | 川越街道           | 8  | 湾岸道路        |
| 9  | 中原街道      | 10 | 青梅・新青梅街道 | 11 | 井の頭・五日市街道・陸橋通り | 12 | 目黒通り        |
| 13 | 蔵前橋通り     | 14 | 国道16号    | 15 | 日野バイパス         | 16 | 旧青梅街道       |
| 17 | 大和厚木バイパス  | 18 | 稲木大橋通り   | 19 | 東八道路           | 20 | 小金井街道       |
| 21 | 府中街道・志木街道 | 22 | 鎌倉街道     | 23 | 川崎街道           | 24 | 新奥多摩街道      |
| 25 | 芋窪街道      | 26 | 町田街道     | 27 | 町田厚木線          | 28 | 八王子武蔵村山線    |
| 29 | 三鷹通り      | 30 | 中央南北線    | 31 | 多摩ニュータウン通り     | 32 | 新滝山・滝山・吉野街道 |
| 33 | 北野街道      | 34 | 小金井街道    | 35 | 小作北通り          |    |             |

※上記「緊急交通路指定予定路線」は、指定予定路線のうち、主な路線名を明記したもの。

## 2 震度5強の地震が発生した場合の交通規制

昭島警察署

震度5強の地震が発生した場合は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況を把握し、必要に応じて大地震発生時の第一次交通規制に順次、次の規制を実施する。

- (1) 環状七号線から都心へ流入する車両の通行を禁止する。
- (2) 環状八号線から都心へ流入する車両の通行を抑制する。

## 第2節 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）

災害時に道路と橋りょう等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱し、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などに支障が生じるおそれがある。

このため、市及び各道路管理者は、緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時にはこの路線について路上障害物の除去及び陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な上下各1車線の交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修することである。

### 1 緊急道路障害物除去路線の選定

都 北多摩北部建設事務所

都本部による、震災時において緊急道路障害物除去を実施する路線の選定基準は、次のとおりである。

- (1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

市は、上記以外の路線として、避難場所、避難所、備蓄倉庫、災害拠点連携病院に連絡する道路を障害物除去路線として選定する。

### 2 緊急道路障害物除去作業態勢

市本部 管理班 相武国道事務所 北多摩北部建設事務所

緊急道路等障害物除去路線の選定及び作業分担は、次のとおりとする。

| 分 担 機 関    | 路線数 | 主 要 路 線 名                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相武国道事務所    | 1   | 【国道】16号線（東京環状）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 北多摩北部建設事務所 | 11  | 【都道】主要地方道 29・59号線<br>一般都道 153・162号線<br>【市道】主要市道 15・17・19・20・27・29号<br>一般市道西 352号                                                                                                                                                                     |
| 市          | 48  | 【都道】主要地方道 29号線<br>一般都道 151・153・220号線<br>【市道】主要市道 2・6・9・11・13・16・17・18・19・20・21・23・25・26・27・35・37・38号<br>一般市道東 106・129・192・193・194・215号<br>一般市道南 219・240・258・288・306・383・417・521号<br>一般市道西 136・146・303・402・633・671・699・703・725・726・730号<br>一般市道北 103号 |

（資料 68「緊急道路等障害物除去路線図」参照）

**3 道路障害物の除去**

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 管理班 |
|-----|-----|

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。



## 第3節 道路・橋りょうの応急・復旧対策

地震が発生した場合、市及び国、都の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

## 1 道路・橋りょう

市本部

管理班

北多摩北部建設事務所

相武国道事務所

地震が発生した場合、各管理者は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等の広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

各機関別の応急措置及び応急復旧対策は次のとおりとする。

| 機関名        | 応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策 |                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | 応急措置                    | 1 道路の被害状況を速やかに把握のうえ、市長に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保を図る。<br>2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。                                                                            |
|            | 応急復旧                    | 1 災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。<br>道路構造物、附属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。<br>2 道路管理者は、道路・橋りょう及び道路附属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。 |
| 北多摩北部建設事務所 | 応急措置                    | 所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。<br>市の道路・橋りょうについては、必要に応じて市からの道路、橋りょうに関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。<br>また、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。                            |
|            | 応急復旧                    | 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行う。<br>その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。<br>また、平素から応急作業に使用できる建設機械等の把握を行う。                                                                                                          |

|         |      |                                                            |
|---------|------|------------------------------------------------------------|
| 相武国道事務所 | 応急措置 | 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカー等による巡回を実施し、道路状況の把握に努める。 |
|         | 応急復旧 | 巡回の結果等からの情報をもとに、応急復旧及び必要に応じてう回路の検討等を行い緊急輸送路の確保に努める。        |

## 第4節 鉄道施設の応急・復旧対策

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため各交通機関では機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

## 1 災害時の活動態勢

JR東日本

西武鉄道

## (1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

## (2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

## 2 発災時の初動措置

JR東日本

西武鉄道

| 機関名   | 運転規制の内容                                                                            | 乗務員の対応                                                                          |                                                | その他の措置                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                                                                    | 列車の運転                                                                           | 乗客への対応                                         |                                                                                                     |
| JR東日本 | 80ガル以上：運転中止                                                                        | (1) 列車運転が危険と認めた場合、直ちに停止させる。                                                     | 災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示を受けて、適切な旅客案内を行う。 | 駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。<br>(1) 列車の運転規制状況<br>(2) 旅行の中止、時差退社等の協力要請<br>(3) 踏切の秩序維持線路歩行禁止の協力要請 |
|       | 40～80ガル未満：25～35km/h以下の徐行運転<br>安全確認後、運転再開<br><br>運転方法<br>(1) う回又は折返し<br>(2) 臨時列車の特発 | (2) 安全な場所に列車を停止させる。<br>(3) 最寄りの停車場の駅長と連絡を取り指示に従う。                               |                                                |                                                                                                     |
| 西武鉄道  | 震度4<br>一旦停止後、速度55km/h以下で注意運転                                                       | (1) 列車の運転が危険と判断した場合、又は停止指令があった場合列車を停止する。                                        | 運転司令長から正確な情報を得て、旅客に適切な案内をする。                   | 駅長は、地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。                                        |
|       | 震度5弱<br>一旦停止後、速度25km/h以下で次駅または前方列車の停止位置まで注意運転<br><br>震度5強以上<br>運転中止                | (2) 安全な位置に停止し、必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。<br>(3) 列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。 |                                                |                                                                                                     |

## 3 乗客の避難誘導

J R 東日本

西武鉄道

| 機関名     | 避難誘導方法                                                       |                                                                                                 |
|---------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 駅における避難誘導                                                    | 列車における避難誘導                                                                                      |
| J R 東日本 | あらかじめ定めた一時避難所に誘導する。<br>状況に応じて広域避難所に他の防災機関の支援を得て誘導する。         | 乗務員は、自列車の被害状況等を把握し、輸送指令に報告するとともに、指示を受け、放送等により旅客の混乱防止に努め、安全な場所に誘導する。                             |
| 西武鉄道    | あらかじめ定めた臨時避難所に混乱の生じないように誘導し避難させ、広域避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達する。 | 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。<br>列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させないが、火災等によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、適切な誘導案内を行う。 |

## 4 事故発生時の救護活動

J R 東日本

西武鉄道

| 機関名     | 救護内容                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| J R 東日本 | 1 放送により状況を案内する。<br>2 負傷者、高齢者、幼児等を優先救護する。<br>3 出火防止に努める。<br>4 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。<br>5 被害の状況により救護所を開設する。 |
| 西武鉄道    | 1 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。<br>2 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。<br>3 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。   |

## 5 復旧計画

J R 東日本

西武鉄道

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復興対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、各鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画をたて、実施する。

## 第5節 ライフライン施設の応急・復旧対策

## 1 水道施設

市本部

水道班

## (1) 災害時の活動態勢

水道施設が広域にわたっているため、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資器材を配置し、水道施設の確保について万全を期するとともに、早急に復旧を行う。

## (2) 応急・復旧対策

## ア 取水施設

地震の場合、決定的な地殻の変動がない限り、深井戸は、破壊されることはないが、停電や導水管の折損漏水により取水不能が起きることが予想されるので導水管の復旧を最優先させる。応急措置として、東部配水場、西部配水場及び北部配水場に設置してある自家発電設備により、6本の深井戸を稼働し、1日8,700m<sup>3</sup>を取水することができる。深井戸は、電気及び管路の復旧に応急対応し、迅速に運転再開をする。

## イ 配水場施設

配水場施設等（建物、着水井、配水池）は、相当大規模な地震の場合、局部的に被害を受けることが予想されるが、全部が稼働不能となることは考えられない。稼働施設を有効に使用して応急修理を早急に対応する。

## ウ 配水施設給水装置

配水管路については、石綿セメント管や硬質塩化ビニール管及び鋳鉄製老朽管等の折損による漏水が発生することが予想される。その他給水装置の被害については多数になり、この復旧順位は、まず配水管とし、次に給水装置を施工する。

なお、施工するに当たっては、適切な情報把握と、実状に即した判断のもとに配水調整を行い、昭島市指定給水装置工事事業者及び建設業者の応援を得て応急復旧を実施する。

## 2 下水道施設

市本部

下水道班

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ排水の万全を期する必要がある。

## (1) 災害時の活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。また、これに要する資器材、輸送車両等の確保に努める。

## (2) 応急対策

## ア 災害復旧用資器材の整備

下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、発動発電機、空気圧縮機、潜水ポンプ、コンクリートブレイカー、土のう袋等の資器材を補給できるよう手配をしておく。

また、ポンプ場においては緊急用資器材を備蓄する。

## イ 応急措置

(ア) ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。

(イ) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

(ウ) 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに

必要に応じて現場要員、資器材の補給を協力要請する。

### (3) 復旧対策

#### ア ポンプ場

ポンプ場は、主要な機能の確保に万全を期しているが、仮に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

これと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

#### イ 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

#### ウ 下水道施設の復旧計画

被害が発生した時は、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

## 3 電気施設

東京電力

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。

ここでは、東京電力立川支社が行う震災時の活動態勢、応急対策、復旧対策について定める。

### (1) 震災時の活動態勢

地震が発生したとき、東京電力は非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し非常災害対策活動等を行う。

#### ア 非常態勢の組織

(ア) 非常態勢の組織は、本店、店所及び本店・店所が指定する事業所を単位として編成されるが、立川支社の組織並びに機能については以下のとおりとする。

| 事業所    | 非常態勢の組織    | 機 能                     |
|--------|------------|-------------------------|
| 第一線機関等 | 非常災害対策立川支部 | 立川支社供給区域における非常災害対策活動の実施 |

(イ) 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、昭島市内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

#### イ 非常態勢の発令と要員の確保

非常態勢の発令、要員の確保は次のとおりとする。

#### (ア) 非常態勢の発令

| 区 分    | 情 勢                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1非常態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が予想される場合</li> <li>○ 災害が発生した場合</li> </ul>                              |
| 第2非常態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な災害が発生した場合（大規模な災害の発生が予想される場合を含む）</li> <li>○ 東海地震注意情報が発せられた場合</li> </ul> |



|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3 非常態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合</li> <li>○ サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合</li> </ul> |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (イ) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに非常災害対策立川支部に参集する。

なお、昭島市内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき立川支社に参集する。また、交通の途絶等により立川支社に参集できない社員は、自宅からの最寄りの事業所に参集し、非常災害対策立川支部に連絡の上当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### ウ 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、又は昭島市内で震度6弱以上の地震の発生により非常災害対策立川支部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策立川支部のもとで行う。

#### エ 情報連絡活動

本店本部は、原則として2時間ごとに一般的被害情報及び電力施設被害情報等の諸情報を被害店所本部から収集する。

### (2) 応急対策

#### ア 資材の調達・輸送

##### (イ) 資材の調達

立川支社においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により、速やかに確保する。

- a 各非常災害対策支部相互の流用
- b 本店対策本部に対する応急資材の請求

被災地及び立川支社との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予測される場合は、本店対策本部で復旧資材所要数を想定し、立川支社あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

##### (イ) 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の会社及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

#### イ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ災害時においても原則として供給を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、昭島警察署、昭島消防署等からの要請があった場合には、非常災害対策立川支部は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### ウ 災害時における応援協力

本店本部及び店所本部は、被災地の早期復旧が困難であると判断した場合には、それぞれ復旧応援隊を編成し、相互応援協力を行う。

#### エ 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署、



民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

オ 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

カ その他

災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。

なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

(3) 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧順位

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- (イ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他回線
- (ウ) 停電が長期にわたる場合は、被災地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

エ 通信設備

- (ア) 給電指令回線（制御・監視及び保護回線）
- (イ) 災害復旧に使用する保守回線
- (ウ) その他保安回線

## 4 ガス施設

昭島ガス

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

ここでは、昭島ガスが行う災害発生時の活動態勢、初動措置、救出活動等について定める。

(1) 災害時の活動態勢

ア 非常災害対策本部の設置

- (ア) 地震災害が発生した場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、社長を本部長と

する非常災害対策本部を設置する。

- a 本部編成は、第3部第1章第4節「関係防災機関等の活動態勢」を基本として行う。
- b 本部の設置場所は、本社構内の耐震性のある本社事務棟を災害対策本部とし、常に即応できる体制を整備して活動できるよう配備する。
- (イ) 当社の協力会社についても、社員に準じて編成に入れる。

#### イ 災害対策本部の基本方針

災害対策本部は、各対策班を指揮し、保安の確保を図り、災害応急対策及び復旧対策の迅速かつ的確な推進に努める。

#### ウ 震災時の体制

##### (ア) 勤務時の災害

災害発生時、全社員は直ちに本社に参集する。また災害の程度状況により、電話等により対策本部の指示を受けて行動する。

##### (イ) 休日、夜間時の災害

昼間においては休日出勤者、夜間においては宿直員全員で一次的初動措置を行う。

- a 社内の火気を消し、消火器の把握、確認を行う。
- b 市内における被害状況の把握と応急措置を行う。
- c 情報等は本部長及び社員に伝達する。
- d 参集、招集者を把握して部隊編成を行う。
- e 関係機関等に対する報告連絡を行う。

#### (2) 応急対策

##### ア 初動措置

強い地震（震度5弱）が発生した場合、対策本部は、昭島消防署、昭島警察署、その他関係官庁、需要家、各種報道機関等からの情報及び周囲の状況等により、ガス供給施設の被害状況を把握するとともに、速やかに次の事項について判断し、部隊を運用する。

- (ア) 被害地域、被害箇所の確認
- (イ) 導管網の被害確認
- (ウ) ブロック遮断（第一次緊急停止判断）の検討
- (エ) 原料受入先事業者（東京ガス）への情報収集

##### イ ガス管損傷時の応急措置

部分的なガス管損傷の場合には、損傷箇所を含んだ地区の供給を停止するとともに応急修理を行う。

##### ウ ガス貯蔵施設、ガス管等からガスが流出拡散した場合の措置

市、昭島消防署、昭島警察署に連絡すると同時に、マイク等の広報手段によって付近住民にガスの流出したことを知らせて、火気の使用を厳禁させ、ガス爆発の防止及びガスによる火災の拡大を防止するとともに、迅速、かつ、安全な方面に避難させるとともに応急修理にあたる。また、必要に応じ部分的にガス供給を停止する。

##### エ 構内において火災が発生した場合の措置

構内において火災が発生した場合、広報班は直ちに昭島消防署、昭島警察署等、関係機関に連絡をとり、鎮火まで一時的に、別に定める当社消防計画により、初期消火に全力をあげるものとする。

##### オ 非常事態により更に災害の拡大が予想される場合の措置

前記イからエの非常事態によりさらに災害の拡大が予想される場合は、本部長の判断によりガスの供給を遮断（第二次緊急停止判断）する。

#### カ 救助活動

ガス爆発等に伴い死傷者が発生した場合は、昭島消防署、昭島警察署及び医療機関等と連絡を取り、相互に協力し合うとともに、救護班ができる限りの人員を確保し、死傷者の救出救護に努める。

#### キ 情報連絡

(ア) 通信時における連絡は、すべて通報連絡班がこれにあたり、「災害時優先電話」、「社内無線」、「携帯電話」等により、つねに現場の状況を把握するとともに、関係機関等との連絡を緊密にし、防災上の万全を期する。

(イ) 防災機関等との連絡

通報連絡班は昭島消防署、昭島警察署との連携はもとより、市本部、経済産業省、日本ガス協会及び昭島市内全域を担当する東京電力立川営業所とも連絡を取り、関係機関との相互連絡を密にする。

#### (3) 災害復旧

##### ア 近隣事業所、住民との協力関係

(ア) 地震等の災害により、広範囲にわたって需要家へのガスの供給を停止し、かつ復旧までに長期間を要し、需要家に大きな影響をおよぼした場合、日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」により、各事業者間の応援体制を確立しているので、その状況により日本ガス協会に応援を求める。

(イ) 被害の状況によっては人員防災資器材を動員して、近隣事業所、市民等と協力して消火活動及び救助救護活動を行う。

##### イ ガス供給再開時の措置

(ア) ガス供給の再開は、概ね次により、事故防止を第一とし、慎重かつ迅速、的確に行う。

a 市、昭島消防署、昭島警察署、自治会その他の団体の協力を得る。

b 担当人員は、最小限度の残留者を残し全員で処理に当たる。

c 再開順位は中圧管、低圧管の順とする。

d 需要家への再開は、広報車による広報のうえ、担当員が直接各戸に訪問し、再開する。

(イ) 特に再開は遮断以上に危険の発生が大である。

再供給対象需要家全部について、メーターコックの閉鎖を確かめるとともに、再供給後、ガス栓の開いている所よりガスが流れ出し、そのため爆発、火災等の事故の発生することが絶対にないようにしなければならない。

再供給は、ガスの漏れのないことを確認した後、対策本部の指示により再開する。

## 5 通信施設

**NTT東日本**

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。

このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

NTT東日本は、以下の対応を行う。

#### (1) 災害時の活動態勢

## ア 災害対策本部の設置

大規模地震に関し警戒宣言が発せられた場合、及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策広報活動その他の業務を行う。

## イ 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

## (7) 災害対策本部要員の非常招集

「震度5強」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行うものとする。

## (4) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配置、担務、作業内容等の方法を定めている。

## (5) 社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

## (6) 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

## ウ 情報連絡

地震等により災害の発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

また、東日本本社から東京支店、東京・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備、確立している。

## (2) 応急対策

## ア 通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災した場合は、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。

また、NTTビル間をつなぐケーブルが被災した場合は、応急ケーブルや非常用移動無線車などにより通信を確保する。

## (7) 災害対策機器の配備

## a 非常用交換機

万一大規模の災害等によって交換機が被災した場合には、非常用デジタル交換機をヘリコプター又はトレーラーで輸送して復旧にあたる。

## b 移動電源車

災害時の広域停電・長時間停電に対して通信電源を確保するため、通信設備の規模に応じた装置を都内の主要地域に配備している。

## c 非常用移動無線車

NTT相互を結ぶ電話ケーブルや一部地域の電話線が被災した場合に使用する。

## d ポータブル衛星車

災害地の通信を確保するため、通信衛星を利用し、臨時公衆電話等を設置する。

## e ポータブル衛星通信装置

災害地域への交通が途絶し、無線車等が派遣できないときに、人手により運搬し、衛星を

使って臨時公衆電話等を設置する。

f 応急ケーブル

N T Tビル間を結ぶケーブルや利用者とN T Tビルを結ぶケーブルが故障した時に応急復旧用に使う。

(イ) 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

- a 災害対策用資器材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。
- b 陸上輸送経路、海上輸送の引揚げ箇所及びヘリポート等の輸送ルートを決めている。

(ウ) 災害時に利用できる臨時電話、電報受付場所

a 臨時電報電話受付所の開設

災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む。）は、当該地域を受け持つ対策本部、避難所、救護所などに臨時電報、電話受付所を設置する。

b 特設災害用公衆電話の設置

災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。

(エ) 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

(オ) 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合、及び発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

- a 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- b 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- c 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配
- d 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

(カ) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- a 臨時回線の作成
- b 中継順路の変更
- c 規制等疎通確保
- d 特設公衆電話の設置
- e その他必要な措置

(3) 復旧対策

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

- a 設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

イ 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

## 6 郵便

### 昭島郵便局

昭島郵便局における、災害時の応急対応は次のとおりである。

- (1) 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況と規模に応じて運送集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等応急措置を講ずる。
- (2) 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能な状態となった場合は、仮局舎急設による迅速な業務の再開、移動郵便車による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間及び取扱日の変更等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生時には迅速、的確な活動ができるよう他の行政機関及び公共機関と緊密な連携体制に努める。
- (4) 災害発生時の緊急対策については、日本郵便㈱東京支社の指示によりの確に対応することとする。





# 第13章 教育・労務

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 活動の要点 | <p>① 園児・児童・生徒の安全確保</p> <p>② 教育及び保育のための安全な施設の確保</p> <p>③ 労働力需要の把握</p> |
|-------|----------------------------------------------------------------------|

## 第1節 応急教育

震災時における児童・生徒（以下「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、市立小学校・中学校の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を作成するものとする。

### 1 応急教育の実施

市本部

庶務班

指導班

#### (1) 事前準備

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

- (ア) 児童等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童等も参加、協力する。
- (イ) 在校中や休日等の部活動等で児童等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

- (ウ) 市教育委員会、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- (オ) 児童等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

#### (2) 災害時の態勢

ア 学校長は、児童等が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童等を帰宅させる。

また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童等の安全な引渡しを図る。

イ 学校長は、災害の規模並びに児童等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 学校長は、状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

エ 学校長は、応急教育計画に基づき、児童等に対する災害状況に即した応急の指導を行う。

また、学校が避難所に指定されている関係から、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、

避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定しておくものとする。

オ 学校長は、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定後に速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図るものとする。

(3) 災害復旧時の態勢

ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に連絡する。

イ 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

ウ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。  
また、指導主事は、被災学校の教育活動再開に向けての助言と指導にあたる。

エ 市教育委員会及び学校長は、関係教職員及び家庭への連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童等を保護し、指導する。

指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

カ 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い市教育委員会に報告する。

キ 疎開した児童等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記オに準じた指導を行うように努める。

ク 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

ケ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

コ 市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う。

## 2 学用品の調達及び給与

市本部

指導班

(1) 給与の対象

震災により住家に被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた児童等に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都が可能な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品の調達は、原則として都が一括して行い、児童等に対する支給は、市が行う。

**3 学校納付金等の免除****市本部** **指導班**

市教育委員会は、被災した児童等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を作成しておくものとする。

## 第2節 応急保育

震災時における保育園児（以下「園児」という。）の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、市は、市立保育園の業務について、それぞれ応急保育に関する計画を作成しておくものとする。

また、学童クラブは、本計画に準じて災害予防、応急対策等を策定しておくものとし、私立保育園にあっては、各施設の状況に応じた災害応急対策計画を策定することとする。

## 1 応急保育の実施

市本部

避難対策班

## (1) 事前準備

ア 市は、保育園の立地条件などを考慮した上、応急保育態勢に備えて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。

(イ) 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法等を定めておくものとする。

(ロ) 市、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。

(ハ) 保育施設設備の自主点検、委託点検を常に実施すること。

(ニ) 勤務時間外における災害に備え特別非常配備態勢の方法を定め、職員に周知させておくこと。

## (2) 災害時の態勢

## ア 緊急避難の措置

市は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

## イ 被害状況の報告

子ども子育て支援課長は、災害の規模、園児及び職員及び施設設備の被害状況を把握の上、子ども家庭部長に報告するとともに、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

## (3) 災害復旧時の態勢

ア 子ども子育て支援課長は、職員を掌握するとともに、園児の被災状況を調査し、関係機関と連携の上、復旧態勢に努める。

(イ) 子ども子育て支援課長は、保育園に関する情報及び指令の伝達について万全の措置を期するものとする。

(ロ) 子ども子育て支援課長は、災害の推移を把握し、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(ハ) 保育園長は、応急保育計画に基づき、通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登降園の安全の確保に万全を期すること。

### 第 3 節 労働力の確保

震災時における労務供給については、市の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い、救助作業の円滑な推進を図るため、東京労働局等に協力を求め、供給可能な労働者の確保に努めるものとする。

#### 1 労働力の確保

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 経済班 |
|-----|-----|

##### (1) 雇用対象者

災害時において必要とする作業員等は、公共職業安定所（労働出張所）及び公益財団法人城北労働・福祉センターと協力し、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者とする。

##### (2) 賃金

公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

#### 2 労働供給手続

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 経済班 |
|-----|-----|

##### (1) 労働供給の要請

市は、所要人員を一括して東京都労働産業局に労務供給労働者の確保又は求職者の紹介を要請する。

##### (2) 作業員等の引渡し

市は、都から作業員等を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、作業員等の待機する場所において東京労働局又は公共職業安定所職員立会いのうえ、作業員等の引渡しを受ける。

市は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関までの作業員等の輸送を行うものとする。

##### (3) 賃金の支払い

賃金は、市が予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに支払うものとする。



## 第14章 放射性物質対策

### 第1節 応急対策

#### 1 情報連絡体制

都は、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を設置する。

対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

#### 2 都民への情報提供等

市本部

環境班

経済班

水道対策班

広報班

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 放射線量や放射性物質の測定・検査を実施し、内容・結果を公表する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 都     | 1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。<br>2 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。<br>3 被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。<br>4 保健所において被ばく線量等を測定する。<br>5 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果を公表する。<br>6 都内農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供<br>7 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。<br>8 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。<br>9 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。<br>10 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供を行う。 |

#### 3 放射線等使用施設の応急措置

市本部

指令情報班

昭島消防署

#### （第6章第2節5の再掲）

| 機関名 | 対 策 内 容                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護 |



|                   |                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                 | 6 情報提供<br>7 関係機関との連絡                                                                                                                                                                           |
| 多摩立川保健所<br>都福祉保健局 | R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、多摩立川保健所を中心としたR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。                                                                                         |
| 昭島消防署             | 1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。<br>(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置<br>(2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置<br>2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 |

## 4 核燃料物資輸送車両の応急措置

市本部 指令情報班 昭島消防署 昭島警察署 事業者

## (第6章第2節7の再掲)

| 機関名   | 対 策 内 容                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。<br>1 事業者等への応急措置の指示<br>2 住民に対する避難の指示<br>3 住民の避難誘導<br>4 避難所の開設<br>5 避難住民の保護<br>6 情報提供<br>7 関係機関との連絡                                     |
| 都     | 事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。                                                                           |
| 昭島消防署 | 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。                                                             |
| 昭島警察署 | 1 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。<br>2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。<br>3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。 |
| 事業者等  | 1 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。<br>2 警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な                                                                  |

|  |        |
|--|--------|
|  | 措置をとる。 |
|--|--------|

## 第2節 復旧対策

## 1 保健医療活動

市本部 医療救護対策班

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 1 健康相談に関する窓口を設置する。<br>2 住民の求めに応じ、病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等の実施に協力する。                                                                              |
| 都     | 1 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。<br>2 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。 |

## 2 放射性物質への対応

市本部 環境班

都及び市は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

## 3 風評被害への対応

市本部 環境班 経済班 広報班

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

## 第15章 市民生活の早期再建対策

震災後には、市民生活の安定と早期再建を図るため、被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施や罹災証明の発行、ライフラインが復旧するまでの災害用トイレの整備、避難所等から発生するごみの処理、大量に発生したがれき処理などを速やかに行う必要があり、以下の対策を講ずる。

### 活動の要点

- ① 応急危険度判定の実施
- ② 罹災証明発行事務の実施
- ③ し尿・ごみ・がれき処理
- ④ 生活支援の実施

### 第1節 被災住宅の応急危険度判定

余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し住民の安全を図るため、被災した建築物を対象に、その建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査し、被災度を区分するとともに継続使用の可否及び復旧の要否を判断する。

#### 1 判定実施本部の設置

市本部

工事班

市は、危険度判定を円滑に実施するため判定実施本部を設置する。

判定実施本部長は市長とする。

#### 2 応急危険度判定の実施

市本部

工事班

市は、次のとおり被災建築物の応急危険度判定を実施する。

|              |                                                                                                                                                                      |                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 危険度判定実施本部の業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元判定員の招集取りまとめ</li> <li>・ 判定実施区域、判定実施順位等の検討</li> <li>・ 判定調査結果の取りまとめ</li> <li>・ 都及び関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 判定資器材の備蓄</li> </ul> |                                                    |
| 判定対象         | 民間住宅                                                                                                                                                                 | 戸建住宅、共同住宅等についての応急危険度判定は市が実施する。                     |
|              | 都営住宅                                                                                                                                                                 | 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 |
|              | 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅                                                                                                                                                 | 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が実施する。               |

|             |                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判定作業<br>の概要 | <p>応急危険度判定は、判定調査票を用いて「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し表示を行い、当該建物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。応急危険度判定は、当面の二次災害防止措置として行われるものであり、ボランティアによる簡略な調査となる。</p> <p>補強又は建替え等の判断は、所有者の責任において専門家による詳細調査「被災度区分判定」を実施する。</p> |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

資料 69 「応急危険度判定調査表（建物）」参照

### 3 応急危険度判定員

市本部 工事班

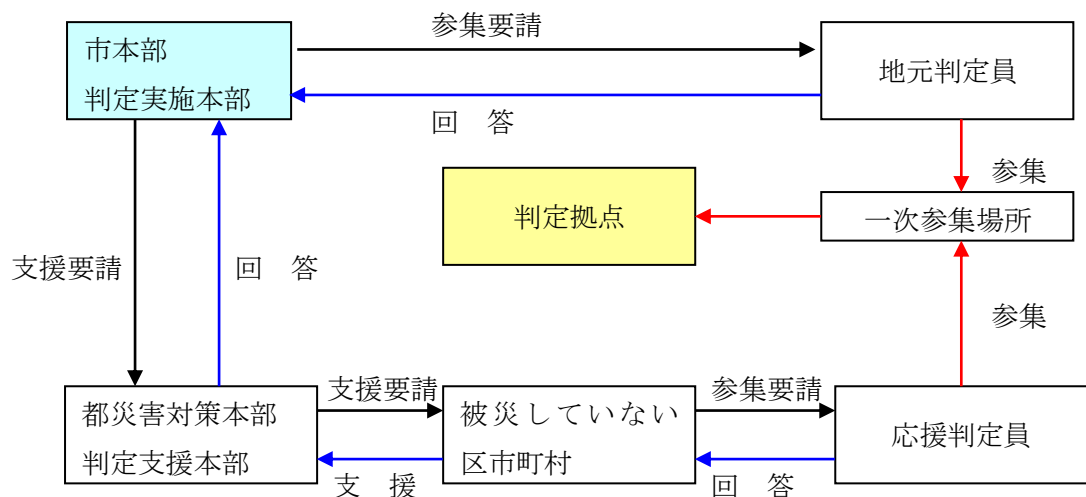
#### (1) 資格及び業務の内容

応急危険度判定員は、建築構造に関する専門的な知識を有し、都の防災ボランティア制度に登録している者で、資格及び業務の内容は次のとおりである。

| 資 格                                     | 業 務 内 容                                                                        | 備 考                                           |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者） | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。 | 市内在勤在住の登録者数は77名、内、在住者73名、在勤者27名<br>(令和3年4月現在) |

#### (2) 判定員の確保

市は、都と連携し次のとおり応急危険度判定員の確保を図る。



## 第 2 節 被災宅地の危険度判定

市本部

工事班

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても二次災害を軽減、防止するため、危険度判定を実施する。

## 1 判定実施本部の設置

市は、被災した宅地の危険度判定を円滑に実施するため判定実施本部を設置する。

判定実施本部長は、市長とする。

## 2 危険度判定の実施

市は、次のとおり被災宅地の危険度判定を実施する。

|              |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                            |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険度判定実施本部の業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地に係る被害情報の収集</li> <li>・ 危険度判定実施本部の運営</li> <li>・ 東京都への支援要請</li> <li>・ 被災宅地危険度判定士等の受入れ</li> <li>・ 危険度判定の実施</li> <li>・ 危険度判定結果の集計、報告等</li> </ul>                          |                                                                                                            |
| 判定対象         | 宅地造成等規制法第 2 条第 1 号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地                                                                                        |                                                                                                            |
| 作業体制の確保      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災宅地判定士等の名簿作成</li> <li>・ 担当区域の配分</li> <li>・ 資機材等の準備</li> <li>・ 判定基準の資料準備</li> <li>・ 判定統一のための協議実施</li> <li>・ 判定ステッカー等の準備</li> <li>・ 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保）</li> </ul> |                                                                                                            |
| 判定結果の区分      | 危険宅地                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この宅地に立ち入ることは危険です。</li> <li>・ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい。</li> </ul>       |
|              | 要注意宅地                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この宅地に入る場合は十分注意して下さい。</li> <li>・ 応急的に補強する場合は専門家へご相談下さい。</li> </ul> |
|              | 調査済宅地                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この宅地の被害程度は小さいと考えられます。</li> </ul>                                  |
| 判定結果の周知      | 判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。                                                                                                                                   |                                                                                                            |

資料 70「応急危険度判定調査表（宅地）」参照

### 3 危険度判定士

危険度判定士は、宅地造成に関する技術的な知見を有し、都の養成講習会を受講している者で、資格及び業務の内容は次のとおりである。

| 資 格                                                 | 業 務 内 容                                                                                                                                   | 備 考                        |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。 | 被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。 | 市職員で登録者数は22名<br>(令和2年4月現在) |



## 第 3 節 家屋・住家被害状況調査等

市本部

調査班

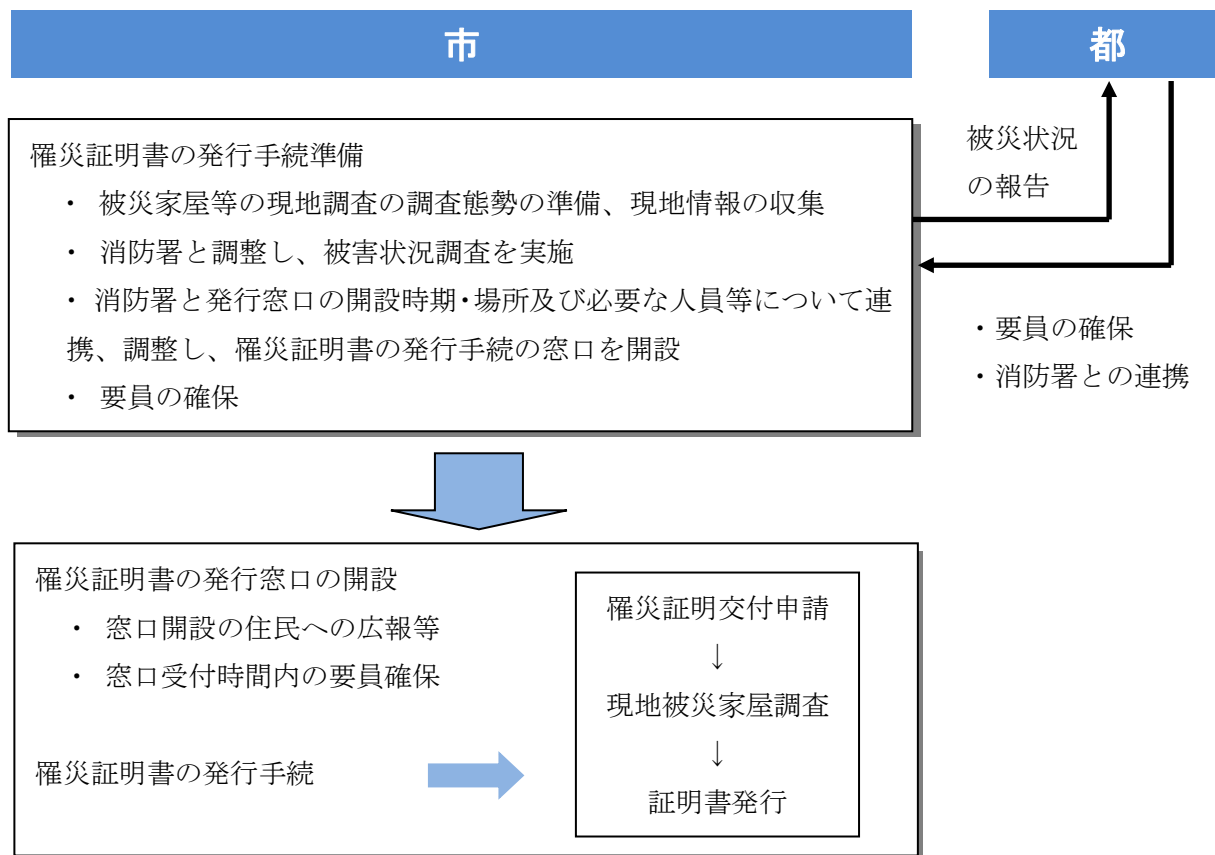
住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、関係機関は被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。（調査班は、工事班の協力を得ながら調査を実施する。）

| 機関名   | 対 策 内 容                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。<br>2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。<br>3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。 |
| 都     | 1 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。<br>2 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。                                                    |
| 昭島消防署 | 1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。<br>2 消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施する。                                                                |

資料71「住家被害認定調査票」参照

## 第4節 罹災証明の発行準備

## 1 罹災証明発行の手順



## 2 罹災証明書の発行要領

市本部 | 調査班

## (1) 証明者

証明者は市長とする。

## (2) 発行場所

罹災証明書の発行窓口を市本庁舎の市民部課税課に開設し、発行する。

## (3) 発行手続

被災者の申請を受け、現地における被災家屋認定調査に基づき、被災者台帳を整備し、発行するものとする。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。（自己判定方式）

また、発行手続きの迅速化を図るため、被災者生活再建支援システムの活用を図る。

火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と昭島消防署は連携を図るものとする。

## (4) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

## ア 世帯

(ア) 世帯主住所

(イ) 世帯主氏名

(ウ) 被災世帯又は申請者に関連する事項

イ 罹災原因

ウ 被災住家

(ア) 所在地

(イ) 被害の程度

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・中規模半壊
- ・半壊
- ・準半壊
- ・準半壊に至らない（一部損壊）

(ウ) 被災住家に関連する事項

エ その他の事項

## 第5節 被災者台帳

市本部 調査班

市は、市内に災害が発生した場合には、当該災害の被災者の援護を効率的に行うため、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳の作成にあたっては、被災者生活再建支援システムを活用する。

## 1 被災者台帳に必要な事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が必要と認める被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前(1)～(7)に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

## 2 台帳情報の利用及び提供

市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載または記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

なお、台帳情報の提供に関しての必要な事項は、内閣府令で定められる。

## 第 6 節 義援金の募集・受付・配布

## 1 義援金品の受付・募集（応急対策）

市本部

経理班

福祉総務班

都、市、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

| 機関名    | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。</li> <li>2 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設し、広く周知する。</li> <li>3 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</li> <li>4 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> </ol>                                                                                           |
| 都      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。</li> <li>2 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設し、広く周知する。</li> <li>3 義援金の募集・受付に関して、市、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</li> <li>4 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> <li>5 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</li> </ol>                                   |
| 日本赤十字社 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。</li> <li>2 日赤東京都支部事務局（振興部振興課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。</li> <li>3 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。</li> <li>4 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> </ol> |

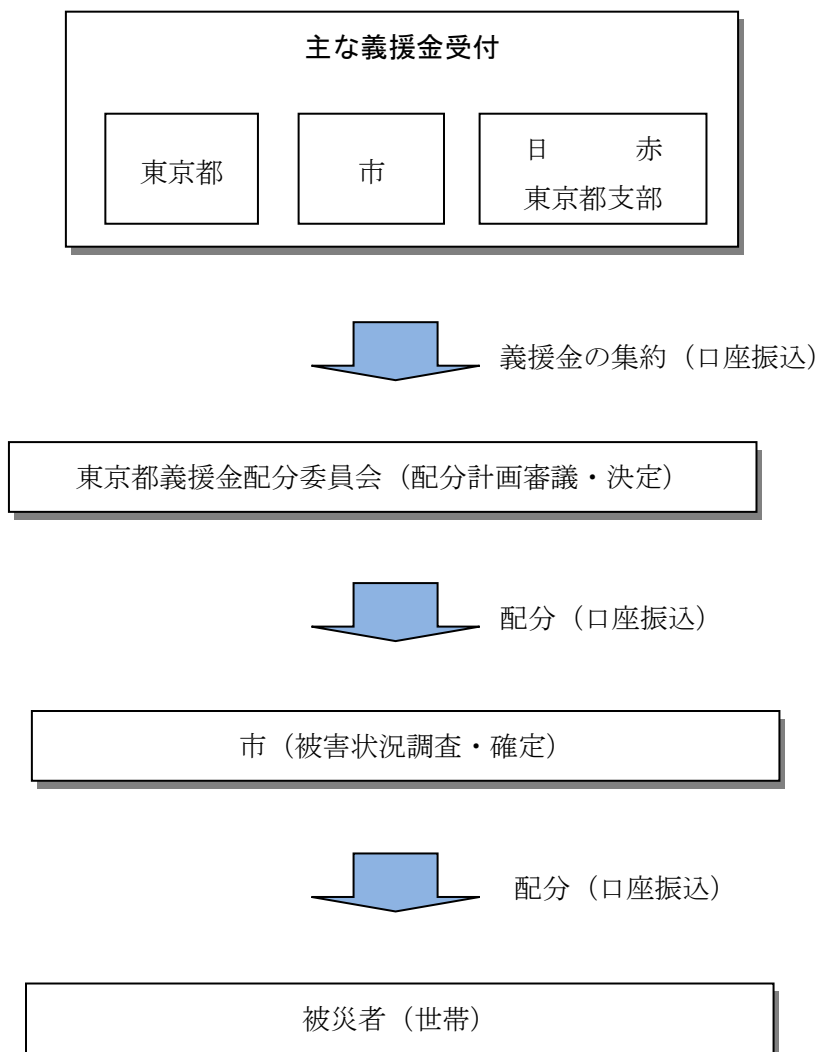
## 2 義援金の募集・受付・配分（復旧対策）

市本部

福祉総務班

都、市、日本赤十字社等各機関は、義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

## 義援金受付・配分の手順



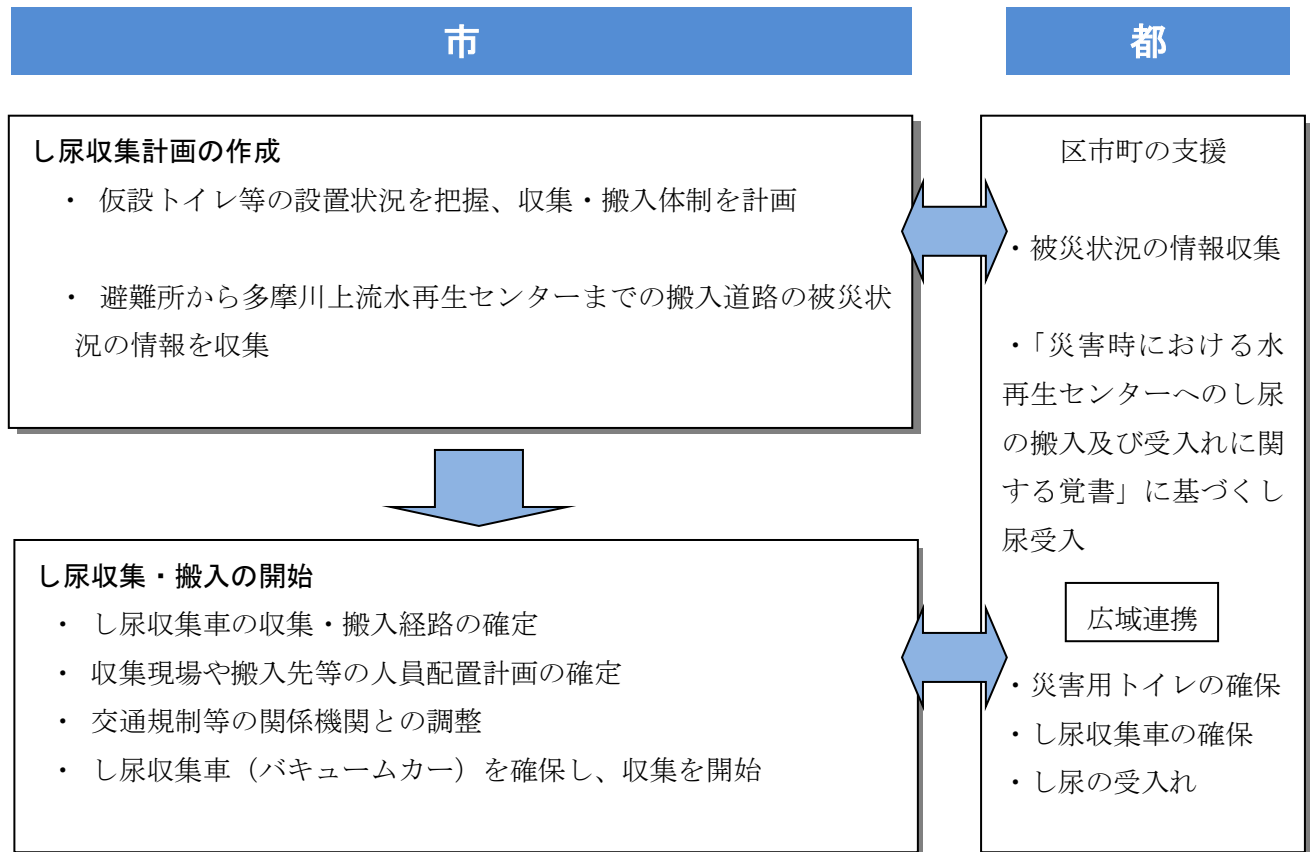
| 機関名    | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | <p>1 義援金の募集・受付</p> <p>(1) 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。</p> <p>(2) 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。</p> <p>2 義援金の配分・受入れ</p> <p>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。</p> <p>3 義援金の支給</p> <p>(1) 市は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>(2) 市は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</p>                                                                                                                               |
| 都      | <p>1 東京都義援金配分委員会の設置</p> <p>義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都委員会を設置する。</p> <p>2 義援金の管理</p> <p>都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>3 義援金の配分</p> <p>(1) 都委員会の開催</p> <p>義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災区市町村への義援金の配分計画の策定</li> <li>・義援金の受付・配分に係る広報活動</li> <li>・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項</li> </ul> <p>(2) 義援金の送金</p> <p>決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。</p> <p>4 義援金の広報</p> <p>義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</p> |
| 日本赤十字社 | <p>1 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管</p> <p>2 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



## 第7節 トイレの確保及びし尿処理

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター）への処理を実施する。

## 1 し尿処理等の手順



## 2 し尿処理計画の作成

市本部

下水道班

市は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、し尿収集計画を策定して収集体制の整備を図る。

## 3 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

市本部

下水道班

- 市は、発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保するよう努めるものとするが、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、都下水道局流域下水道本部との「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及びその受入れに関する覚書」に基づき、多摩川上流水再生センターに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。なお、トイレの設置比率は、男性1・女性3の割合が望ましい。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。
- 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

## 4 避難場所等における対応

市本部

下水道班

## (1) 避難場所における対応

ア 防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。

また、飲料水に余裕がある場合は、飲料水の活用も考慮する。

イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

ウ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設の場合は、備蓄した組立てトイレ等により対応する。

## (2) 避難所における対応

ア 発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

イ 発災後 4 日目からは、市はし尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

ウ 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

## (3) 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

第 8 節 ごみ処理

1 活動方針

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 市本部 | 都 | 清掃班 |
|-----|---|-----|

災害発生により家庭及び避難所等から排出されるごみを迅速に処理し、地域の生活環境の保全を図るため、市内におけるごみ処理計画を策定し、市清掃センター及び環境コミュニケーションセンターの全機能をもって対応するものとする。

市長は、市の能力ではごみ処理が十分でないと認めるときは、都に収集・運搬機材の不足や人員不足等を応援要請する。

都は、市の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施し、迅速に要請に対応する。

2 処理方法

|     |     |
|-----|-----|
| 市本部 | 清掃班 |
|-----|-----|

災害時の家庭及び避難所等から排出されるごみは、市民等により分別を徹底させ、平常時の収集体制にもどるまで、収納可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。

市清掃センター及び環境コミュニケーションセンターへの短期間における大量ごみ搬入が困難な場合は、状況判断に基づき、公有地等に仮ごみ集積場を確保するものとする。

## 第 9 節 がれき処理等（応急・復旧対策）

## 1 活動方針

市本部

管理班

清掃班

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

処理にあたっては、都市整備部長は、環境部長と協議の上、「がれき処理対策班」等を設置するとともに、がれき処理計画を策定し、速やかに対処するものとする。

## 2 処理方法

市本部

管理班

清掃班

## (1) 処理計画

## ア がれき処理班の設置

震災後、都市整備部は、がれき処理対策班を設置し、道路上の障害物の状況等の調査を行い、速やかに本部に連絡するとともに、がれき処理を行う。

## イ 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

震災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路の障害物除去作業（第 3 部第 12 章第 2 節「緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）」）により収集したがれきは、あらかじめ指定したがれき仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

## (2) がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、市は、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、市民等からの申請受け、昭島市建設業協会等への協力要請を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

被災状況により、市での能力では対応できないと判断した場合は、都に応援を要請する。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

## ア 受付事務

震災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

## イ 民間業者との契約事務

緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

## ウ 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した「がれき」については、市の指定する仮置場に搬入する。

## (3) がれき仮置場の設置

がれき仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、処理過程の必要により第一仮置場、第二仮置場、第三仮置場を設置する。

(4) がれきの再利用・最終処分

破砕処理等の中間処理を行ったがれきは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（リサイクル法）や「建築工事における再生資源の利用に関する取扱要領」に基づき、できるだけ再利用するものとする。

再利用が不可能なものに限り、焼却、破砕処理するなどできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、廃棄物として最終的な処分をする。

【がれき処理の時系列】

| 段 階                              | 都 | 市                                                                                                                                                    |
|----------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階<br><br>発災直後<br>2週間程度        |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急道路障害物等による震災がれきの搬入</li> <li>被害状況の把握</li> <li>市内発生量の予測</li> <li>がれき処理対策班の設置</li> <li>市震災がれき処理計画の作成</li> </ul> |
| 第2段階<br><br>第1段階<br>終了後<br>2週間程度 |   | ●解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の決定等）                                                                                                           |
| 第3段階<br><br>発災1ヶ月以降              |   | ●解体・撤去作業及び震災がれきの処理                                                                                                                                   |

3 推定発生量

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 市本部 | 管理班 | 清掃班 |
|-----|-----|-----|

市内の「がれき」の推定発生量は、次のとおりである。

| 被害区分       |           | 推定発生量（t） |
|------------|-----------|----------|
| 建 物<br>倒 壊 | 木 造 建 物   | 204,649  |
|            | 非 木 造 建 物 | 377,580  |

|         |         |
|---------|---------|
| 火災による焼失 | 49,622  |
| 合 計     | 631,851 |

## 4 土石、竹木等の除去

市本部

管理班

## (1) 土石、竹木等の除去計画

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

| 機関名 | 対 策                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 市   | 災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。 |

## (2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。

イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。

エ 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。

オ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

## 第10節 被災住宅の応急修理（復旧対策）

## 1 住宅の応急修理

市本部

工事班

## (1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

## (2) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

## (3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。

## (4) 対象戸数

修理対象戸数は都知事が決定する。

## 2 応急修理の方法

市本部

工事班

## (1) 修理

都が、一般社団法人東京都建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。場合によっては、市が事務の委任を受ける。

## (2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

## (3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

## (4) 応急修理後の事務

応急処理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。



## 第 11 節 応急仮設住宅の供給（復旧対策）

## 1 供給の目的

市本部

工事班

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。

## 2 応急仮設住宅の供給

市本部

復興班

工事班

## (1) 公的住宅の供給

都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

## (2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

## (3) 建設する仮設住宅の供給

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

## (4) 応急仮設住宅の建設

| 事項           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設予定地の<br>確保 | 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接道及び用地の整備状況</li> <li>・ ライフラインの状況</li> <li>・ 避難場所などの利用の有無</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
|              | 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年 1 回市から報告を求める。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|              | 都都市整備局は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 建設地          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</li> <li>2 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。</li> <li>3 都都市整備局は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</li> </ol>                                                                                             |
| 構造及び規模<br>等  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平屋建て・2 階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</li> <li>2 1 戸当たりの床面積は 29.7 m<sup>2</sup> を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</li> <li>3 1 戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</li> <li>4 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</li> </ol> |

|      |                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設工事 | 1 災害発生の日から20日以内に着工する。<br>2 都は、一般社団法人東京都建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。<br>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。<br>4 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市等に委任する。<br>5 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。 |
| その他  | 市は、昭島消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。                                                                                                                                                                           |

## (5) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊または流失した者
  - イ 居住する住家がない者
  - ウ 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

## (6) 入居者の募集・選定

- ア 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- イ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。
- ウ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。
- オ 入居に際しては、高齢者や女性世帯等にも配慮しつつ、可能な限り地域のつながりを尊重した仮設住宅への入居体制とする。

## (7) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- イ 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

## 第 12 節 被災者の生活相談等の支援（復旧対策）

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談を実施する。

## 1 生活相談

市本部

調査班

福祉総務班

関係機関

## (1) 相談センターの開設

市は、被災者の生活に関する各種相談に応じるため、市役所本庁舎市民ロビーに相談センターを開設する。

## (2) 相談の内容

各機関の市民相談は次のとおりとする。

| 機関名   | 相 談 の 内 容 等                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | 1 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。<br>2 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。<br>3 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。                                                                                                                               |
| 昭島警察署 | 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 昭島消防署 | 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防各出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたる。<br>また、火災による罹災証明の発行については、市の行う罹災証明事務との連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。<br>1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底<br>2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底<br>3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 |

## 第13節 被災者の生活再建資金援助等（復旧対策）

## 1 災害弔慰金等の支給

市本部 福祉総務班

昭島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年昭島市条例第29号）に基づき、自然災害により死亡した市民に対して災害弔慰金を支給するとともに、また災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給するものとする。

また、日赤東京都支部では、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配付を行う。

## (1) 災害弔慰金の支給

|                   |                                                                                                            |        |  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|
| 対象となる災害<br>(自然災害) | 1 市内において5世帯以上の住家が滅失した災害<br>2 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害<br>3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で内閣総理大臣が認めたもの |        |  |
| 支給対象              | 死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び状況により兄弟姉妹                                                                              |        |  |
| 支給限度額             | 1 死亡者が、その遺族の生計の主たる維持者のとき                                                                                   | 500 万円 |  |
|                   | 2 それ以外の場合                                                                                                  | 250 万円 |  |

## (2) 災害障害見舞金の支給

|         |                                                            |        |  |
|---------|------------------------------------------------------------|--------|--|
| 対象となる災害 | 災害弔慰金に同じ                                                   |        |  |
| 支給対象    | 上記の災害により災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に定める程度の障害を有するものとなった者 |        |  |
| 支給限度額   | 1 障害を有するものとなった者が、<br>その属する世帯の生計の主たる維持者のとき                  | 250 万円 |  |
|         | 2 それ以外の場合                                                  | 125 万円 |  |

## (3) 日本赤十字社による災害救援物資の支給

|         |                          |                            |  |
|---------|--------------------------|----------------------------|--|
| 対象となる被害 | 震災、風水害、火災等により生じた被害       |                            |  |
| 支給対象    | 市内に居住する者で構成する世帯で、災害を受けた者 |                            |  |
| 救援物資    | 1 住宅の全半壊、全半焼             | 毛布（全員）、緊急セット（世帯）           |  |
|         | 2 床上浸水                   | 毛布（全員）、緊急セット（世帯）、バスタオル（全員） |  |
|         | 3 避難所へ1晩以上避難             | 毛布（全員）、安眠セット（全員）、緊急セット（世帯） |  |

## 2 災害援護資金等の貸付け

市本部 福祉総務班

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の

適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に被災を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

貸付等各種の融資は、次のとおりである。

(1) 災害援護資金の貸付け

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 貸付対象 | 地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。<br>1人世帯 220万円、2人世帯 430万円、3人世帯 620万円、<br>4人世帯 730万円、<br>5人以上世帯 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算する。<br>(注) 住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和する。                                                                                                                                         |  |
| 貸付金額 | 1 世帯主の療養期間 1 箇月以上の負傷 150 万円<br>2 家財等の損害<br>① 家財の1/3 以上の損害 150 万円<br>② 住居の半壊 170 万円<br>③ 住居の全壊 250 万円<br>④ 住居全体の滅失又は流失 350 万円<br>3 1、2が重複した場合<br>① 1と2の①の重複 250 万円<br>② 1と2の②の重複 270 万円<br>③ 1と2の③の重複 350 万円<br>4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合<br>① 2の②の場合 250 万円<br>② 2の③の場合 350 万円<br>③ 3の②の場合 350 万円 |  |
| 据置期間 | 3 年（特別の事情がある場合 5 年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 償還期間 | 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年）                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

(2) 生活福祉資金の貸付け

|       |                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付対象  | 低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.9 倍以内）のうち、他からの融資を受けることのできない者で、この資金の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯（災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外） |
| 貸付金額  | 1 世帯 150万円以内                                                                                                      |
| 据置期間  | 貸付けの日から 6 か月以内（特別の場合 2 年以内）                                                                                       |
| 償還期間  | 据置期間経過後 7 年以内                                                                                                     |
| 貸付利率  | 保証人有：無利子<br>保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子）                                                                                 |
| 保 証 人 | 原則として連帯保証人が必要だが、無しでも可。                                                                                            |

## 3 被災者生活再建支援金の支給

市本部

福祉総務班

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

|                                                            |                                                                                                                                                                        |       |             |       |       |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|-------|-------|
| 対象となる被害                                                    | 1 昭島市又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市の区域に係る自然災害（「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号の被害）<br>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害<br>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害           |       |             |       |       |
| 支給額                                                        | 1 住宅が全壊した世帯<br>2 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯<br>3 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯<br>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） |       |             |       |       |
| 支給額                                                        | 1と2の合計額                                                                                                                                                                |       |             |       |       |
|                                                            | 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）                                                                                                                                            |       |             |       |       |
|                                                            | 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）                                                                                                                                            |       |             |       |       |
|                                                            | 区分                                                                                                                                                                     | 基礎支援金 | 加算支援金       | 計     | 計     |
|                                                            | 全壊世帯                                                                                                                                                                   | 100万円 | 建設・購入 200万円 | 300万円 | 300万円 |
|                                                            | 解体世帯                                                                                                                                                                   |       | 補修 100万円    | 200万円 | 200万円 |
|                                                            | 長期避難世帯                                                                                                                                                                 |       | 賃借 50万円     | 150万円 | 150万円 |
|                                                            | 大規模半壊世帯                                                                                                                                                                | 50万円  | 建設・購入 250万円 | 250万円 | 250万円 |
|                                                            |                                                                                                                                                                        |       | 補修 100万円    | 150万円 | 150万円 |
|                                                            |                                                                                                                                                                        |       | 賃借 50万円     | 100万円 | 100万円 |
| ※ 被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（単数世帯）の場合は、上記の3/4の金額。 |                                                                                                                                                                        |       |             |       |       |
| 支給申請                                                       | 1 申請時の添付書類<br>基礎支援金：罹災証明書、住民票等<br>加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）<br>2 申請期間<br>基礎支援金：災害発生の日から13月以内<br>加算支援金：災害発生の日から37月以内                                                         |       |             |       |       |

## 第14節 職業のあっ旋（復旧対策）

市本部

経済班

国と都、市が連携し、被災者に対する職業のあっ旋を迅速に実施する。

| 機関名 | 対 策 内 容                                              |
|-----|------------------------------------------------------|
| 市   | 被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。                |
| 都   | 1 災害による離職者の把握に努め、そのあっ旋を図る。<br>2 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 |



## 第15節 租税等の徴収猶予及び減免等（復旧対策）

市本部

調査班

被災した納税義務者等に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）並びに昭島市税賦課徴収条例（昭和29年昭島市条例第5号）及び昭島市国民健康保険税条例（昭島市条例第26号）により市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等適時、適切な措置を講ずるものとする。

## 1 期限の延長

災害により、納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、昭島市税賦課徴収条例第18条の2に基づき、次のとおり当該期限を延長する。

- (1) 市長は、地域、期日その他必要な事項を指定し、公示する。
- (2) 市長は、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合は、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

## 2 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

## 3 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。（地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9）

## 4 減免

被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、減免を行う。

## (1) 市（都）民税

被災した状況に応じて減免を行う。（昭島市税賦課徴収条例第51条）

## (2) 固定資産税・都市計画税

市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産・都市計画税について減免を行う。（市税賦課徴収条例第71条）

## (3) 国民健康保険税

被災した状況に応じて減免を行う。（昭島市国民健康保険税条例第26条）

## 第16節 その他の生活確保（復旧対策）

## 1 郵便・電話料金などの免除等

## 関係機関

各機関の料金免除等の措置は、次のとおりとする。

| 機関名                           | 料 金 免 除 等 の 取 扱 い                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 本 郵 便<br>株 式 会 社<br>東 京 支 社 | <p>災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 利用の制限又は業務の一部停止</p> <p>2 為替貯金関係</p> <p>(1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除</p> <p>(2) 為替貯金業務の非常取扱い</p> <p>(3) 災害ボランティア口座の開設</p> <p>3 簡易保険関係</p> <p>被災地の郵便局において、保険金及び普通貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。</p> |
| 日 本 放<br>送 協 会                | <p>1 被災者の受信料免除</p> <p>2 避難所への受信機の貸与・設置</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 東日本電信電話<br>株式会社               | <p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



## 第16章 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚な災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政措置について定めている。

都及び市の区域に、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

### 活動の要点

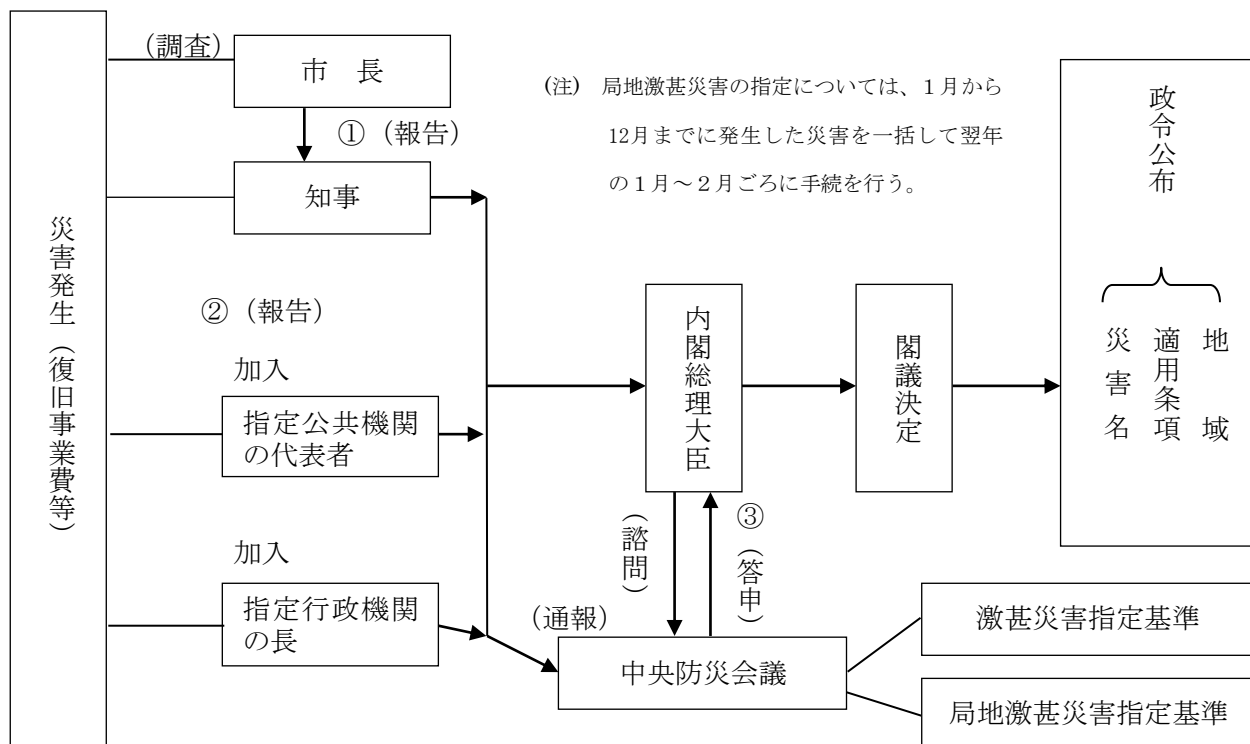
- ① 指定手続の確認
- ② 災害状況の確認
- ③ 知事への報告

### 第1節 激甚災害の指定手続

市本部

本部長室

- 1 市長は、大規模災害が発生した場合は速やかにその被害の状況及びとられた措置等について知事に報告する。
- 2 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 3 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。



【関係法令】

- ・ 災害対策基本法第97条・98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**第2節 激甚災害に関する調査報告****市本部****本部長室**

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮の上、災害状況等を調査して知事に報告する。

- 1 市内に大規模な災害が発生した場合、市長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部長に必要な調査を行わせる。
- 2 各部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、市長に提出する。
- 3 市長は、各部の調査を集約のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると判断した場合は、知事に対して調査票を添付し申請するものとする。  
なお、各部長は、事業ごとに都の関係機関と連絡の上、指定の促進を図る。
- 4 市は、都が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。（資料72「激甚災害指定基準」参照）



## 第4節 局地激甚災害指定基準

市本部

本部長室

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。（資料73「局地激甚災害指定基準」参照）

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。（資料74「激甚災害法に定める事業及び都関係局」参照）